

旬刊

福  
利  
厚  
生

2019  
March

3

下旬号

No.2268

ISSN1343-568X

基準賃借料改定企業は約1割、  
首都圏・4人家族で14.9万円

特集 2019年版 民間企業95社対象

# 借上社宅の基準賃借料と 家賃補助調べ

連載 健康経営推進企業の先進事例(2)  
三菱地所株式会社の取り組み

連載 今、福利厚生がおもしろい！(67)採用と福利厚生⑧  
次世代の「リファラル採用」で福利厚生に期待される役割

労務研究所

## 特集

特集 2019年版 民間企業95社対象

## 借上社宅の基準賃借料と家賃補助調べ 5

- 1 借上社宅の主な都市別の基準賃借料…………… 6
- 2 一時金, 管理費, 基準額超過分の扱い…………… 10
- 3 家賃補助の実施率と補助額, 補助率…………… 11

別表Ⅰ 各社別の社宅借上基準と基準賃借料, 経費負担…………… 13

別表Ⅱ 各社別の家賃補助制度の支給要件と補助額…………… 44

## 春闘方針

2019年 春季労使交渉方針

19単産の福利厚生充実目標…………… 48

## 健康経営銘柄

経産省・東証 健康経営銘柄2019

初選定16社を含む37社を選定…………… 56

## 教育資金

ソニー生命保険 子どもの教育資金に関する調査2019

社会人までの必要教育資金は1,339万円…………… 60

## 連載 第2回

健康経営推進企業の先進事例…………… 54

三菱地所株式会社の取り組み

## 連載 第67回

今, 福利厚生がおもしろい! 西久保浩二…………… 61

経営効果の理論的背景を探る — 採用と福利厚生⑧ —

## 物価指数

消費者物価指数 (全国1月分, 都区部2月分)…………… 63

## 社内預金

2019年4月1日以降の社内預金下限利率は年0.5%に据え置き(厚労省)…………… 65

## シリーズ

福利厚生ナナメ読み(133)『残業学』…………… 39

## アラカルト

福利厚生アラカルト (3月上旬分)…………… 40

# 借上社宅の基準賃借料と家賃補助調べ

— 基準賃借料は首都圏で14.9万円，家賃補助額は5.2万円 —

2019年2月時点で本誌がまとめた借上社宅の主な都市平均の基準賃借料は4人家族で前年と横ばいの12.3万円だった。一方，家賃補助額は家族ありで5.2万円，補助率は53.8%だった。

## 4人家族の基準賃借料は12.3万円

4人家族の基準賃借料は都市平均で12.3万円だった。首都圏は14.9万円，京阪神は13.2万円，名古屋は11.8万円だった。

一般・係長の基準賃借料は，都市平均で10.8万円，首都圏13.2万円，京阪神11.8万円，名古屋10.6万円だった。

3DK等の基準賃借料は，都市平均で11.5万円，首都圏12.8万円，京阪神12.1万円，名古屋11.9万円だった。

住宅規模別の賃借料を首都圏についてみると，1DK等8.4万円，2DK等10.9万円，3DK等12.8万円，4DK等15.5万円だった。

## 社宅使用料は基準賃借料の20～22%

基準賃借料に占める借上社宅使用料の割合は，家族数4人で基準賃借料が13.5万円，社宅使用料が3.0万円，基準賃借料に占める社宅使用料の割合は22.3%だった。職階一般・係長で基準賃借料が13.2万円，社宅使用料が2.7万円，基準賃借料に占める社宅使用料の割合は20.3%だった。

## 家賃補助制度実施率は32.6%

家賃補助制度の実施率は32.6%だった。支給方法には，定額制，定率制，両者併用の3種がある。平均補助額は，単身・独身で4.4万円，家族ありで5.2万円だった。支払い家賃に対する補助率は，単身・独身で53.1%，家族ありで53.8%だった。

### 調査の概要

主な都市の4人家族の基準賃借料 (百円)	都市平均	1,226
	首都圏	1,488
	京阪神	1,315
	名古屋	1,177
	札幌	1,087
	仙台	1,122
	広島 福岡	1,082 1,104
規模別の基準賃借料 (首都圏，百円)	1DK等	841
	2DK等	1,086
	3DK等	1,283
	4DK等	1,548
基準賃借料に占める使用料の割合	家族数別	
	平均	22.3%
	単身	21.1
	2人	20.9
	3人	22.7
	4人	22.5
	5人以上	22.9
	職階別	
	平均	20.7%
	一般・係長 課長 部長	20.3 20.6 20.9
共益費の負担区分	全額会社	47.8%
	全額入居者	33.3
	一部入居者	18.9
駐車料の負担区分	全額会社	14.6%
	全額入居者	82.0
	一部入居者	3.4
退去時の補修費の負担区分	全額会社	71.1%
	全額入居者	10.0
	一部入居者	14.4
	社有社宅に準ずる	4.4
家賃補助制度	実施率	32.6%
	単身・独身 補助額	43,700円
	補助率	53.1%
	家族あり 補助額	51,600円
補助率	53.8%	

# 1

## 借上社宅の主な都市別の基準賃借料

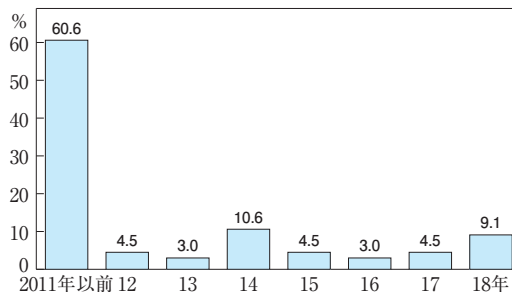
### 基準賃借料の改定状況

#### 18年改定は9.1%

民間借家家賃はこのところ停滞しているが、基準賃借料の最終改定年は図1のとおり、18年（19年改定予定含む）が9.1%を示した。14年からの5年間の改定率は合計31.7%だった。

一方、最終改定年が11年以前のまま据え置きは60.6%を占めた。

図1 基準賃借料の最終改定年



### 家族数別の基準賃借料

#### 4人家族は首都圏で14.9万円

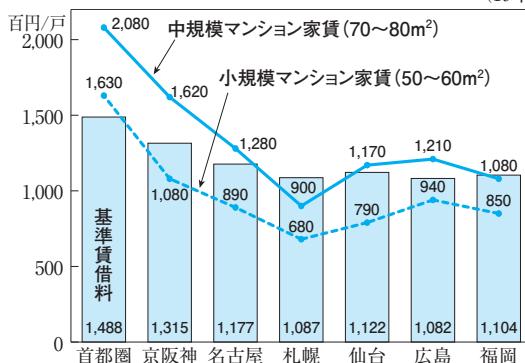
家族数別に基準賃借料を定めている企業のうち、4人家族の基準賃借料と新規供給マンション家賃との都市別の対応は図2のとおりだった。

首都圏の基準賃借料は14.9万円で、新規供給の中規模マンション家賃（図2の注2）を5.9万円下回った。

京阪神では3.1万円、名古屋では1.0万円、中規模マンション家賃を基準賃借料がそれぞれ下回った。このほか、仙台でも0.5万円、広島でも1.3万円下回った。

しかし、札幌では1.9万円、福岡では0.2万円上

図2 4人家族の基準賃借料と新規供給マンション家賃の比較 (19年)



注1 基準賃借料は表1による  
注2 新規供給マンションの家賃は賃貸住宅市場で新たに賃借するときの家賃をいう、本誌No.2251による

表1

家族数別の基準賃借料

(19年、百円/戸)

区分	都市平均	首都圏	京阪神	名古屋	札幌	仙台	広島	福岡	沖縄
平均	1,070	1,301	1,159	1,057	934	968	938	965	957
単身	772	907	829	774	696	7110	698	706	721
2人	1,045	1,288	1,131	1,045	902	934	908	934	946
3人	1,120	1,359	1,220	1,110	979	1,010	960	1,015	968
4人	1,226	1,488	1,315	1,177	1,087	1,122	1,082	1,104	1,084
5人以上	1,229	1,502	1,335	1,221	1,047	1,155	1,085	1,112	1,108

注 サンプル数が異なるため、本表の平均と表3の職階別、表4の住宅規模別の平均とは一致しない

表2

4人家族の基準賃借料の推移

(百円/戸)

区分	都市平均	首都圏	京阪神	名古屋	札幌	仙台	広島	福岡	沖縄
2005年	1,161	1,431	1,246	1,126	1,014	1,039	1,079	1,046	1,002
10年	1,184	1,442	1,254	1,157	1,049	1,061	1,072	1,068	1,023
15年	1,211	1,466	1,284	1,173	1,064	1,074	1,089	1,075	1,035
17年	1,220	1,496	1,298	1,159	1,087	1,117	1,076	1,099	1,075
18年	1,231	1,493	1,321	1,180	1,092	1,127	1,089	1,108	1,084
19年	1,226	1,488	1,315	1,177	1,087	1,122	1,082	1,104	1,084

回った。

新規供給の小規模マンション家賃と基準賃借料を比べると、首都圏では基準賃借料を1.4万円下回ったが、他の都市では基準賃借料の範囲に収まった。

### 都市平均の基準賃借料は12.3万円

家族数別の基準賃借料は表1のとおり、家族数が多いほど高額だった。都市平均で見ると、2人家族に対し、単身は0.74倍、3人家族は1.07倍、4人家族は1.17倍だった。

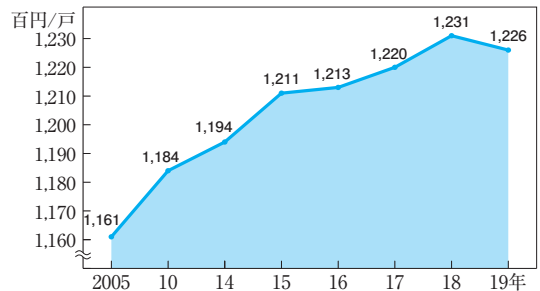
都市別の4人家族の基準賃借料の推移は表2のとおりになった。18年に比べ上昇した都市は皆無だった。首都圏、京阪神、名古屋、札幌、仙台、広島、福岡で低下し、沖縄は横ばいだった。

都市平均の4人家族の基準賃借料の推移は図3のとおりだった。

13年、14年は11.9万円だったが、その後上昇し15年、16年は12.1万円、17年は12.2万円、18年、19年は12.3万円になった。

総務省の「消費者物価指数」(財・サービス指数)

図3 4人家族の基準賃借料の推移



注 15年は再集計による、表2も同じ

の17年の民営家賃(非木造)を100とした18年の指数は全国で99.9、都区部で100.1だった。

### 職階別の基準賃借料

#### 一般・係長の基準賃借料は10.8万円

職階別の基準賃借料は表3のとおり、都市平均で一般・係長は10.8万円、課長は12.4万円、部長は13.6万円だった。

一般・係長と課長の格差は1.15倍、部長は1.26倍だった。

表3 職階別の基準賃借料

(19年、百円/戸)

区分	都市平均	首都圏	京阪神	名古屋	札幌	仙台	広島	福岡	沖縄
平均	1,212	1,493	1,317	1,200	1,048	1,127	1,155	1,087	1,038
一般・係長	1,081	1,318	1,182	1,063	928	1,000	1,020	958	919
課長	1,238	1,551	1,342	1,218	1,077	1,138	1,195	1,122	1,048
部長	1,364	1,718	1,480	1,376	1,177	1,285	1,273	1,225	1,148

表4 住宅規模別の基準賃借料

(19年、百円/戸)

区分	都市平均	首都圏	京阪神	名古屋	札幌	仙台	広島	福岡	沖縄
平均	1,053	1,220	1,119	1,085	942	986	925	969	869
1DK等	702	841	753	715	629	647	615	657	420
2DK等	929	1,086	991	944	825	843	797	860	760
3DK等	1,149	1,283	1,208	1,190	1,045	1,080	1,000	1,064	1,115
4DK等	1,315	1,548	1,386	1,361	1,158	1,259	1,178	1,193	1,113

注 1DK等=1K、1LDKを含む、2DK等=2K、2LDK、3Kを含む、4DK等=3LDKを含む

表5 住宅規模別の基準賃借料の推移

(百円/戸)

区分	首都圏				京阪神				名古屋			
	1DK等	2DK等	3DK	4DK等	1DK等	2DK等	3DK	4DK等	1DK等	2DK等	3DK	4DK等
2005年	856	1,110	1,412	1,521	746	956	1,256	1,382	645	853	1,153	1,280
10年	766	1,068	1,377	1,506	648	941	1,273	1,392	629	864	1,218	1,311
15年	763	1,109	1,360	1,496	666	924	1,178	1,396	650	863	1,139	1,316
17年	803	1,087	1,318	1,528	724	984	1,188	1,337	681	942	1,174	1,324
18年	829	1,084	1,278	1,550	753	991	1,208	1,386	715	944	1,190	1,361
19年	841	1,086	1,283	1,548	753	991	1,208	1,386	715	944	1,190	1,361

首都圏では一般・係長の基準賃借料は13万1,800円であり、札幌・仙台・広島・福岡、沖縄の部長クラスの基準賃借料を上回った。

## 住宅規模別の基準賃借料

### 3DK基準賃借料は首都圏で12.8万円

住宅規模別の基準賃借料は表4のとおりだった。都市平均の1DK等を基準にすると、2DK等1.32倍、3DK等1.64倍、4DK等1.87倍だった。

基準賃借料の推移は表5のとおりだった。19年の2DK等の基準使用料は、10年に比べ概ね2,000～8,000円アップした。

1DK等は、首都圏で7.7万円が8.4万円に、京阪神で6.5万円が7.5万円に、名古屋で6.3万円が7.2万

円にそれぞれ増加した。

2DK等は、首都圏で10.7万円が10.9万円に、京阪神で9.4万円が9.9万円に、名古屋で8.6万円が9.4万円になった。

3DK等は、首都圏で13.8万円が12.8万円に、京阪神で12.7万円が12.1万円に、名古屋で12.2万円が11.9万円になった。

4DK等は、首都圏で15.1万円が15.5万円に、京阪神で13.9万円が13.9万円に、名古屋で13.1万円が13.6万円になった。

3DK等の基準賃借料は10年当時に比べ下がっている。

## 基準賃借料と借上社宅使用料

### 基準賃借料の22.3%を徴収

首都圏の基準賃借料と借上社宅使用料との関係は表6のとおりだった。

家族数別平均では、基準賃借料は13.5万円、借上社宅使用料は3.0万円、基準賃借料の22.3%相当を社宅使用料として徴収していた。

職階別平均では基準賃借料に占める借上社宅使用料の割合は20.7%だった。

なお、本誌18年11月調べの社宅使用料は、社有・借上の平均で2.5万円だった。

### 基準賃借料に占める使用料の割合

基準賃借料に占める借上社宅使用料の割合の推移は13年まで19%前後の水準で推移していたが、図4のとおり、14年以降は20%を超え、18年は21.6%、19年は前述のとおり22.3%になった。

家賃の全額を自分で支払って賃貸住宅に居住している従業員に比べると、借上社宅入居者は家賃の80%弱に相当する経済的利益を受けていることになる。

## 3要素統合の基準賃借料

### 家族数2人以上で新規供給家賃下回る

基準賃借料は、入居する従業員の家族構成に見合う規模の住宅を、社有あるいは既契約の社宅規模との整合性、事業主の支払い能力、受益者負担に対する企業ごとの原則などの要素を統合して決められる。

表6 首都圏の基準賃借料と借上社宅使用料

(19年、百円/戸)

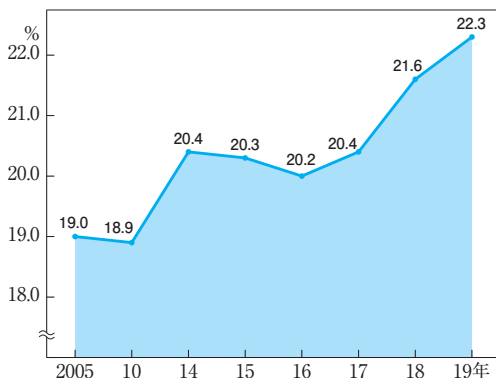
区 分	基準賃借料 (A)	借上社宅使用料 (B)	(B) / (A) (%)
家族数別平均	1,353	302	22.3
単身	883	186	21.1
2人	1,200	251	20.9
3人	1,299	295	22.7
4人	1,438	324	22.5
5人以上	1,477	338	22.9
職階別平均	1,456	301	20.7
一般・係長	1,322	269	20.3
課長	1,480	305	20.6
部長	1,567	328	20.9

注1 基準賃借料と借上社宅使用料（超過分を除く）が対応する事例を集計

2 家族数別平均と職階別平均はサンプル数が異なる

3 家族数別平均は単身を除く、職階別平均は4人家族の場合

図4 基準賃借料に占める借上社宅使用料の割合



注 表6の家族数別平均による

多くの場合、借上社宅の基準賃借料は、家族数、職階、住宅規模といった代表的な要素のいずれかあるいはその組み合わせで設定されている。このため、各企業の基準賃借料の水準を横断的に把握するのは容易ではない。

そこで、基準賃借料を構成する代表的な要素である、家族数、職階、住宅規模を統合して、平均的な基準賃借料をしてみた。

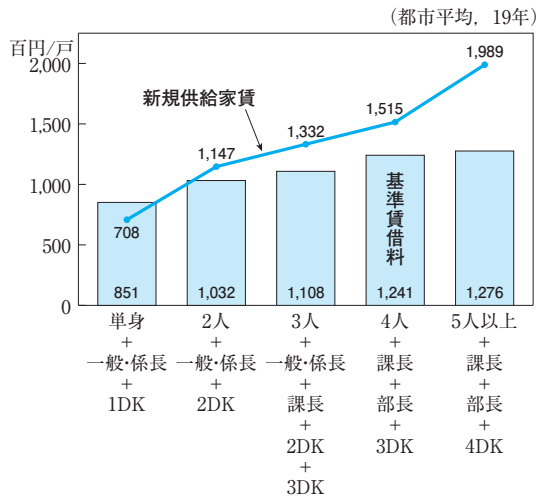
結果は、都市平均が図5、首都圏は図6、京阪神は図7、名古屋は図8のようになった。

都市平均の基準賃借料と新規供給家賃との関係は、単身+一般・係長+1DKでは基準賃借料が新規供給家賃より高額だった。

しかし、2人家族以上では新規供給家賃が基準賃借料を上回り、基準の範囲内で借上社宅を確保するのが難しい状態にあった。

2人家族+一般・係長+2DK（以下、2人家族などの基準賃借料）では基準賃借料は新規供給家賃を1.2万円下回った。3人家族などでは2.2万円、4人家族などでは2.7万円、5人以上家族などでは7.1万円下回った。

図5 3要素統合の基準賃借料と新規供給家賃



注1 家族数が多くても職位の低い人もいるが、図では単純に家族数が多ければ職位も高いものとして目安をみることにした。家族数は表1、職階は表3、住宅規模は表4による(3要素の基準賃借料を単純平均)  
 2 新規供給家賃は本誌No.2251の各都市の平均家賃(㎡単価)による。ただし、戸数のウエイトを13年の総務省「住宅・土地統計調査」(民営借家・非木造・共同住宅)より、関東大都市圏45%、京阪神大都市圏23%、中京大都市圏10%、その他大都市圏22%として加重平均した  
 3 住宅規模は、1DK=25㎡(新住宅計画の単身者の最低居住面積)、1DK以外は本誌No.2263の「社宅・独身寮の使用料調べ」から2DK=50㎡、2DK+3DK=58.5㎡、3DK=67㎡、4DK=88㎡とした

## 首都圏では4人家族などで5万円下回る

首都圏では、基準賃借料が新規供給家賃の範囲内だったのは単身+一般・係長+1DKのみだった。

2人家族などでは基準賃借料が新規供給家賃を2.5万円下回った。3人家族などでは3.8万円、4人家族などでは5.0万円、5人以上家族などでは9.1万円それぞれ下回った。超過分のすべてあるいは一部は入居者の負担になる。

## 京阪神では4人家族などで1.4万円下回る

京阪神では新規供給家賃が基準賃借料の範囲内に収まったのは単身、2人家族などだった。3人家族などでは新規供給家賃を0.3万円下回った。

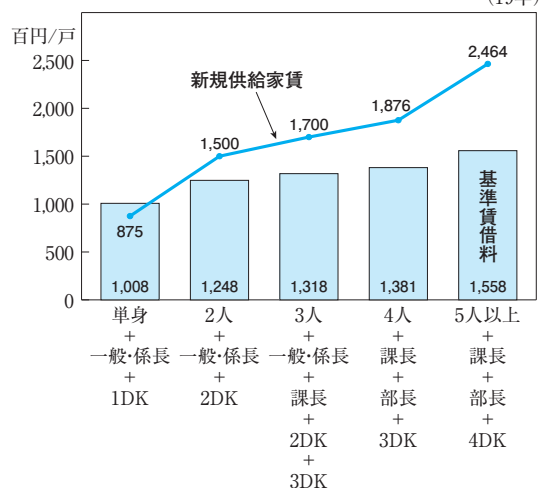
4人家族などでは1.4万円、5人以上家族などでは5.6万円、基準賃借料が下回った。

## 名古屋は概ね基準賃借料の範囲内

名古屋では新規供給家賃が基準賃借料を上回ったのは5人以上家族などのみだった。5人以上家族などでは基準賃借料が新規供給家賃を2.1万円下回った。

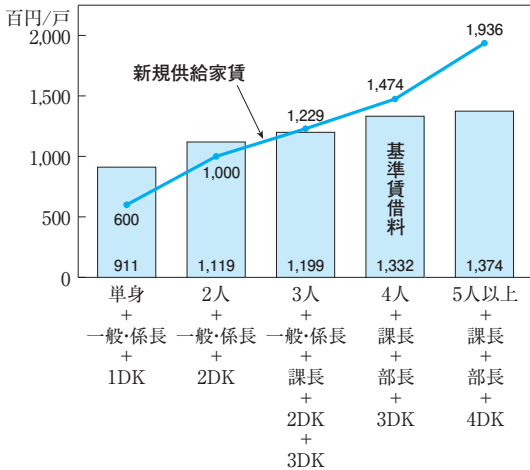
このように首都圏や京阪神では基準賃借料で中規模以上の家族向け民営借家を確保することは難しく、通勤時間を延長してより安い家賃地域で住宅を確保するか、超過分の自己負担の発生もあり得る。一方、名古屋では、基準賃借料の範囲内で良質な住宅に入居できる可能性がある。

図6 首都圏の3要素統合の基準賃借料と新規供給家賃



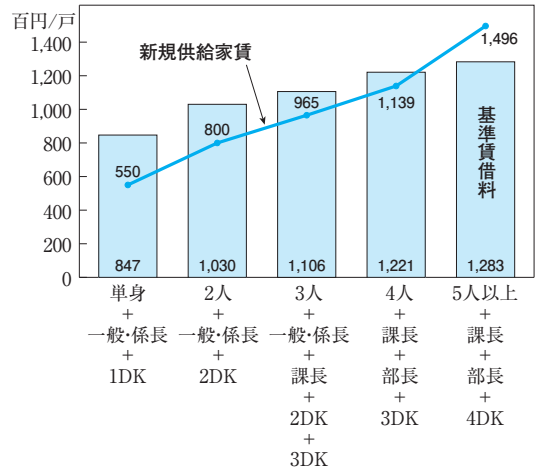
注 図5に同じ

図7 京阪神の3要素統合の基準賃借料と新規供給家賃 (19年)



注 図5と同じ

図8 名古屋市の3要素統合の基準賃借料と新規供給家賃 (19年)



注 図5と同じ

## 2

# 一時金、管理費、基準額超過分の扱い

### 物件は会社確保が50%

従業員が入居する物件の探し方は図9のとおりだった。

会社側確保が50.0%、入居者側確保が43.3%、どちらもよいが6.7%だった。入居者側確保は、どちらもよいと合わせ50.0%を占めた。この割合は、前回18年調査と同水準だった。

### 入居一時金は会社負担

入居一時金は、例外なく会社側が全額を負担していた。会社側が負担する入居一時金の水準は図10のとおりだった。

家賃月額比は京阪神が飛び抜けて高額で、敷金

図9 物件の探し方 (19年)

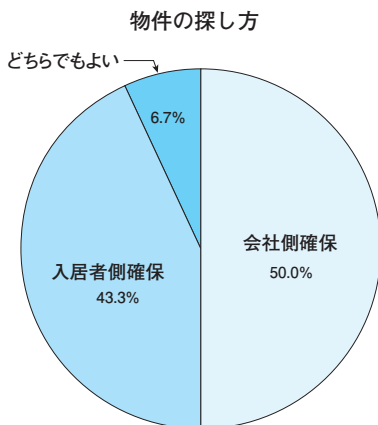
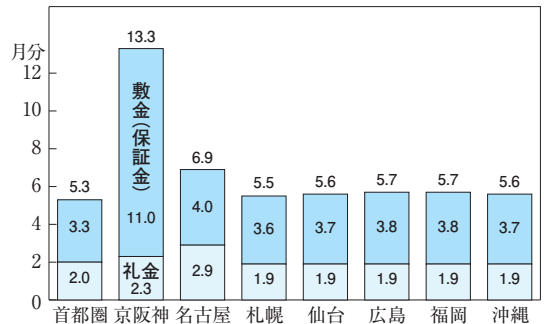


図10 入居一時金の会社負担基準

(家賃月額比、19年)



(保証金)が11.0カ月分、礼金と合わせて13.3カ月分だった。京阪神を除く各都市では5~6カ月分だった。

本誌が不動産・住宅情報サイト「HOME'S」(18年6月上旬~中旬)掲載分から集計した結果(本誌No.2251)は次のとおりで、京阪神を除き図10と大きな差はなかった。

本誌集計では、中規模マンションの敷金(保証金)と礼金を合わせた入居一時金の家賃月額費は大阪市内で2.5カ月分、神戸市内で3.2カ月分、東京都区部で2.2カ月分だった。

このほか、名古屋市内は2.1カ月分、札幌市内は1.3カ月分、仙台市内は3.0カ月分、広島市内は3.3カ月分、福岡市内は2.4カ月分だった。いずれも図10の水準を下回った。



## 全額会社負担は共益費48%，駐車料15%

管理費（共益費），駐車料，退去時の補修費の負担区分は表9のとおりだった。

このうち，全額会社負担としていた割合は，共益費で47.8%，駐車料で14.6%，退去時の補修費で71.1%だった。一方，全額入居者負担としていた割合は，共益費で33.3%，駐車料で82.0%，退去時の補修費で10.0%だった。

## 更新料は全額会社負担が96%

更新料の負担区分は表10のとおり，全額会社負担が95.6%を占めた。

全額入居者負担は皆無で，家賃の一定額まで会社負担，会社と入居者で折半が僅かながらみられた。

## 超過分全額入居者負担が75%

基準賃借料を超過した物件に入居した時の超過分の扱いは図11のとおりだった。

全額入居者負担が74.7%と最も多かった。超過住宅への入居を認めないも18.4%あった。

表9 共益費，駐車料，退去時の補修費の負担区分

(19年，%)

区分	共益費	駐車料	退去時の補修費
全額会社負担	47.8	14.6	71.1
全額入居者負担	33.3	82.0	10.0
一部入居者負担	18.9	3.4	14.4
社有社宅に準ずる	—	—	4.4

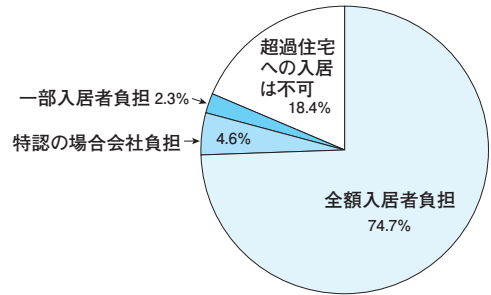
表10 更新料の負担区分

(19年，%)

区分	構成比
全額会社負担	95.6
家賃の一定額まで会社負担	2.2
会社と入居者の折半負担	2.2

図11 基準賃借料を超過したときの扱い

(19年)



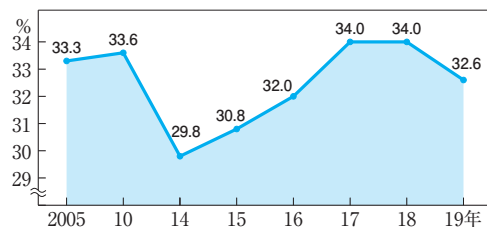
# 3

## 家賃補助の実施率と補助額，補助率

### 実施率は33%

借上社宅の提供と家賃補助制度は類似した機能を持っている。借上社宅では賃貸契約の当事者が家主と会社であり，入居者が支払った使用料と家賃との差額に相当する経済的利益は国税庁通達に基づく計算式で求めた家賃相当額の2分の1以上であれば非課税になる。これに対し，家賃補助では賃貸契約の当事者は家主と入居者であり，会社が支給する家賃補助額は給与課税の対象になる。

図12 家賃補助制度の実施率の推移



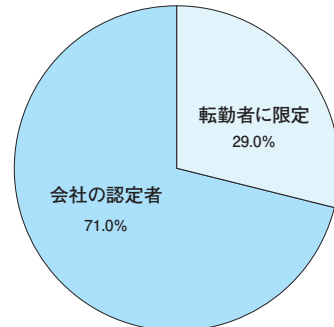
家賃補助の実施率は13年まで33%前後だったが図12のとおり，14年は29.8%に減少した。その後回復し15年30.8%，16年32.0%，17年，18年は34.0%だった。19年は32.6%でやや減少した。

### 対象者を転勤者に限定は29%

家賃補助の対象者は図13のとおりだった。最も

図13 家賃補助の対象者

(19年)



多かったのは、会社の認定者で71.0%を占めた。この中には、社宅・独身寮を廃止あるいは縮小したことによる経過措置として家賃補助を受けているケースも含まれる。

転勤者に限定して補助すると規定していた企業は29.0%だった。かつては、転勤者には借上社宅を提供する企業が一般的だったが、これに代えて転勤者が自己責任で家主と賃貸契約を結び、会社が家賃補助制度の対象者と認定したときには会社が家賃を補助するという方式に転換するケースがあらわれた。

家賃補助の支給方法には、支払い家賃に対応して一定額を補助するあるいは家族数別、職階別、地域別に一定額を補助する定額制、家賃の一定割合を補助する定率制、両者の併用がある。支給方法の採用割合は図14のとおり、家族ありの場合で、定額制は34.5%、定率制は27.6%、定額制と定率制の併用が37.9%を占めた。

### 加重平均補助額は家族ありで5.2万円

家賃補助の補助額、補助率は表11のようになっ

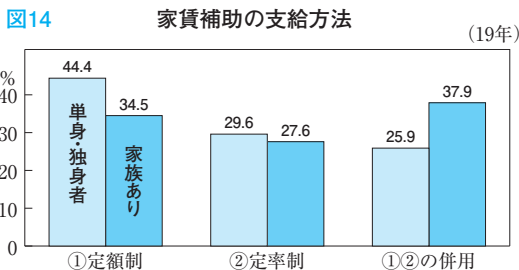
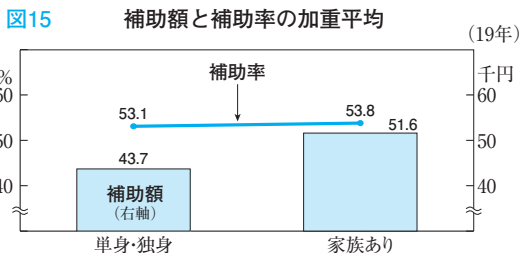


表11 家賃補助の補助率、補助額 (19年)

区分	①定額制の補助額	②定率制の補助率	①②の併用 (補助率：%かつ補助額：円)
単身・独身者	39,958円	47.5%	57.9%かつ50,162円
家族あり	48,250円	51.7%	55.0%かつ54,603円



注 補助額は表11の①と①②の補助額の加重平均、補助率は表11の②と①②の加重平均

た。家族ありをみると、定額制の平均補助額は4.8万円、平均補助率は51.7%だった。併用制では補助率55.0%かつ5.5万円が平均だった。

定額制、定率制、併用制の加重平均は図15のとおりだった。定額制は、単身・独身で4.4万円、家族ありで5.2万円だった。定率制の補助率は、単身・独身で53.1%、家族ありで53.8%だった。

### 支給期限ありが73%

家賃補助に支給期限を設けていた割合は図16のとおり73.3%だった。期限なしあるいは転勤扱いの全期間は26.7%だった。期限ありの上限は年齢では37.0歳、年数では7.7年だった。

本誌のNo.2263から社有社宅・借上社宅を平均した社宅入居期限をみると、年齢では43.1歳、年数では9.6年だった。

### 家賃補助のみが57%

家賃補助と機能が類似している住宅手当との併給の有無は図17のとおりだった。

住宅手当はなく、家賃補助のみで運用は56.7%だった。家賃補助と住宅手当を併給は26.7%、住宅手当と家賃補助のいずれかを支給するのは16.7%だった。

図16 家賃補助の支給期限の有無と上限期限 (19年)

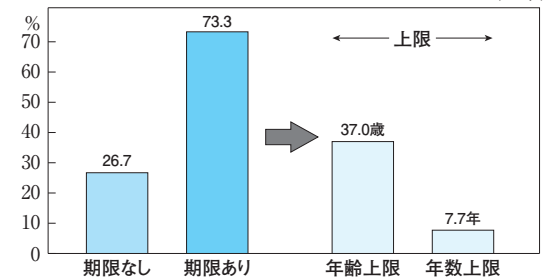
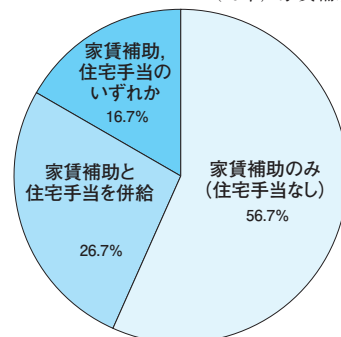


図17 家賃補助と住宅手当との併給の有無

(19年、家賃補助あり=100)



# 別表 I

## 各社別の社宅借上基準と基準賃借料, 経費負担

(労務研究所調べ 2019年2月現在)

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
<b>金属工業</b>				
<b>JFEスチール</b> (18,000名)  社有 500戸 借上 2,000戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	<b>借上基準</b> 会社負担上限(首都圏10万円)  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 一部入居者負担	◇社有点数制 ◇借上家賃の25% ◇入居期間 10年間
<b>神戸製鋼所</b> (11,191名)  社有 840戸 借上 780戸  ◇物件の探し方 会社が指定した不動産業者が提示した中から入居者が選定	◇会社が必要と認めた者	<b>基準賃借料</b> (06.10改正) ※東京本社地区で既存の借上物件を希望しない場合、指定不動産業者の提示物件を選択 同居家族数に応じて11万円もしくは13万円を上限とする  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担 (故意・過失によるものは入居者負担)	◇借上のみ ・工場隣接, マンションタイプ以外 $m^2$ 単価×面積×調整係数(新旧) ・マンション 賃借料(共益費・管理費含む)×負担割合(東京本社地区20%, その他地区30%) ・マンション(東京本社地区の選択型) 賃借料(共益費・管理費含む)×負担割合(25%)  ◇入居期間 12年間 または 40歳の3月, 9月末までのいずれか長い期間
<b>日立金属</b> (6,305名)	※借上社宅制度を廃止し, 住宅手当制度に一本化 (P44参照)			

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																																																							
大同特殊鋼 (4,000名)  社有 700戸 借上 50戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 上限150,000円(月額)  ◇上記限度額を超える場合 超過額を所定使用料に加算徴収  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 一部負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 入居者負担	◇借上 (家賃+共益費) ×15%+2,000円  ◇入居期間 一定入居年数で使用料アップ																																																							
古河電気工業 (3,657名)  社有 449戸 借上 102戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 (15年12月) 2DK (家族3名) ~50m <sup>2</sup> ~ 75,000円 3DK (家族4~5名) ~65m <sup>2</sup> ~ 90,000円 3LDK (家族6人以上) ~75m <sup>2</sup> ~100,000円  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 一部会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 入居者負担	◇社有・借上共通 ・特別使用者 負担率30% ・優先使用者 負担率50% ・例外使用者 負担率100%  ◇入居期間 40歳または5年間																																																							
日本軽金属 (1,886名)  社有 225戸 借上 76戸  ◇物件の探し方 委託先の不動産会社が斡旋した物件の中から入居者が出張時に選定	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 (01.4改正) (千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>家族同居 (標準者)</th> <th>家族同居 (転勤者)</th> <th>単身者</th> <th>独身者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>首都圏</td><td>100</td><td>120</td><td>95</td><td>80</td></tr> <tr><td>北関東</td><td>70</td><td>80</td><td>65</td><td>65</td></tr> <tr><td>札幌・仙台</td><td>70</td><td>75</td><td>65</td><td>50</td></tr> <tr><td>苫小牧</td><td>50</td><td>60</td><td>50</td><td>45</td></tr> <tr><td>北信越・東海</td><td>60</td><td>70</td><td>60</td><td>50</td></tr> <tr><td>中京</td><td>75</td><td>95</td><td>80</td><td>60</td></tr> <tr><td>阪神</td><td>95</td><td>110</td><td>90</td><td>70</td></tr> <tr><td>中国・四国・九州</td><td>70</td><td>80</td><td>65</td><td>65</td></tr> <tr><td>その他 (幸田・三重)</td><td>50</td><td>60</td><td>50</td><td>40</td></tr> <tr><td>(滋賀・金沢)</td><td>65</td><td>75</td><td>65</td><td>55</td></tr> </tbody> </table> ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担		家族同居 (標準者)	家族同居 (転勤者)	単身者	独身者	首都圏	100	120	95	80	北関東	70	80	65	65	札幌・仙台	70	75	65	50	苫小牧	50	60	50	45	北信越・東海	60	70	60	50	中京	75	95	80	60	阪神	95	110	90	70	中国・四国・九州	70	80	65	65	その他 (幸田・三重)	50	60	50	40	(滋賀・金沢)	65	75	65	55	◇共益費 左記基準賃借料に含む  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 社有社宅基準に準ずる	◇社有・借上共通 m <sup>2</sup> ×210+限度額超過分  ◇入居期間 ・一般社員 15年間または転勤した場合、転勤後10年間のいずれか長い期間 ・年俸制社員 15年間または年俸制算入後5年間のいずれか短い期間 ・持ち家者は無期限
	家族同居 (標準者)	家族同居 (転勤者)	単身者	独身者																																																							
首都圏	100	120	95	80																																																							
北関東	70	80	65	65																																																							
札幌・仙台	70	75	65	50																																																							
苫小牧	50	60	50	45																																																							
北信越・東海	60	70	60	50																																																							
中京	75	95	80	60																																																							
阪神	95	110	90	70																																																							
中国・四国・九州	70	80	65	65																																																							
その他 (幸田・三重)	50	60	50	40																																																							
(滋賀・金沢)	65	75	65	55																																																							

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
------------------------	---------	----------------------	-----------	------------------

## 電気機器

<b>東芝</b> (32,353名)  社有 50戸 借上 2,100戸  ◇物件の探し方 会社が物件情報を提供し、その中から入居者が選定	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> 〈07.4改正〉 地区、世帯人数に応じて設定された基準額を会社負担額の上限とする  ◇上記限度額を超える場合 超過分を所定使用料に加算徴収  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 入居者負担	◇借上 賃借料×社宅区分、入居期間に応じて設定された係数(30~50%)  ◇入居期間 8年間												
<b>日立製作所</b> (37,353名)  ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> 〈12.4改正〉 (千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域Ⅰ</th> <th>地域Ⅱ</th> <th>地域Ⅲ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身用</td> <td>60~80</td> <td>40~60</td> <td>30~50</td> </tr> <tr> <td>家族用</td> <td>80~120</td> <td>50~90</td> <td>30~70</td> </tr> </tbody> </table> ◇上記賃借料を超える場合 超過分を所定使用料に加算徴収  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担		地域Ⅰ	地域Ⅱ	地域Ⅲ	単身用	60~80	40~60	30~50	家族用	80~120	50~90	30~70	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 一部会社負担	◇借上 一律 30,000円  ◇入居期間 7年間
	地域Ⅰ	地域Ⅱ	地域Ⅲ													
単身用	60~80	40~60	30~50													
家族用	80~120	50~90	30~70													
<b>電気機器①</b> (10,473名)  借上のみ 1,347戸  ◇物件の探し方 会社指定の不動産業者から入居者が選定	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> 〈14.8改正〉 地域・資格・世帯(独身・単身赴任か家族帯同)に応じて設定された基準家賃あり  ◇限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金 敷金は全額、礼金は2カ月まで会社負担  ◇更新料 1カ月まで会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 一部会社負担	◇借上 基準家賃×50% 単身赴任×63% 上記を会社が負担する  ◇入居期間 10年間												

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																																																		
アズビル (5,105名)  借上主体 961戸  ◇物件の探し方 入居者が探し 会社が承認	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> 〈使用料は00.10改正, 地区区分は16.4改正〉 (円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>A地区</th> <th>B地区</th> <th>C地区</th> <th>D地区</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~80,000</td> <td>~68,000</td> <td>~60,000</td> <td>~52,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>80,001~85,000</td> <td>68,001~72,250</td> <td>60,001~63,750</td> <td>52,001~55,250</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>85,001~90,000</td> <td>72,251~76,500</td> <td>63,751~67,500</td> <td>55,251~58,500</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>90,001~95,000</td> <td>76,501~80,750</td> <td>67,501~71,250</td> <td>58,501~61,750</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>95,001~105,000</td> <td>80,751~89,250</td> <td>71,251~78,750</td> <td>61,751~68,250</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>105,001~110,000</td> <td>89,251~93,500</td> <td>78,751~82,500</td> <td>68,251~71,500</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>110,001~115,000</td> <td>93,501~97,750</td> <td>82,501~86,250</td> <td>71,501~74,750</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>115,001~120,000</td> <td>97,751~102,000</td> <td>86,251~90,000</td> <td>74,751~78,000</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td>120,000超</td> <td>102,000超</td> <td>90,000超</td> <td>78,000超</td> <td>29,000+超過額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記家賃と使用料の差額が会社負担  ※A地区 東京 大阪 京都 横浜 さいたま 神戸  B 〃 仙台 名古屋 福岡  C 〃 札幌 広島  D 〃 北九州</p> <p>◇限度額を超える場合 一定算式により入居者負担あり  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>	A地区	B地区	C地区	D地区	使用料	~80,000	~68,000	~60,000	~52,000	8,000	80,001~85,000	68,001~72,250	60,001~63,750	52,001~55,250	11,000	85,001~90,000	72,251~76,500	63,751~67,500	55,251~58,500	14,000	90,001~95,000	76,501~80,750	67,501~71,250	58,501~61,750	17,000	95,001~105,000	80,751~89,250	71,251~78,750	61,751~68,250	20,000	105,001~110,000	89,251~93,500	78,751~82,500	68,251~71,500	23,000	110,001~115,000	93,501~97,750	82,501~86,250	71,501~74,750	26,000	115,001~120,000	97,751~102,000	86,251~90,000	74,751~78,000	29,000	120,000超	102,000超	90,000超	78,000超	29,000+超過額	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 使用料の50%、3,000円限度に補助  ◇退去時の補修 会社負担	◇借上主体 左記の使用料のとおり  ◇入居期間 各自設定の本拠地 3年間 それ以外 なし
A地区	B地区	C地区	D地区	使用料																																																		
~80,000	~68,000	~60,000	~52,000	8,000																																																		
80,001~85,000	68,001~72,250	60,001~63,750	52,001~55,250	11,000																																																		
85,001~90,000	72,251~76,500	63,751~67,500	55,251~58,500	14,000																																																		
90,001~95,000	76,501~80,750	67,501~71,250	58,501~61,750	17,000																																																		
95,001~105,000	80,751~89,250	71,251~78,750	61,751~68,250	20,000																																																		
105,001~110,000	89,251~93,500	78,751~82,500	68,251~71,500	23,000																																																		
110,001~115,000	93,501~97,750	82,501~86,250	71,501~74,750	26,000																																																		
115,001~120,000	97,751~102,000	86,251~90,000	74,751~78,000	29,000																																																		
120,000超	102,000超	90,000超	78,000超	29,000+超過額																																																		
サンデンホールディングス (2,811名)  借上のみ 193戸  ◇物件の探し方 入居者が選定 (出張時に本人が対応)	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> 〈15.4改正〉 (千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>単身者</th> <th>2~3人</th> <th>4人</th> <th>5人以上</th> </tr> <tr> <th>1DK</th> <th>2LDK</th> <th>3LDK</th> <th>3LDK</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1地区</td> <td>56</td> <td>104</td> <td>123</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>2地区</td> <td>51</td> <td>94</td> <td>111</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>3-A・B地区</td> <td>45</td> <td>83</td> <td>99</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>4-A・B地区</td> <td>39</td> <td>73</td> <td>86</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>5-A・B地区</td> <td>34</td> <td>62</td> <td>74</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>6地区</td> <td>28</td> <td>52</td> <td>62</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>生産事業所</td> <td>34</td> <td>62</td> <td>74</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table> <p>1地区 東京都区部, さいたま, 横浜  2地区 大阪, 千葉  3-A・B地区 名古屋, 福岡, 静岡  4-A・B地区 札幌, 仙台, 新潟, 宇都宮, 前橋, 松本, 金沢, 松江, 広島, 那覇, 鹿児島  5-A・B地区 青森, 盛岡, 長野, 高松, 岡山, 熊本  6地区 宮崎, 松山</p> <p>◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>		単身者	2~3人	4人	5人以上	1DK	2LDK	3LDK	3LDK	1地区	56	104	123	129	2地区	51	94	111	116	3-A・B地区	45	83	99	103	4-A・B地区	39	73	86	90	5-A・B地区	34	62	74	77	6地区	28	52	62	64	生産事業所	34	62	74	77	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 会社負担	◇使用料 1人 10,500 2~3人 22,200 4人 26,300 5人~ 27,400  ◇入居期間 6年間						
	単身者	2~3人		4人	5人以上																																																	
	1DK	2LDK	3LDK	3LDK																																																		
1地区	56	104	123	129																																																		
2地区	51	94	111	116																																																		
3-A・B地区	45	83	99	103																																																		
4-A・B地区	39	73	86	90																																																		
5-A・B地区	34	62	74	77																																																		
6地区	28	52	62	64																																																		
生産事業所	34	62	74	77																																																		

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
安川電機 (2,734名)  社有 170戸 借上 160戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	借上基準 (99.10改正) 各事業所により決定 家族数、資格による  ◇限度額を超える場合 借上社宅として認めない  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 15~25%入居者負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇借上 (m <sup>2</sup> 単価×延面積×減額率+家賃×負担率)×0.5  ◇入居期間 九州地区45歳まで 其他地区は55歳まで
市光工業 (2,218名)  借上 144戸  ◇物件の探し方 入居者が選定 (所定の転勤休暇で対応)	◇転勤者に限定	基準賃借料 (02.10改正) (千円) 単身者(8坪)2人(12坪)3人(17坪)4人以上(22坪) 東京 70以下 100以下 120以下 135以下 伊勢原 60 70 80 100 藤岡 50 60 70 75 ※上記のほか、支店、営業所の基準賃借料も設定  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有・借上共通 1人 12,000 2人 14,000 3人 16,000 4人~ 19,000  ◇入居期間 最大10年間 最小 2年間
電気機器② (651名)  借上のみ 136戸  ◇物件の探し方 入居者が選定 (出張時)	◇会社が必要と認めた者	基準賃借料 (01.9改正) 基準額 家賃限度額 A地域 B地域 単身者 47,000円 90,000円 80,000円 2~3人 50,000 110,000 100,000 4~5 55,000 120,000 110,000 ※A地域 東京 立川 横浜 大阪 B 〃 A地域以外  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 家賃が基準額以内 基準額×下記の 使用料率 5年間 15% 6年目 35% 7年目 55% 8年目 75%  ◇入居期間 8年間

## 輸送機械

トヨタ自動車 (82,700名)  社有 3,029戸 借上 25戸  ◇物件の探し方 入居者が選定	◇転勤者に限定	基準賃借料 都市部(東京、大阪)周辺を除く地域 100,000円  ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として原則認可しない  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 同上	◇借上 築年別坪単価制 ※付帯設備格差を評価  ◇入居期間 任期満了まで
---	---------	---	---	---

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																		
デンソー (39,315名)  社有 1,013戸 借上 713戸  ◇物件の探し方 会社が指定 転勤：入居者が 選定（出張時に 対応）	◇会社が認め た者 （転勤・新 婚者）	<b>基準賃借料</b> (18.12改正) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">係長以下</th> <th rowspan="2">課長以上</th> </tr> <tr> <th>家族4人以下</th> <th>同5人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>199,000円</td> <td>236,000円</td> <td>258,000円</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>154,000</td> <td>183,000</td> <td>199,000</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>108,000</td> <td>127,000</td> <td>139,000</td> </tr> </tbody> </table> ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認可しない  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	区 分	係長以下		課長以上	家族4人以下	同5人以上	東京都	199,000円	236,000円	258,000円	大阪府	154,000	183,000	199,000	愛知県	108,000	127,000	139,000	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 同上（1台）  ◇退去時の補修 入居者の責任 に帰するもの 以外は会社負 担	◇社有 m <sup>2</sup> 単価制 @410円  ◇借上 m <sup>2</sup> 単価制 @500円  ◇入居期間 7年間 転勤者はなし
区 分	係長以下			課長以上																		
	家族4人以下	同5人以上																				
東京都	199,000円	236,000円	258,000円																			
大阪府	154,000	183,000	199,000																			
愛知県	108,000	127,000	139,000																			
日産自動車 (22,849名)  社有 424戸 借上 140戸  ◇物件の探し方 本人の事情を勘 案し会社が物件 を決定	◇会社が必要 と認めた者	<b>基準賃借料</b> 上限150,000円  ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認可しない  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担額算 出に含む  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 入居者負担	◇借上 賃料等合計－会 社負担額 会社負担額＝契 約家賃・管理 費・共益費の合 計額の4分の3 (上限6万円)) ◇入居期間 5年間																		
マツダ (21,601名)  社有 360戸 借上 434戸  ◇物件の探し方 入居者が選定 (委託業者の紹 介物件より)	◇会社が必要 と認めた者 (社有社宅 を用意でき ない場合)	(07.1改正) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>首都圏</th> <th>大阪圏</th> <th>福 岡 島</th> <th>名古屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独身者</td> <td>70,000円</td> <td>65,000円</td> <td>55,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>家族帯同者</td> <td>120,000</td> <td>100,000</td> <td>80,000</td> <td>90,000</td> </tr> </tbody> </table> ◇敷金・礼金・仲介料・更新料 会社負担	区分	首都圏	大阪圏	福 岡 島	名古屋	独身者	70,000円	65,000円	55,000円	60,000円	家族帯同者	120,000	100,000	80,000	90,000	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 会社負担  ◇退去時の補修 故意・過失は 入居者負担	◇借上 左記限度額(家 賃+駐車料)× 20%+管理共 益費 ◇入居期間 転勤者は原則5 年間			
区分	首都圏	大阪圏	福 岡 島	名古屋																		
独身者	70,000円	65,000円	55,000円	60,000円																		
家族帯同者	120,000	100,000	80,000	90,000																		
輸送機械① (15,200名)  社有 1,332戸 借上 264戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇通勤可能範 囲に社有 寮・社宅が ない地区 に勤務する 場合	<b>基準賃借料</b> 独身者・単身赴任者 上限 80,000円 家族4人(配偶者, 子2人) 上限100,000円 関東地区( ) 上限160,000円  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 入居者負担	◇借上 m <sup>2</sup> 単価制																		
ダイハツ工業 (12,454名)  借上 279戸  ◇事前の出張時に 対応(入居者が 選定)	◇会社が必要 と認めた者 (転勤者)	<b>基準賃借料</b> (14.7改正) 上限 85,000円 同居人数が1人増える毎に10,000円増額 ※14年7月に職階による基準を廃止, 家族数による基準に 改正  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同 上  ◇退去時の補修 会社負担(重 過失は相当分 を本人負担)	◇借上 家賃×20%+共 益費等  ◇入居期間 3年間																		



会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																																				
<b>輸送機械②</b> (13,000名)  社有 1,313戸 借上 121戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者(転勤者・新婚者)	<b>借上基準</b> (97.7改正) 社有社宅費用とのバランスや世間相場を比較して決定 (首都圏役職者の最高額23万円)  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 1,050円  ◇駐車料 1,080円  ◇退去時の補修 入居月数×1,080円 (64,000円上限)を徴収	◇社有・借上共通 m <sup>2</sup> 単価制 (235~350円) ◇入居期間 12年間																																				
<b>I H I</b> (8,458名)  社有 371戸 借上 1,114戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者(転勤者、新婚者(勤続2年以上)、資格・要件は社有・借上共通)	<b>基準賃借料</b> (12.1) 地区により異なる 新婚 6.2万~14万円 転勤 7.5万~14万円  ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認めず  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 基本補修費+個別損傷箇所補修費を入居者が負担	◇入居期間 新婚 10年 転勤 15年																																				
<b>ボッシュ</b> (5,500名)  社有 50戸 借上 387戸  ◇物件の探し方 家賃上限内で会社が紹介	◇会社が必要と認めた者(点数制で評価し30点以上を対象)	<b>基準賃借料</b> (14.1改正) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>課長以上</td> <td>一般職</td> <td>扶養加算</td> </tr> <tr> <td>家族同伴 A</td> <td>146,000円</td> <td>130,000円</td> <td>同居3人</td> </tr> <tr> <td>社宅 B</td> <td>121,000</td> <td>106,000</td> <td>を超える</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>96,000</td> <td>84,000</td> <td>場合1人</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>76,000</td> <td>67,000</td> <td>につき</td> </tr> <tr> <td>単身赴任 A</td> <td>92,000</td> <td>68,000</td> <td>A 18,000円</td> </tr> <tr> <td>単身赴任 B</td> <td>71,000</td> <td>50,000</td> <td>B 15,000</td> </tr> <tr> <td>社宅 C</td> <td>62,000</td> <td>45,000</td> <td>C 12,000</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>56,000</td> <td>40,000</td> <td>D 10,000</td> </tr> </table> ※A地区=東京、横浜、大阪 B地区=豊田、広島、志木、宇都宮、浜松 C地区=埼玉、群馬、栃木、札幌、仙台、九州 D地区=女満別  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担		課長以上	一般職	扶養加算	家族同伴 A	146,000円	130,000円	同居3人	社宅 B	121,000	106,000	を超える	C	96,000	84,000	場合1人	D	76,000	67,000	につき	単身赴任 A	92,000	68,000	A 18,000円	単身赴任 B	71,000	50,000	B 15,000	社宅 C	62,000	45,000	C 12,000	D	56,000	40,000	D 10,000	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 補修費算定基準による	◇社有 3LDK 25,000  ◇借上 家賃×25%  ◇入居期間 転勤 単身赴任 20年 それ以外 10年 転勤以外 全て 7年
	課長以上	一般職	扶養加算																																					
家族同伴 A	146,000円	130,000円	同居3人																																					
社宅 B	121,000	106,000	を超える																																					
C	96,000	84,000	場合1人																																					
D	76,000	67,000	につき																																					
単身赴任 A	92,000	68,000	A 18,000円																																					
単身赴任 B	71,000	50,000	B 15,000																																					
社宅 C	62,000	45,000	C 12,000																																					
D	56,000	40,000	D 10,000																																					

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
------------------------	---------	----------------------	-----------	------------------

## 精密機械

<b>富士ゼロックス</b> (8,530名)  借上のみ 約1,100戸  ◇物件の探し方 自己調達または 会社調達	◇会社が必要と認めた者 (転勤者・新卒者・過年度入社者)	<b>基準賃借料</b> 〈14.4改正〉 同居家族人数、転勤地により異なる <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> <th>(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独身・単身</td> <td>90</td> <td>85</td> <td>70</td> <td>65</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2~3人用</td> <td>127</td> <td>122</td> <td>107</td> <td>85</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4~5人用</td> <td>167</td> <td>157</td> <td>127</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6人以上</td> <td>195</td> <td>185</td> <td>150</td> <td>135</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※上記基準に管理費・共益費は含まない 第1領域 東京23区 第2領域 東京23区以外 千葉県 埼玉県 神奈川県 大阪府 第3領域 宮城県 静岡県 愛知県 京都府 兵庫県 福岡県 第4領域 上記領域以外の事業所所在地  ◇上記限度額を超える場合 原則として認めない  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担		第1	第2	第3	第4	(千円)	独身・単身	90	85	70	65		2~3人用	127	122	107	85		4~5人用	167	157	127	110		6人以上	195	185	150	135		◇共益費 50%会社負担 (上限8,000円)  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 入居者の故意・過失を除き会社負担	◇借上 借上家賃×30% 単身用社宅は借上家賃×15%  ◇入居期間 新卒者、過年度入社者30歳まで 転勤者5年間
	第1	第2	第3	第4	(千円)																													
独身・単身	90	85	70	65																														
2~3人用	127	122	107	85																														
4~5人用	167	157	127	110																														
6人以上	195	185	150	135																														
<b>精密機械 ①</b> (8,700名)  借上 1,685戸  ◇物件の探し方 会社提示物件から 入居者が選定 (所定の転勤休暇で対応)	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> 〈19.4改正〉 勤務地により異なる <table border="1"> <tbody> <tr> <td>単身</td> <td>90,000~110,000円</td> </tr> <tr> <td>独身 独身寮使用規定に準じる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2~3人家族</td> <td>110,000~130,000円</td> </tr> <tr> <td>4人家族以上</td> <td>130,000~150,000円</td> </tr> </tbody> </table> ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	単身	90,000~110,000円	独身 独身寮使用規定に準じる		2~3人家族	110,000~130,000円	4人家族以上	130,000~150,000円	◇共益費 左記基準賃借料に含む  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 故意・過失を除き会社負担	◇借上 市中家賃×15% ×賃金係数×(福利厚生係数1.5)  ◇入居期間 転勤用 10年間 厚生用 5年間																						
単身	90,000~110,000円																																	
独身 独身寮使用規定に準じる																																		
2~3人家族	110,000~130,000円																																	
4人家族以上	130,000~150,000円																																	
<b>島津製作所</b> (3,700名)  借上 約490戸  ◇物件の探し方 新入社員の場合 会社が指定、転勤者は入居者が選定(転勤前に下見のため交通費支給、家族帯同の場合のみ)	◇会社が必要と認めた者 (転勤者、新入社員)	<b>借上基準</b> 〈17.11改正〉 家族人数別+各都市別に金額を定めている  ◇限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 全額会社負担	◇共益費 5,000円まで 入居者負担、超過分は会社と折半  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 敷金範囲まで会社負担、故意・過失によるものは入居者負担	◇借上のみ 1~10年目 家賃×20% 11年目 家賃×30% 12年目 家賃×40% 13年目 家賃×50% 14年目 家賃×60% 15年目 家賃×70%  ◇入居期間 15年間																														
<b>セイコーインスツル</b> (2,577名)  借上 140戸  ◇物件の探し方 入居者が選定 (委託業者の紹介物件あり)	◇会社が必要と認めた者	<b>借上基準</b> 地域別に標準家賃を設定  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 70~90%会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 50%会社負担	◇借上 家族帯同 基準額×20% (京葉圏30%) 単身者 基準額の10%  ◇入居期間 7年間																														

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
シチズン時計 (816名)  借上 36戸  ◇物件の探し方 入居者が選定	◇転勤者に限定	基準賃借料 (17.4改正) 単身 1DK 77,000円 夫婦 2DK 100,000円 夫婦+子ども1人 2~3DK 110,000円 夫婦+子ども2人 2~3DK 120,000円  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 全額会社負担	◇共益費 会社90%負担  ◇駐車料 会社90%負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇借上 基準額×90%を 会社負担
精密機械② (1,265名)  社有 195戸 借上 33戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇社有社宅を 用意できない 場合	基準賃借料 部長 課長 主任以下 1人(1K) 85,000円 75,000円 65,000円 2~3人(2DK) 120,000 115,000 110,000 4人以上(3DK) 150,000 145,000 140,000  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有・借上共通 2DK以下 28,400~15,600 2DK 31,200~17,300 3間 35,000~20,000 4間 39,200~22,500
東京計器 (1,200名)  社有 30戸 借上 124戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	基準賃借料 (08.4改正) 地域毎の基準額を設定し、会社負担額は基準額の7割 基準額(万円) 東京129 大阪110 神戸105 名古屋91.0 札幌83.5 福岡71.0 ※単位:千円  ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認可せず  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 敷金の範囲内 で、会社負担	◇借上 地域毎の基準額 を設定、その3 割  ◇入居期間 10年間

## 一般機械

コマツ (10,371名)  社有 2戸 借上 2,002戸  ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要 と認めた者 (結婚等に よる一般入 居者も含 む)	基準賃借料 (00.4改正) 会社負担の上限 特定地域 100,000円 その他 80,000 ※特定地域=首都圏 京阪神  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 一部入居者負 担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 社有社宅基準 に準ずる(但 し、退去時の 負担を考慮し 毎月補修費を 徴収)	◇社有 市場価格 ◇借上(8年間) 特定地域 25% その他(30%) 一般入居者は上 記の20%増し  ◇入居期間 8年間 8年超の場合 個人負担額20% 増で4年間延長可 能
---	---	---	--	--

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
クボタ (11,266名)  社有 189戸 借上 834戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた有扶養世帯主(転勤者、新婚者)	<b>基準賃借料</b> (19.1改正) (円) E職・TM職 S職 家族加算1人 TC・TT職 関東地区 131,000 100,000 20,000 関西地区 109,000 83,000 17,000 北海道 85,000 63,000 13,000 宮城 98,000 77,000 14,000 茨城 91,000 69,000 14,000 栃木 89,000 67,000 14,000 愛知 103,000 79,000 16,000 滋賀 94,000 72,000 14,000 広島 90,000 67,000 14,000 香川 81,000 60,000 12,000 福岡 95,000 73,000 14,000 その他 78,000 59,000 12,000 ※家族加算：本人含み家族3人目から1人ごとに加算  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 故意・過失による損壊は入居者負担	◇社有・借上共通 建築年代ごとに m <sup>2</sup> 単価(専有部分443~752、バルコニー189~324)を設定  ◇入居期間 7年間
ダイキン工業 (8,288名)  社有 203戸 借上 760戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> (19.1改正) 会社負担の上限 東京圏 大阪圏 その他 1K (25m <sup>2</sup> ) 80,000円 60,000円 45,000円 2DK (45m <sup>2</sup> ) 105,000 85,000 60,000 3DK (65m <sup>2</sup> ) 130,000 100,000 80,000 3LDK (75m <sup>2</sup> ) 145,000 120,000 90,000 4DK その都度判断 (愛知県の1Kは50,000円、2DKは70,000円)  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 原則会社負担(故意・過失による損壊は入居者負担)	◇借上 m <sup>2</sup> 単価(386) × 居住面積 ◇入居期間 10年間
橋本チエイン (2,158名)  社有 15戸 借上 245戸  ◇物件の探し方 本人が選定し、 会社が承認	◇会社が必要と認めた者	<b>基準賃借料</b> (03.4改正) (月額：千円) 必要経費 必要経費 単身・独身 基準額(A) 限度額(B) 者基準額 一般職 A地区 130 150 90 乗率 (17%) (14%) B 110 120 75 乗率 (20%) (17%) 課長 A 150 175 115 乗率 (17%) (14%) B 130 155 95 乗率 (20%) (17%) 部長 A 160 190 125 乗率 (17%) (14%) B 145 175 110 乗率 (20%) (17%)  注 1.必要経費基準額(A) 以内および単身・独身者用基準額以内の使用料の個人負担額は、乗率により計算する 2.必要経費基準額(A) を超え、限度額(B) 以内の場合は、上記1項の負担額に基準額(A) を超えた全額を負担額に上乘せして徴収する 3.必要経費限度額(B) を超える物件については、人事部長が特別に承認した場合を除き、会社は一切の補助をしない(全額個人負担) 4.上記の計算により、100円未満の端数が出た場合は切り捨てとする 5.A地区：東京周辺 B：その他  ◇限度額を超える場合 上表を参照  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 左記必要経費に含む  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 18,000 ◇借上 家賃の14~20% (左表参照) ◇入居期限 ・転勤 本拠地 3年 ・その他 10年 ・単身赴任 なし ・遠隔地採用または配属赴任 5年または満30歳の月末(長い方)

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																																																																																																				
<p>一般機械① (4,009名)</p> <p>社有 260戸 借上 270戸</p> <p>◇物件の探し方 会社が指定</p>	<p>◇会社が必要と認めた者</p>	<p>基準賃借料 (16.1改正) (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1人</th> <th>2~3人</th> <th>4人</th> <th>5人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○首都圏A ①主任以下</td> <td>105</td> <td>110</td> <td>125</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>②Mコース・Eコース</td> <td>120</td> <td>125</td> <td>140</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>○首都圏B ①主任以下</td> <td>82</td> <td>87</td> <td>102</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>②Mコース・Eコース</td> <td>97</td> <td>102</td> <td>117</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>○北海道 ①主任以下</td> <td>57</td> <td>62</td> <td>77</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>②Mコース・Eコース</td> <td>72</td> <td>77</td> <td>92</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>○東北 ①主任以下</td> <td>71</td> <td>76</td> <td>91</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>②Mコース・Eコース</td> <td>86</td> <td>91</td> <td>106</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>○北陸 ①主任以下</td> <td>63</td> <td>68</td> <td>83</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>○四国 ②Mコース・Eコース</td> <td>78</td> <td>83</td> <td>98</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>○沖縄</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○甲信越 ①主任以下</td> <td>67</td> <td>72</td> <td>87</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>○九州 ②Mコース・Eコース</td> <td>82</td> <td>87</td> <td>102</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>○中部 ①主任以下</td> <td>78</td> <td>83</td> <td>98</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>②Mコース・Eコース</td> <td>93</td> <td>98</td> <td>113</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>○近畿 ①主任以下</td> <td>94</td> <td>99</td> <td>114</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>②Mコース・Eコース</td> <td>109</td> <td>114</td> <td>129</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>○中国 ①主任以下</td> <td>65</td> <td>70</td> <td>85</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>②Mコース・Eコース</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>100</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 首都圏A：東京都全域・川崎市・横浜市・さいたま市・川口市・蕨市・松戸市・市川市・船橋市 首都圏B：茨城県・栃木県・群馬県・神奈川県・埼玉県・千葉県首都圏A該当地区以外</p> <p>◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担</p> <p>◇敷金・更新料 会社負担</p> <p>◇礼金・仲介手数料 基準賃借料2カ月以内は会社負担、超過額は入居者負担</p>		1人	2~3人	4人	5人以上	○首都圏A ①主任以下	105	110	125	135	②Mコース・Eコース	120	125	140	150	○首都圏B ①主任以下	82	87	102	112	②Mコース・Eコース	97	102	117	127	○北海道 ①主任以下	57	62	77	87	②Mコース・Eコース	72	77	92	102	○東北 ①主任以下	71	76	91	101	②Mコース・Eコース	86	91	106	116	○北陸 ①主任以下	63	68	83	93	○四国 ②Mコース・Eコース	78	83	98	108	○沖縄					○甲信越 ①主任以下	67	72	87	97	○九州 ②Mコース・Eコース	82	87	102	112	○中部 ①主任以下	78	83	98	108	②Mコース・Eコース	93	98	113	123	○近畿 ①主任以下	94	99	114	124	②Mコース・Eコース	109	114	129	139	○中国 ①主任以下	65	70	85	95	②Mコース・Eコース	80	85	100	110	<p>◇共益費 上限1万円、超過額は入居者負担</p> <p>◇駐車料 入居者負担</p> <p>◇退去時の補修補修費の20%を入居者負担</p>	<p>◇借上 エリア毎に基準賃借料を算出、20%を入居者が負担。駐車場は個人契約</p> <p>◇入居期間 入居後通算10年経過または45歳到達のいずれか早い方 ただし、入居後通算10年経過時の年齢が40歳未満の場合は40歳到達日まで</p>
	1人	2~3人	4人	5人以上																																																																																																				
○首都圏A ①主任以下	105	110	125	135																																																																																																				
②Mコース・Eコース	120	125	140	150																																																																																																				
○首都圏B ①主任以下	82	87	102	112																																																																																																				
②Mコース・Eコース	97	102	117	127																																																																																																				
○北海道 ①主任以下	57	62	77	87																																																																																																				
②Mコース・Eコース	72	77	92	102																																																																																																				
○東北 ①主任以下	71	76	91	101																																																																																																				
②Mコース・Eコース	86	91	106	116																																																																																																				
○北陸 ①主任以下	63	68	83	93																																																																																																				
○四国 ②Mコース・Eコース	78	83	98	108																																																																																																				
○沖縄																																																																																																								
○甲信越 ①主任以下	67	72	87	97																																																																																																				
○九州 ②Mコース・Eコース	82	87	102	112																																																																																																				
○中部 ①主任以下	78	83	98	108																																																																																																				
②Mコース・Eコース	93	98	113	123																																																																																																				
○近畿 ①主任以下	94	99	114	124																																																																																																				
②Mコース・Eコース	109	114	129	139																																																																																																				
○中国 ①主任以下	65	70	85	95																																																																																																				
②Mコース・Eコース	80	85	100	110																																																																																																				
<p>一般機械② (1,200名)</p> <p>借上 86戸</p> <p>◇物件の探し方 外部委託方式</p>	<p>◇会社が必要と認めた者</p>	<p>基準賃借料 上限家賃 93,500円(共益費含む)</p> <p>◇上記限度額を超える場合 借上社宅と認めない</p> <p>◇敷金・礼金・更新料・仲介料 会社負担</p>	<p>◇共益費 会社負担</p> <p>◇駐車料 入居者負担</p> <p>◇退去時の補修一部会社負担(故意過失は入居者負担)</p>	<p>◇借上 一律 9,350</p> <p>◇入居期間 幹部職まで</p>																																																																																																				

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																																			
東芝機械 (1,859名)  社有 192戸 借上 24戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>家族構成</th> <th>居室</th> <th>東京近郊地区</th> <th>大阪近郊地区</th> <th>名古屋近郊地区</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>夫婦のみ, または夫婦と子1人(満6歳未満)</td> <td>2DK (50m<sup>2</sup>未満)</td> <td>100,000</td> <td>90,000</td> <td>80,000</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>夫婦と子2人, または夫婦と子1人(満6歳以上)</td> <td>3DK (50~65m<sup>2</sup>未満)</td> <td>110,000</td> <td>100,000</td> <td>90,000</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>夫婦と子3人以上, または夫婦と子2人(1人が満10歳以上)</td> <td>4DK (65m<sup>2</sup>以上)</td> <td>130,000</td> <td>120,000</td> <td>110,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>单身用 単身赴任用</td> <td>1DK</td> <td>80,000</td> <td>70,000</td> <td>60,000</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 賃借契約上, 共益費がないとき, 上記家賃上限額は(賃借料-「みなし共益費」となる)</p> <p>◇限度額を超える場合 超過分は入居者負担</p> <p>◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>	区分	家族構成	居室	東京近郊地区	大阪近郊地区	名古屋近郊地区	その他	A	夫婦のみ, または夫婦と子1人(満6歳未満)	2DK (50m <sup>2</sup> 未満)	100,000	90,000	80,000	70,000	B	夫婦と子2人, または夫婦と子1人(満6歳以上)	3DK (50~65m <sup>2</sup> 未満)	110,000	100,000	90,000	80,000	C	夫婦と子3人以上, または夫婦と子2人(1人が満10歳以上)	4DK (65m <sup>2</sup> 以上)	130,000	120,000	110,000	100,000		单身用 単身赴任用	1DK	80,000	70,000	60,000	50,000	<p>◇共益費 入居者負担</p> <p>◇駐車料 入居者負担</p> <p>◇退去時の補修 会社負担(故意・過失は入居者負担)</p>	<p>◇借上 入居期間による ~8年家賃×18% 9~10 ×26% 11~12 ×34%</p> <p>◇入居期間 12年間(3年間 延長措置あり)</p>
区分	家族構成	居室	東京近郊地区	大阪近郊地区	名古屋近郊地区	その他																																	
A	夫婦のみ, または夫婦と子1人(満6歳未満)	2DK (50m <sup>2</sup> 未満)	100,000	90,000	80,000	70,000																																	
B	夫婦と子2人, または夫婦と子1人(満6歳以上)	3DK (50~65m <sup>2</sup> 未満)	110,000	100,000	90,000	80,000																																	
C	夫婦と子3人以上, または夫婦と子2人(1人が満10歳以上)	4DK (65m <sup>2</sup> 以上)	130,000	120,000	110,000	100,000																																	
	单身用 単身赴任用	1DK	80,000	70,000	60,000	50,000																																	

## 製紙パルプ

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間															
日本製紙 (6,642名)  社有 312戸 借上 45戸 (本社分のみ)  ◇物件の探し方 入居者が選定 (出張時に本人 が対応, 特別休 暇・交通費支給 なし), または 会社指定の不動 産会社が斡旋し た物件の中から 入居者が選定	◇会社が必要と認めた者	<b>基準賃借料</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家族数</th> <th>家賃限度額</th> <th>規模(広さ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>单身者</td> <td>東京・支社 9万円 その他(工場) 7万円</td> <td>1DK</td> </tr> <tr> <td>単身赴任者</td> <td>東京・支社 10万円 その他(工場) 8万円</td> <td>1DK・1LDK</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>東京・支社 13万円 その他(工場) 9万円</td> <td>2LDK・3DK</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>東京・支社 15万円 その他(工場) 11万円</td> <td>3LDK・4DK</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認可せず</p> <p>◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>	家族数	家賃限度額	規模(広さ)	单身者	東京・支社 9万円 その他(工場) 7万円	1DK	単身赴任者	東京・支社 10万円 その他(工場) 8万円	1DK・1LDK	2人	東京・支社 13万円 その他(工場) 9万円	2LDK・3DK	3人以上	東京・支社 15万円 その他(工場) 11万円	3LDK・4DK	<p>◇共益費 会社負担</p> <p>◇駐車料 入居者負担</p> <p>◇退去時の補修 会社負担(故意・過失は入居者負担)</p>	<p>◇使用料 単身・単身 家賃総額×15% その他 家賃総額×20%</p> <p>◇入居期間 なし</p>
家族数	家賃限度額	規模(広さ)																	
单身者	東京・支社 9万円 その他(工場) 7万円	1DK																	
単身赴任者	東京・支社 10万円 その他(工場) 8万円	1DK・1LDK																	
2人	東京・支社 13万円 その他(工場) 9万円	2LDK・3DK																	
3人以上	東京・支社 15万円 その他(工場) 11万円	3LDK・4DK																	

## 化学工業

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
旭化成 (18,100名)  社有 432戸 借上 2,800戸  ◇物件の探し方 地区別に設定 (例: 社有地区 は会社が指定な ど)	◇会社が必要と認めた者	<b>基準賃借料</b> 地区別に設定(例 東京有扶122,000円)  ◇限度額を超える場合 超過額は全額入居者負担  ◇敷金 転貸借業務委託先で処理  ◇礼金 実費を入居者負担(転勤者は会社負担)  ◇更新料 会社負担	<p>◇共益費 入居者負担</p> <p>◇駐車料 入居者負担</p> <p>◇退去時の補修 入居者負担 (転勤者は会社負担)</p>	<p>◇借上 実家賃の30%</p> <p>◇入居期間 なし</p>

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
富士フィルム (5,618名)  社有 1,843戸 借上 276戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	<b>基準賃借料</b> 地域と世帯状況(同居家族数など)により異なる 単身借上げ基準 4.5万~8万円 世帯 6万~14万円  ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認可せず  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 左記基準賃借料に含む  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 故意によるものは入居者負担	◇社有・借上 地域と世帯状況により異なる 単身 賃借料(管理費・共益費含む)×17~23%(地域毎) 世帯 賃借料(管理費・共益費含む)×23~38%(地域毎)  ◇入居期間 独身 35歳まで 世帯 45歳まで
化学工業① (5,416名)  借上のみ 3,306戸  ◇物件の探し方 入居者が選定(出張時)	◇会社が必要と認めた者	<b>基準賃借料</b> <07.12改正> (円) A地区 B地区 C地区 S地区 世帯 178,000 139,000 124,000 248,000 単身 93,000 72,000 64,000 128,000 単身赴任 103,000 81,000 72,000 143,000  A地区 東京都, 神奈川県, 千葉県, 埼玉県, 大阪府, 京都府, 兵庫県 B地区 北海道, 宮城県, 静岡県, 愛知県, 広島県, 福岡県, 長崎県 C地区 A, B地区以外 S地区 東京23区(業務上の必要がある場合に限る)  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 左記基準賃借料に含む  ◇駐車料 営業員の社有車駐車料のみ 全額会社負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 家賃相当額×18.3~37.3%  ◇入居期間 10年間
化学工業② (5,119名)  ◇物件の探し方 会社が選択肢を用意した中から 入居者が選定。ただし新入社員は 社有独身寮入居が基本	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> <14.4改正> 家賃限度額(管理・共益費含む) 首都圏(東京・横浜・川崎) 単身 100,000円 2人 130,000円 3~4人 150,000円 5人以上 160,000円 上記に3万円を上乗せした額を適用限度額とし差額を使用料に加算  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 入居者の過失による汚損は入居者負担	◇借上 単身 17,000 2人 22,000 3~4人 23,000 5人以上 26,000  ◇入居期間 7年間

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
<b>化学工業③</b> (4,520名)  社有 1,288戸 借上 1,318戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> (03.7改正) A地区 B地区 C地区 D地区 独身者 73,000 66,000 58,000 51,000 単身者 85,000 77,000 67,000 60,000 2人 111,000 94,000 77,000 68,000 3人 136,000 111,000 94,000 77,000 4人以上 162,000 128,000 120,000 85,000  ※A地区 本社、渋谷、池袋、浦和、松戸、横浜 B 〳 京阪神、川越、千葉、東京研究所、堺工場、 大阪、神戸 C 〳 札幌、仙台、名古屋、広島、福岡、ほか D 〳 その他地区  ◇上記限度額を超える場合 基準家賃の超過は認めず  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 左記基準賃借料に含む  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 2DK (45m <sup>2</sup> ) 10,000 3DK (60m <sup>2</sup> ) 13,300  ◇借上 A地区 借上家賃の18% B地区 借上家賃の22% C地区 借上家賃の25% D地区 借上家賃の28%  ◇入居期間 45歳まで または15年間
<b>化学工業④</b> (3,700名)  社有 126戸 借上 1,153戸  ◇物件の探し方 会社が指定または 入居者が選定	◇転勤者または会社が認めた者	<b>基準賃借料</b> (03.7改正) 東京本社 社宅145,000円 大阪本社 社宅135,000円  ◇限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 1年目 45,000円～  ◇借上 1年目 71,700円～ 16年目 110,000円  ◇入居期間 なし
<b>化学工業⑤</b> (3,172名)  借上 1,450戸  ◇物件の探し方 入居者が選定 (特別休暇)	◇会社が必要と認めた者(転勤・若年者(35歳未満))	<b>基準賃借料</b> (08.2改正) 東京 大阪 福岡 使用料 2人家族 131,000 95,000 90,000 26,200 3人家族 169,000 123,000 117,000 33,800 4人家族 184,000 134,000 127,000 36,800  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 破・汚損補修は入居者負担	使用料は基準賃借料欄参照  ◇入居期間 5年間



会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
<b>化学工業⑥</b> (4,003名)  借上のみ 1,310戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	<b>基準賃借料</b> (07.4設定) (千円) 1人 2~3人 4人以上 (40m <sup>2</sup> ) (60m <sup>2</sup> ) (80m <sup>2</sup> ) ① ② ③ ① ② ③ ① ② ③ I地区 113 120 130 156 173 193 170 190 210 II 〃 105 118 125 145 162 182 160 175 195 III 〃 91 101 105 125 143 158 136 155 173 IV 〃 82 92 95 110 128 143 115 135 154  ※I地区：坪単価10,000円以上 II 〃： 〃 6,300円以上 III 〃： 〃 5,500円以上 IV 〃：その他地区 ※①=一般職 ②=管理B(課長・次長クラス) ③=管理A(部長クラス)  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担(礼金, 仲介料, 更新料は家賃上限相当額まで)	◇共益費 左記基準賃借料に含む  ◇駐車料 会社負担(営業専用)  ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 基準賃借料の I地区 22% II 〃 23 III 〃 27 IV 〃 30  ◇入居期間 10年間
<b>化学工業⑦</b> (1,760名)  社有 415戸 借上 589戸  ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要と認めた者	<b>基準賃借料</b> (05.2改正) (円) 勤務地 単身・独身 単身・独身以外 A 80,000 125,000 B 70,000 95,000 C 65,000 90,000  ※A 東京都・大阪市・名古屋市ほか B 福岡市・札幌市ほか C その他  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担90%  ◇駐車料 営業職 会社負担 その他 入居者負担  ◇退去時の補修 経年による補修は会社負担	◇社有 2DK 3,000 3DK 4,000 3LDK 13,500  ◇借上 (家賃+共益費) ×10%  ◇入居期間 45歳まで(営業職50歳まで)
<b>日油</b> (1,668名)  社有 272戸 借上 148戸  ◇物件の探し方 会社が指定し, 入居者が選定	◇原則として 転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> (07.10改正) 参与・参事 主査 主事 一般 主幹 ○ A地区 131,000円 115,000円 101,000円 借 B 〃 116,000 101,000 87,000 家 C 〃 97,000 82,000 72,000 D 〃 67,000 57,000 52,000 ○ A地区 79,000 69,000 61,000 借 B 〃 70,000 61,000 52,000 間 C 〃 58,000 49,000 43,000 D 〃 40,000 34,000 31,000  ※A地区 東京圏 B地区 大阪圏 C地区 政令指定都市 つくば 武豊 D地区 その他地区  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 4,500~33,000  ◇借上 基準賃借料の 8.3%  ◇入居期間 満45歳かつ7年間

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																																																																																				
<p>トクヤマ (2,500名)</p> <p>社有 168戸 借上 478戸</p> <p>◇物件の探し方 会社が指定</p>	<p>◇会社が必要と認めた者</p>	<p><b>基準賃借料</b> (07.4改正) 〔居室基準〕 家族構成 夫婦 2DK (1LDK)・2K 夫婦・子供1人小学未満 2DK (1LDK)・2K 〃 〃 以上 3DK (2LDK)・3K 夫婦・子供2人小学未満 2DK (1LDK)・2K 〃 〃 同性中学未満 3DK (2LDK)・3K 〃 〃 1人中学以上 4DK (3LDK)・4K 〃 〃 異性小学4年未満 3DK (2LDK)・3K 〃 〃 1人4年以上 〃 〃 〃 1人小学4年以上+他方 4DK (3LDK)・4K 小学1年以上 夫婦・子供3人以上小学未満 2DK (1LDK)・2K 〃 〃 子供同性いずれか小学未満 3DK (2LDK)・3K 〃 〃 いずれも小学以上 4DK (3LDK)・4K 〃 〃 子供異性いずれか小学未満 3DK (2LDK)・3K で他の2人が小学4年未満 〃 〃 子供のいずれかが中学以上 原則として1室</p> <p>〔家賃ガイドライン〕 (17.12改正) (千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>勤務地</td> <td>1DK</td> <td>2DK</td> <td>3DK</td> <td>4DK</td> <td>5DK</td> </tr> <tr> <td>札幌</td> <td>60</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>95</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>95</td> <td>115</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>つくば</td> <td>65</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>110</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>鹿島</td> <td>55</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>85</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>東京</td> <td>85</td> <td>105</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>名古屋</td> <td>75</td> <td>90</td> <td>105</td> <td>125</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>三重</td> <td>60</td> <td>75</td> <td>85</td> <td>105</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>80</td> <td>95</td> <td>105</td> <td>130</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>広島</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>100</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>高松</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>100</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>高知</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>100</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>徳山</td> <td>55</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>85</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>福岡</td> <td>70</td> <td>85</td> <td>95</td> <td>110</td> <td>125</td> </tr> </table> <p>※主幹2万円、主席1万円各アップ</p> <p>◇家賃ガイドラインを超える場合 超過分入居者負担</p> <p>◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>	勤務地	1DK	2DK	3DK	4DK	5DK	札幌	60	70	80	95	115	仙台	70	80	95	115	140	つくば	65	80	90	110	130	鹿島	55	65	75	85	105	東京	85	105	120	150	175	名古屋	75	90	105	125	150	三重	60	75	85	105	125	大阪	80	95	105	130	155	広島	70	80	85	100	125	高松	60	80	85	100	120	高知	60	80	85	100	120	徳山	55	65	75	85	95	福岡	70	85	95	110	125	<p>◇共益費 左記基準家賃料に含む</p> <p>◇駐車料 会社負担</p> <p>◇退去時の補修 必要に応じて 入居者負担</p>	<p>◇(02.5改正) ◇使用料 174円×専有面積m<sup>2</sup>×0.65+家賃+駐車場代×0.03</p> <p>◇入居期間 ・地域限定総合コース・一般コース 10年未満かつ満50歳未満 ・総合コースなし、ただし45歳以上は下記割増使用料徴収 45～49歳 1.5倍 上限20,000 50～54歳 2.0倍 上限25,000 55歳以上 2.5倍 上限30,000</p>
勤務地	1DK	2DK	3DK	4DK	5DK																																																																																			
札幌	60	70	80	95	115																																																																																			
仙台	70	80	95	115	140																																																																																			
つくば	65	80	90	110	130																																																																																			
鹿島	55	65	75	85	105																																																																																			
東京	85	105	120	150	175																																																																																			
名古屋	75	90	105	125	150																																																																																			
三重	60	75	85	105	125																																																																																			
大阪	80	95	105	130	155																																																																																			
広島	70	80	85	100	125																																																																																			
高松	60	80	85	100	120																																																																																			
高知	60	80	85	100	120																																																																																			
徳山	55	65	75	85	95																																																																																			
福岡	70	85	95	110	125																																																																																			
<p>化学工業⑧ (1,561名)</p> <p>社有 37戸 借上 154戸</p> <p>◇物件の探し方 会社が指定</p>	<p>◇会社が必要と認めた社員</p>	<p><b>基準賃借料</b> (95.4改正) (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">一般</th> <th colspan="2">管理職</th> </tr> <tr> <th>家族帯同</th> <th>単身・独身</th> <th>家族帯同</th> <th>単身・独身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地区</td> <td>103</td> <td>80</td> <td>113</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>88</td> <td>75</td> <td>98</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>78</td> <td>60</td> <td>86</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>62</td> <td>55</td> <td>70</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A地区 東京 B 〃 仙台 名古屋 大阪 福岡 C 〃 札幌 鹿嶋 千葉 明石 三重 D 〃 相馬 その他</p> <p>※ (1) 家族帯同 (夫婦+子供2名) 2DK～3DK (2) 単身赴任者 1DK～1LDK (3) 単身・独身者 ワンルーム</p> <p>◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担</p> <p>◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>	区分	一般		管理職		家族帯同	単身・独身	家族帯同	単身・独身	A地区	103	80	113	90	B	88	75	98	85	C	78	60	86	68	D	62	55	70	63	<p>◇共益費 家族帯同者は50%、単身赴任は100%入居者負担</p> <p>◇駐車料 入居者負担</p> <p>◇退去時の補修 会社負担</p>	<p>◇社有 2DK 8,000 2LDK 11,150 3DK 9,500</p> <p>◇借上 家賃×10%</p> <p>◇入居期間 15年間</p>																																																							
区分	一般			管理職																																																																																				
	家族帯同	単身・独身	家族帯同	単身・独身																																																																																				
A地区	103	80	113	90																																																																																				
B	88	75	98	85																																																																																				
C	78	60	86	68																																																																																				
D	62	55	70	63																																																																																				

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																																																	
<b>化学工業⑨</b> (2,055名)  社有 106戸 借上 857戸  ◇物件の探し方 会社が指定した 不動産業者より、 入居者が決定	◇会社が必要と認めたと者	<b>基準賃借料</b> (18.3改正) (千円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>3.5点以上</td> <td>2.6点以上</td> <td>1.3点以上</td> <td>単身</td> </tr> <tr> <td>東京</td> <td>176.4</td> <td>105.8</td> <td>176.4</td> <td>134.9</td> <td>103.8</td> <td>72.7</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>121.4</td> <td>72.8</td> <td>121.4</td> <td>92.8</td> <td>71.4</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>名古屋</td> <td>101.6</td> <td>61.0</td> <td>101.6</td> <td>77.7</td> <td>59.8</td> <td>41.9</td> </tr> <tr> <td>京都</td> <td>108.9</td> <td>65.3</td> <td>108.9</td> <td>83.3</td> <td>64.0</td> <td>44.8</td> </tr> <tr> <td>福岡</td> <td>86.4</td> <td>51.8</td> <td>86.4</td> <td>66.1</td> <td>50.8</td> <td>35.6</td> </tr> <tr> <td>札幌</td> <td>76.4</td> <td>45.8</td> <td>76.4</td> <td>58.4</td> <td>44.9</td> <td>31.4</td> </tr> </table> ※幹部職同居=A, 幹部職単身=B  ※点数評価は課長補佐以下に適用し、次のとおり ・本人 1.0点 ・満12歳以上の同居家族 1.0 ・満6歳以上12歳未満の同居家族 0.6 ・満2歳以上6歳未満の同居家族 0.3 ・満2歳未満の同居家族 0  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担		A	B	3.5点以上	2.6点以上	1.3点以上	単身	東京	176.4	105.8	176.4	134.9	103.8	72.7	大阪	121.4	72.8	121.4	92.8	71.4	50.0	名古屋	101.6	61.0	101.6	77.7	59.8	41.9	京都	108.9	65.3	108.9	83.3	64.0	44.8	福岡	86.4	51.8	86.4	66.1	50.8	35.6	札幌	76.4	45.8	76.4	58.4	44.9	31.4	◇共益費 左記基準賃借料に含むものとして会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有・借上共通 幹部職 12,000～ 課長補佐以下 7,000～  ◇入居期間 ・原則として10年 以内、幹部職は 7年以内 ・地方事業所は会 社が認めた期間 ・結婚関連入居者 は5年以内
	A	B	3.5点以上	2.6点以上	1.3点以上	単身																																															
東京	176.4	105.8	176.4	134.9	103.8	72.7																																															
大阪	121.4	72.8	121.4	92.8	71.4	50.0																																															
名古屋	101.6	61.0	101.6	77.7	59.8	41.9																																															
京都	108.9	65.3	108.9	83.3	64.0	44.8																																															
福岡	86.4	51.8	86.4	66.1	50.8	35.6																																															
札幌	76.4	45.8	76.4	58.4	44.9	31.4																																															
<b>化学工業⑩</b> (1,300名)  社有 270戸 借上 160戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めたと者	<b>基準賃借料</b> (91.10改正) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>単身</td> <td>5人以上</td> </tr> <tr> <td>東京・大阪</td> <td>50,000</td> <td>～ 80,000円 (10万円上限)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>30,000</td> <td>～ 70,000円 (9万円上限)</td> </tr> </table> ※独身者は1K・1DK, 単身者は1K・2K, 新婚者・扶養 2～3人は2LDK～3DK, 扶養3～4人は3LDK～4LDK, 扶養5人以上は4DK～5LDK  ◇上記限度額を超える場合 会社が認めた場合は会社負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担		単身	5人以上	東京・大阪	50,000	～ 80,000円 (10万円上限)	その他	30,000	～ 70,000円 (9万円上限)	◇共益費 左記家賃上限に含む(会社負担)  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 社有社宅基準に準ずる	◇社有 5,000～15,000  ◇借上 坪単価 600  ◇入居期間 社宅 45歳まで 管理職は昇格後 5年限度 独身寮 40歳まで、管理 職は昇格後1年 限度																																								
	単身	5人以上																																																			
東京・大阪	50,000	～ 80,000円 (10万円上限)																																																			
その他	30,000	～ 70,000円 (9万円上限)																																																			
<b>化学工業⑪</b> (1,581名)  借上のみ 254戸  ◇物件の探し方 入居者が選定 (推奨業者あり)	◇持家エリア外への転勤者に限る	<b>基準賃借料</b> 家賃上限は家族構成・地域によって異なる 60,000円(独身・政令都市以外)～150,000円(家族4名・ 首都圏)  ◇上記限度額を超える場合 上長承認のうえ超過分入居者 負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担(ただし、敷金・礼金の 合計は家賃の5倍まで)	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 会社負担 (自家用は入 居者負担)  ◇退去時の補修 故意および重 大な過失を除 き会社負担	◇借上のみ 標準基本給×6 ～10%  ◇入居期間 60歳まで																																																	

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
大陽日酸 (1,411名)  社有 158戸 借上 682戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めたと者	基準賃借料 家賃上限は資格・地域によって異なる  ◇独身者(1K) 50,000円程度～ 標準世帯(4人) 3LDK 160,000円程度  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有・借上共通 45m <sup>2</sup> 未満 10,000円 45～51 16,000 51～61 20,000 61～71 24,000 71～ 30,000 ◇入居期間 原則10年
化学工業⑫ (1,000名)  借上 520戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めたと者 (転勤者)	基準賃借料 (02改正) (上限借上家賃) 単身者 同居あり 京浜地区 96,000円 144,000円 阪神 〃 72,000 108,000 その他 60,000 90,000 ※京浜地区 東京 神奈川 埼玉 千葉 阪神 〃 大阪 京都 兵庫  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・更新料 会社負担 ◇礼金 3ヵ月会社負担 ◇敷引 5ヵ月会社負担 ◇仲介料 1ヵ月会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 家賃×入居年数 別乗率 ・10年未満 京浜地区 25% その他 30 ・20年未満 京浜地区 35 その他 40 ・20年以上 京浜地区 45 その他 50  ◇入居期間 25年間
化学工業⑬ (1,300名)  借上のみ 550戸  ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要と認めたと社員	基準賃借料 (07.2改正) 1人 2～3人 4人以上 S 85,000円 120,000円 155,000円 A 80,000 110,000 135,000 B 75,000 105,000 125,000 C 65,000 90,000 110,000  ※S地区 東京都(23区), 川崎市, 横浜市 A 東京都(23区外), 埼玉県, 千葉県 神奈川県(川崎, 横浜以外) B 大阪府, 京都府, 兵庫県 C 上記以外  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 一定割合入居者負担  ◇駐車料 営業職に限り 会社負担  ◇退去時の補修 入居年数に基づき 会社負担と入居者負担 の割合変更	◇借上のみ 独身者 8,000円 世帯主 賃貸料+管理費 ・共益費の25% 単身赴任者 8,000円  ◇入居期間 独身者 入社10年未満, または35歳未満 世帯主 転勤後10年未満 (50歳未満に限る) 単身赴任者 単身赴任期間中

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
<b>化学工業⑭</b> (721名)  社有 30戸 借上 166戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた社員	<b>基準賃借料</b> (95.12改正) 役付者 一般 A地区 85,000円 75,000円 B 75,000 65,000 C 65,000 60,000 D 50,000 45,000 ※A地区 東京 B 〃 厚木 名古屋 大阪 C 〃 A B D以外 D 〃 北海道 新潟 岡山工場所在地 ※借上規模基準は以下のとおり 一般 2K～2DK 一般で子2人以上3K～3DK  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金 以下を基準に会社負担 敷金 礼金 東京 5ヵ月 3ヵ月 名古屋 5 10 大阪 35 2 札幌 5 2  ◇更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 社有社宅基準に準ずる	◇社有 面積割使用料+7,000 ◇借上 面積割使用料+役付者4,000 一般 3,000 ※畳1帖 東京 80 その他 70 工場所在地 60  ◇入居期間 15年間
<b>クライアントジャパン</b> (69名)  借上のみ 9戸  ◇物件の探し方 入居者が選定 (特別休暇・交通費支給)	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> (03.4改正) 1人 2人 3人 4人 5人 (円) ○資格1 東京 145,000 165,000 190,000 195,000 200,000 東海 90,000 105,000 120,000 130,000 145,000 ○資格2 東京 115,000 140,000 155,000 170,000 175,000 東海 65,000 80,000 90,000 100,000 110,000 ○資格3～6 東京 95,000 120,000 140,000 150,000 155,000 東海 55,000 65,000 75,000 85,000 90,000  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担 1.5倍以上は借上社宅として認可せず  ◇敷金 会社負担  ◇礼金・更新料 上家賃額の超過分は入居者負担	◇共益費 家賃に含む  ◇駐車料 入居者負担 静岡は家賃に含む  ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 上家賃の20%～50%

## ゴム工業

<b>ブリヂストン</b> (13,620名)  社有 1,843戸 借上 519戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要と認めた者	<b>基準賃借料</b> (12.3改正) 入居地区、世帯区分による上限を設定 (賃料および専有面積に上限を設定)  ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認可せず  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 入居者負担 ただし、家賃に含む場合は会社負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有借上共通 所在地・専有面積・設備などから算定  ◇入居期間 45歳まで 転勤に伴う場合 45歳を超え5年間入居可
<b>横浜ゴム</b> (5,245名)  社有 183戸 借上 31戸  ◇物件の探し方 入居者が選定	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> 京浜地区 120,000～150,000円 関西 100,000～120,000 愛知 100,000  ◇上記限度額を超える場合 原則として認めない  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 折半負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 補修負担区分による	◇社有・借上共通 2DK 13,000 3DK 18,000  ◇入居期間 10年間

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
------------------------	---------	----------------------	-----------	------------------

## 業

<b>T O T O</b> (6,382名)  社有 1戸 借上 3,039戸  ◇物件の探し方 入社時のみ会社が指定 社宅管理業者情報から入居者が物件を選定	◇会社が必要と認めた者 (転勤者・新婚者など)	<b>基準賃借料</b> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>家族世帯</td> <td>独身・単身</td> </tr> <tr> <td>首都圏</td> <td>160,000円</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>大阪・名古屋・茅ヶ崎</td> <td>130,000円</td> <td>65,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>100,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> </table> ◇上記を超過する場合 全額入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料・共益費・駐車料 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>転勤社宅</td> <td>認定社宅</td> </tr> <tr> <td>・敷金</td> <td>全額会社負担</td> <td>全額個人負担</td> </tr> <tr> <td>・礼金</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>・更新料</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>・共益費</td> <td>家賃と同様</td> <td>家賃と同様</td> </tr> <tr> <td>・駐車料</td> <td>全額個人負担</td> <td>全額個人負担</td> </tr> <tr> <td>・退去時補修</td> <td>全額会社負担</td> <td>〃</td> </tr> </table> ※転勤社宅 転勤者等の業務都合で社宅・寮を必要とする生計の主体者対象 ※認定社宅 結婚等の自己都合で社宅を必要とする生計の主体者対象		家族世帯	独身・単身	首都圏	160,000円	75,000円	大阪・名古屋・茅ヶ崎	130,000円	65,000円	その他	100,000円	55,000円		転勤社宅	認定社宅	・敷金	全額会社負担	全額個人負担	・礼金	〃	〃	・更新料	〃	〃	・共益費	家賃と同様	家賃と同様	・駐車料	全額個人負担	全額個人負担	・退去時補修	全額会社負担	〃	※左記参照	◇転勤社宅 (賃借料+共益費)×負担率20~50%(入居年数別)×エリア係数(100~150%)  ◇認定社宅 上記算定式のうち、負担率30~90%  ◇入居期間 45歳まで
	家族世帯	独身・単身																																			
首都圏	160,000円	75,000円																																			
大阪・名古屋・茅ヶ崎	130,000円	65,000円																																			
その他	100,000円	55,000円																																			
	転勤社宅	認定社宅																																			
・敷金	全額会社負担	全額個人負担																																			
・礼金	〃	〃																																			
・更新料	〃	〃																																			
・共益費	家賃と同様	家賃と同様																																			
・駐車料	全額個人負担	全額個人負担																																			
・退去時補修	全額会社負担	〃																																			

## 織維工業

<b>東</b> (7,579名)  社有 785戸 借上 1,445戸  ◇物件の探し方 社宅管理業者情報から入居者が物件を選定	◇会社が必要と認めた者 (転勤者・新婚者)	<b>基準賃借料</b> (08.3新設) 東京 1級150,000円 2級185,000円 ※家賃上限は基本家賃+30% 大阪 100,000円 123,000円 準家賃+30% その他 事業場(工場)別に設定 ※1級=本人含む入居者数3人以下 2級=同4人以上  ◇上記を超過する場合 超過額を使用料に加算徴収  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 原則会社負担 ただし、入居者の過失による現状回復費用は入居者負担 ※基準家賃 1級30,000円 2級37,000円	◇社有 基本家賃(1,394×延建坪)±調整額(設備内容、建年による)+920=使用料  ◇借上 基準使用料×物件家賃(家賃+駐車場代+共益費)÷基準家賃=使用料 ※基準家賃 1級30,000円 2級37,000円  ◇入居期間 上限なし、ただし10年経過後は使用料逦増
<b>織維工業①</b> (2,500名)  ◇物件の探し方 会社指定または入居者が選定(所定の転勤休暇で対応)	◇会社が必要と認めた者	<b>借上基準</b> 会社が物件を借り上げる場合 上限なし 個人が 〃 会社負担の上限45,000円  ◇敷金・更新料 ・会社が物件を借り上げる場合 会社負担 ・個人が 〃 入居者負担  ◇礼金 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 原則会社負担  ◇退去時の補修 会社が借り上げた場合は会社負担	◇社有 3DK 21,410  ◇入居期間 15年間

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
帝人 (5,777名)  社有 1,017戸 借上 875戸  ◇物件の探し方 会社が指定 (会社紹介複数 物件から入居者 が探し会社が決定)	◇会社が必要と認めたと者(転勤・新婚者)	<b>基準賃借料</b> (14.10改正) A地区(文京、千代田、中央、港、台東、新宿、渋谷、目黒各区) 160,000円 B地区(A地区外の東京23区) 150,000円 C地区(川崎市) 140,000円 D地区(武蔵野市他都下7市、横浜市) 130,000円 E地区(さいたま市、川口市、千葉市、市川市、松戸市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市など) 110,000円 F地区(仙台市、静岡市、堺市など) 100,000円 G地区(北海道全域、水戸市、広島市など) 90,000円 H地区(上記以外) 80,000円  ◇上記限度額を超える場合 超過額を所定使用料に加算徴収。礼金・更新料・現状復帰費の超過額相当分も加算  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 家賃+共益費の合計が ~89,999円 500円 ~109,999 800 ~129,999 1,000 130,000~ 1,500 を入居者負担  ◇駐車料 入居者負担 (一部補助あり)  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有・借上共通 m <sup>2</sup> 数、地域築 年数などにより 設定 例) 75m <sup>2</sup> 25,800円  ◇入居期間 なし

## 食品工業

明治ホールディングス (16,296名)  社有 798戸 借上 4,070戸  ◇物件の探し方 社宅管理会社が 物件を斡旋、ま たは本人が探し 選定後決定	◇会社が必要と認めたと者(限定)	<b>基準賃借料</b> (11.4改正) 区分 独身者 単身赴任者 夫婦のみ 家族帯同者 A地区 75,000 90,000 125,000 130,000 B 70,000 80,000 105,000 110,000 C 65,000 75,000 95,000 100,000 D 60,000 70,000 85,000 90,000 ※A地区 東京 埼玉 神奈川 千葉 B 愛知 京都 大阪 兵庫 C 宮城 茨城 栃木 新潟 静岡 山梨 滋賀 奈良 和歌山 広島 福岡 長崎 沖縄 D 上記以外  ◇家賃上限額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上 (社有車除く)  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有・借上共通 契約家賃×プロ ック別使用料率 (A21%~D30 %、経過措置あ り)  ◇入居期間 独身 36歳まで 世帯 51歳まで ※持ち家者であ れば貸与する																																							
キリンホールディングス (6,558名)  社有 117戸 借上 1,356戸  ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要と認めたと者	<b>借上基準</b> (14.10改正) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>独身</th> <th>家族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>70,000</td> <td>115,000</td> </tr> <tr> <td>青森 岩手 秋田 山形 福島 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 三重 滋賀 奈良 和歌山 島根 岡山 山口 徳島 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島</td> <td>70,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>宮城</td> <td>80,000</td> <td>125,000</td> </tr> <tr> <td>茨城 栃木 群馬</td> <td>70,000</td> <td>125,000</td> </tr> <tr> <td>埼玉 千葉 神奈川</td> <td>85,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>東京</td> <td>90,000</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>新潟 広島</td> <td>70,000</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td>静岡</td> <td>80,000</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>愛知 京都 兵庫 福岡</td> <td>80,000</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>85,000</td> <td>140,000</td> </tr> <tr> <td>鳥取 沖縄</td> <td>65,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>香川</td> <td>80,000</td> <td>110,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	独身	家族	北海道	70,000	115,000	青森 岩手 秋田 山形 福島 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 三重 滋賀 奈良 和歌山 島根 岡山 山口 徳島 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	70,000	100,000	宮城	80,000	125,000	茨城 栃木 群馬	70,000	125,000	埼玉 千葉 神奈川	85,000	150,000	東京	90,000	160,000	新潟 広島	70,000	110,000	静岡	80,000	120,000	愛知 京都 兵庫 福岡	80,000	130,000	大阪	85,000	140,000	鳥取 沖縄	65,000	100,000	香川	80,000	110,000	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 社宅2,000円、 独・単身寮 600円(18年4 月より毎月定 額を個人負 担)  ◇左記限度額を 超える場合 借上社宅とし て認定せず  ◇敷金・礼金・ 更新料 会社 負担	◇社有・借上共通 42,000円(18年 月より)  ◇入居期間 上限なし
区分	独身	家族																																									
北海道	70,000	115,000																																									
青森 岩手 秋田 山形 福島 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 三重 滋賀 奈良 和歌山 島根 岡山 山口 徳島 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	70,000	100,000																																									
宮城	80,000	125,000																																									
茨城 栃木 群馬	70,000	125,000																																									
埼玉 千葉 神奈川	85,000	150,000																																									
東京	90,000	160,000																																									
新潟 広島	70,000	110,000																																									
静岡	80,000	120,000																																									
愛知 京都 兵庫 福岡	80,000	130,000																																									
大阪	85,000	140,000																																									
鳥取 沖縄	65,000	100,000																																									
香川	80,000	110,000																																									

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
<b>食品工業①</b> (5,000名)  社有 261戸 借上 3,339戸  ◇物件の探し方 入居者が選定 (所定の転勤休暇 に対応)	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> (13.1改正) 独身者 単身者 世帯者 80,000円 115,000円 160,000円 (地域による)  ◇上記限度額を超える場合 超過額を所定使用料に加算徴収  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担 (過失、自己都合による退居の場合は入居者)	◇社有・借上共通 賃借料×乗率  ◇入居期間 なし
<b>食品工業②</b> (3,484名)  社有 800戸 借上 750戸  ◇物件の探し方 会社が指定し、 本人選択	◇転勤を前提に採用され会社が必要と認めた者	<b>基準賃借料</b> 独身者 東京・神奈川 105,000円 単身者 〃 140,000円 世帯者 〃 175,000円 ※地区はA～Dの4ランク設定  ◇上記限度額を超える場合 基本借上社宅として認めず(認める場合は超過分入居者負担)  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 一部会社負担 (負担率は右記の係数に同じ)  ◇駐車料 基本入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担(過失は入居者)	◇社有・借上 家賃×22～34% (居住年数負担率)×0.9～1.6 (報酬係数)  ◇入居期間 12年間
<b>アサヒビール</b> (4,000名)  借上のみ 940戸  ◇物件の探し方 会社指定の仲介業者の中から入居者が選定	◇世帯主である既婚社員	<b>基準賃借料</b> (02.4改正) A地区(東京・神奈川) 150,000円 B 〃(京都・大阪・兵庫) 140,000円 C 〃(埼玉・千葉・北海道・宮城・愛知・広島・福岡) 130,000円 D 〃(其他地区) 120,000円  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 左記基準賃借料に含む  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担(故意・重過失等は入居者)	◇社有・借上共通 40歳未満 30% 50歳未満 40% 50歳以上 60%  ◇入居期間 Aコース 12年間 Nコース なし
<b>キッコーマン</b> (1,834名)  社有 4戸 借上 571戸  ◇物件の探し方 会社指定の仲介業者の中から入居者が選定	◇会社が必要と認めた者	<b>基準賃借料</b> (9.3改正) 京 浜 京阪神・名古屋 その他 1人家族(15～40m <sup>2</sup> ) 80,000円 70,000円 65,000円 2人(40～60m <sup>2</sup> ) 105,000 90,000 80,000 3人(40～70m <sup>2</sup> ) 120,000 105,000 85,000 4人(50～80m <sup>2</sup> ) 140,000 120,000 95,000 5人(60～90m <sup>2</sup> ) 150,000 130,000 105,000  ◇上記限度額を超える場合 上限額厳守  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 自然損耗 会社負担 過失損耗 入居者負担	◇社有 m <sup>2</sup> 単価 床面積と築年数により 72～187  ◇借上 m <sup>2</sup> 単価 床面積と築年数により 91～187  ◇入居期間 なし
<b>J-オイルミルズ</b> (1,100名)  社有 18戸 借上 378戸  ◇物件の探し方 会社指定の物件から入居者が選定	◇会社が必要と認めた者(転勤者・新婚者)	<b>基準賃借料</b> 家族数、地域による(04.7改正) 1名 58,600～87,900円 2 80,100～113,200 3～4 91,000～128,400 5～ 105,300～146,700  ◇上記限度額を超える場合 超過額を所定使用料に加算徴収  ◇敷金・礼金・更新料 100%会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 会社負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 150円/ m <sup>2</sup>  ◇借上 185円/ m <sup>2</sup>  ◇入居期間 ・45歳まで、独身は35歳まで ・転勤なしは10年間



会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
食品工業③ (655名)  借上 158戸 (寮87戸含む)  ◇物件の探し方 入居者が選定 (出張時)し、 会社が決定	◇転勤者および 会社が必要と認めた 者	<b>基準賃借料</b> 地区別、資格別、入居人数別で 社宅：57,000～139,000円 寮：51,000～82,000円  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車場料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇借上 6,000～40,500 (寮含む)  ◇入居期間 1転勤10年間(社 宅)

## その他製造業

ヤマハ (4,330名)  借上 710戸  ◇物件の探し方 入居者が選定 し、会社が決定	◇転勤者に限 定	<b>基準賃借料</b> (02.4改正) 4人家族の場合 首都圏 阪神 名古屋 その他 150,000円 130,000円 120,000円 110,000円  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担  ※15年3月末に社有社宅を廃止	◇共益費 70%会社負担  ◇駐車場料 入居者負担  ◇退去時の補修 原則70%会社 負担	◇借上 (家賃+共益費) の30% 居住年数に応じ 40～50%  ◇入居期間 15年(転勤) 7年(入社)
コクヨ (6,596名)  借上 300戸  ◇物件の探し方 入居者が選定	◇転勤者に限 定	<b>基準賃借料</b> (99.4改正) 4人以上家族の場合(上限) 東京 大阪 その他 150,000円 140,000円 120,000円  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金 家賃の2カ月分会社負担  ◇更新料 家賃の1カ月分会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車場料 入居者負担  ◇退去時の補修 一部入居者負 担	◇借上 25,000～30,000円  ◇入居期間 東京 12年間 大阪 7年間 その他 6年間
その他製造業① (2,563名)  借上 606戸  ◇物件の探し方 入居者が選定し 会社が決定	◇転勤者に限 定	<b>基準賃借料</b> 資格、職位、家族数、勤務地域により30m <sup>2</sup> ～100m <sup>2</sup> の間 で広さ目安を定め、賃借料基準を設定 (首都圏：84,000～259,000円など)  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車場料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇借上 基本給の7%、 あるいは家賃の 30%のいずれか 低い額  ◇入居期間 10年間
その他製造業② 全社 897名 本社 184名  社有 50戸 借上 231戸  ◇物件の探し方 入居者が選定 (出張時)	◇転勤者に限 定	<b>基準賃借料</b> (千円)  既婚同居4人以上 4LDK 130 80 110 95 〃 3人 〃 3LDK 125 70 100 90 〃 2人まで 2LDK 115 65 90 80 独身 30歳以上 1LDK 90 55 75 70 〃 30歳未満 1K 75 50 60 60  ※A地区 東京地区 B 〃 石岡・小牧・岡山 C 〃 大阪 D 〃 その他  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 入居者負担  ◇駐車場料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 3DK 20,000  ◇借上 家賃の25%  ◇入居期間 なし

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
その他製造業③ (1,200名)  借上のみ 136戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> (87.4改正) 首都圏 单身～4人 一般 85,000～137,000円 係長 85,000～141,000 課長 90,000～145,000 部長代理 90,000～147,000 部長 90,000～149,000  その他地区 单身～4人 75,000～127,000円 75,000～131,000 80,000～135,000 80,000～137,000 80,000～139,000  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車場料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇借上のみ 左記の25%  ◇入居期間 転勤期間中

## 鉱業・非鉄金属

古河機械金属 (213名)  借上 123戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> (13.10改正) 設定なし(ただし、借上対象地域を限定しているほか、床面積には一定の基準あり)  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車場料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇借上 算出基礎額 (家賃+共益費+管理費)×20% 算出基礎額上限 組合員 95,000円 管理職 110,000円 入居10年未満： 算出基礎額×20% ♪15年未満：♪ ×40% (管理職のみ) ♪15年以上：♪ ×40% (組合員) ♪×60% (管理職)  ◇入居期間 なし
---	---------	---	---	---

## 建設業

日揮 (2,466名)  借上のみ 7戸  ◇物件の探し方 入居者が選定 (転勤時の特別 休暇等に対応)	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> (01.4改正) 家族帯同 100,000円 单身(既婚者) 70,000円 独身者 60,000円  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車場料 同上  ◇退去時の補修 同上	(03.6.30社有廃止) ◇借上のみ 家族帯同 17,200円 单身(既婚者) 8,100円
--	---------	--	--	--

# 残業学

— 明日からどう働くか、どう働いてもらうのか? —

中原淳+パーソル総合研究所 著

光文社 (2018年12月刊 本体920円)

## ●学際的に残業をとらえる新たな学問「残業学」

本書は人材開発、組織開発を専門領域とする著者が「残業の原因探求」「残業問題を解決後の将来の成果や希望を理解すること」を目的にパーソル総合研究所と共同実施した「希望の残業学プロジェクト」での研究成果がベースとなっている。

前者の「残業の原因」については、「働き方改革」がクローズアップされていることもあり、様々な学問領域から現状把握、対策がアプローチされている。一方で、後者の議論は珍しい。残業を世の中から無くしていくなかで、仕事の付加価値をどのように高めていくのか、業績の維持や仕事に掛ける希望をどう高めるのか、未来を見据える視点が本研究には取り入れられている。

## ●解決を個人任せにできない長時間残業問題

長時間残業の是正を従業員本人に任せにできないことは容易に想像がつく。著者は特に長時間残業が精神に与える影響を指摘する。前述の「希望の残業学プロジェクト」の調査によると、従業員本人の幸福度と会社への満足度・エンゲージメントは、残業時間が長時間になるほど低下する。ところが月60時間を超えると上昇する結果がでた。長時間残業をする従業員全員が残業に満足しているわけではないが、肉体と精神の疲労による認知のゆがみ、ストレスが解消されたときの開放感が「つかの間の幸福感」に結びつき、「残業麻痺者」を生み出していると指摘する。

一方で、こうした主観的満足とは別に、残業が健康に与える影響は大きい。残業時間が長い程「燃え尽きる者」やメンタル疾患、重篤な病気・疾患に悩まされる割合が高まる。

このことから、著者は残業の抑制は従業員本人

の考えとは別に、事業主が事業上のリスクの1つとしてとらえ対策を取るべきだとする。

## ●残業は従業員の成長に寄与するか

以前から流布する「若い内の残業は能力開発に有効」とする説については、著者は否定する。18年の調査によると、長時間の残業は、「上司からのフィードバックがない」「上司からの仕事の助言が十分でない」「同僚からの仕事の助言が十分でない」「仕事を振り返る機会がない」など、成長を阻害することが示唆された。いわば、「努力信仰」というものが、量をこなせない（残業できない）従業員の適正な評価を阻害し、労働市場から排除してしまうことを著者は危惧する。

## ●「改革ゾンビ」が残業しない従業員を襲う

最後に著者があげる「働き方改革（残業対策領域）」が成功しない理由を紹介する。

強制消灯、定時退社などの残業対策が実施されると、減少した労働時間で職務が終わらない場合、持ち帰って処理することで残業時間がブラックボックス化し、無理な施策を押しつけられた従業員は会社への信頼感を低下させる。そして、最後に効果が上がらず誰にも使われない形骸化した施策が「ゾンビ」のように会社をただよい、残業をなくそうと奮闘する従業員に「なんで早く帰るの? もう誰も残業削減なんかしてないよ」と襲いかかるという構図を示す。著者の調査によると、残業対策の多くは2カ月程度で同僚が実施しなくなり、以降上司が指示しなくなり、上司も実施しなくなるという経緯をたどるという。残業対策を定着させるためには、実態を正しく把握し、しっかりと練られた的確な案を時間を掛けて地道にかつ徹底的にやり抜く必要があるとまとめる。

# 福利厚生 アラカルト

3月上旬分

## ● 成人の週1日以上スポーツ実施率は55.1%

18歳以上の2万人からの回答をまとめた18年度実施の「スポーツの実施状況等に関する世論調査」がまとまった。

これによると、20歳以上の成人のうち週1日以上スポーツをする人の割合はすべての年齢層で増加して平均は55.1%となり、前回17年度の51.5%を3.6ポイント上回ったことがわかった。91年度調査に比べると、全体では27.3ポイント増、男性は28.5ポイント増、女性は26.3ポイント増だった。週3日以上スポーツ実施率も27.8%となり、前回の26.0%を上回った。91年度は11.9%だった。

この1年間に直接現地でスポーツを観戦した割合は26.8%、スポーツに関するボランティア活動の実施率は10.6%だった。

運動・スポーツが、大切、まあ大切と回答した割合は72.9%だった。(スポーツ庁HP, 2.28)

## ● 福利厚生費は18年7～9月期で月5.4万円

金融保険業を含んだ全産業の福利厚生費は、18年7～9月期で、従業員1人当たり月額で5万4,273円となり、前年同期比は△1.6%だった。

18年7～9月期の人件費は1人当たり月額42万4,598円、前年同期比は△0.9%だった(財務省HP, 3.1)

## ● 推計患者数は入院131万人、外来719万人

17年の「患者調査」によると、17年10月中の特定の1日における患者数は、推計で入院が131万人、外来が719万人だった。入院は減少傾向にあり5年前に比べ14万人減に、外来は5年前より71万人増えた。

17年9月中の退院患者の在院日数は29.3日だった。90年の44.9日をピークに減少傾向にある。

入院患者数、初診外来患者数、再来外来患者数に調査日現在継続的に医療を受けているが調査日当日は医療施設で受療しなかった外来患者数を加えた総患者数は、高血圧症疾患994万人、糖尿病329万人、悪性新生物178万人、心疾患(高血圧性を除く)173万人、気分障害(躁うつ病を含む)128万人、脳血管疾患112万人だった。(厚労省HP, 3.1)

## ● 確定拠出年金加入者は12月末で689.7万人

厚労省資料からまとめた企業年金の実績は次のとおりだった。

確定拠出年金(企業型)は、規約数が1月末で6,066件(前年同期5,678件)、加入者数は12月末で689.7万人(同644.2万人)だった。

なお、個人型加入者数は、1月末で、115.1万人、うち第1号14.4万人、第2号97.1万人、第3号3.5万人だった。

確定給付企業年金は、2月1日で、制度数が1万3,019件、うち基金型761件、規約型1万2,258件だった。加入者数は3月末で901万人だった。老齢給付年金の受給者数は、17年度末で158万人、平均年金額は基金型が71.0万円、規約型が105.8万円だった。

厚生年金基金は3月1日で、基金数が総数12(単連5, 総合7)になった。前年同期は総数42だった。(企業年金連合会HP, 3.5)

## ● 労災介護補償(給付)を大幅引き上げ

在宅での介護費用に充てるための労災介護(補償)給付・介護料の最高限度額・最低保障額が4月1日より大幅に引き上げられる。

最高限度額は、常時介護を要する場合、現行の10万5,290円→16万5,150円に、随時介護を要する場合、現行の5万2,650円→8万2,580円になる。

最低保障額は、常時介護を要する場合、現行の5万7,190円→7万790円に、随時介護を要する場合、現行の2万8,600円→3万5,400円になる。

17年度に実施した「労災保険制度における介護(補償)給付に関する状況調査」で、現在の最高限度額では介護費用を賄えない対象者が相当多数存在することが明らかになったことから引き上げに踏み切ったとされる。

介護保険制度の対象となるサービスの利用は、労災介護(補償)給付が優先されるが、最高限度額を超えた場合は、原則として超過分の9割が介護保険給付より支給され、残りの1割が自己負担額になる。(厚労省HP, 3.11)

## ● 福利厚生施策のヒアリング調査結果まとまる

「企業における福利厚生施策の実態に関する調査—ヒアリング結果—」がまとまった。対象となったのは、①ベネフィット・ワン、②中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福センター)、③17年度実施の「今後の勤労者の福利厚生のあり方について」の回答企業、④地域の中小企業勤労者福祉サービスセンターとその会員企業だった。(JILPTHP, 3.15)

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間
------------------------	---------	----------------------	-----------	------------------

## 運輸業

<b>運輸業①</b> (13,500名)  社有 400戸 借上 650戸  ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要と認めた者	<b>基準賃借料</b> 〈10.4改正〉 ※同居人数・地区によって異なる ・独身者 (東京地区) 89,000円 ・単身赴任者 (東京地区) 105,000円 ・3~4人 (東京地区) 125,000円  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金(敷引を含む)・更新料 会社負担(ただし、限度あり)	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 過失による破損・汚損がない場合会社負担	◇社有・借上共通 26,250~78,000円  ◇入居期間 一般 8年間 転勤 3~5年間
---	-------------	---	---	---

## 金融保険業

<b>金融保険業①</b> (18,190名)  社有 242戸 借上 4,047戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> 地域・役割等級・入居形態(入居者数)により基準家賃を設定(首都圏・4人家族:18.5万円)  ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認めない  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 左記基準賃借料に含む  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 原則会社負担	◇社有・借上共通 独自方式で算定  ◇入居期間 なし
<b>明治安田生命保険</b> (貸与対象者 5,144名)  社有 144戸 借上 3,651戸  ◇物件の探し方 入居者が選定	◇会社が必要と認めた者(転勤者,新婚者,その他)	<b>基準賃借料</b> 〈04.1改正〉 地域により異なる 東京区部 単身・独身者 125,000円 2人以上世帯 170,000円  ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認めず  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担(ただし、自己都合による転居の場合、礼金は自己負担)	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 社有は一部個人負担,借上は個人契約,個人負担  ◇退去時の補修 会社負担(故意・過失によるものは入居者負担)	◇社有 平均 9,037円  ◇借上 平均 40,580円  ◇入居期間 なし

## 商事サービス業

<b>商事サービス業①</b> (3,819名)  社有 239戸 借上 132戸  ◇物件の探し方 入居者が選定(特別休暇)	◇会社が認めた者	<b>基準賃借料</b> 〈07.4改正〉 (千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京</th> <th>大阪</th> <th>名古屋</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独身者</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>単身赴任者</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>夫婦+子1人</td> <td>150</td> <td>140</td> <td>120</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>〃+子2人</td> <td>170</td> <td>155</td> <td>135</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> ◇上記限度額を超える場合 借上社宅として認めない  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担  ※14年10月廃止		東京	大阪	名古屋	その他	独身者	80	70	70	60	単身赴任者	80	70	70	60	夫婦+子1人	150	140	120	115	〃+子2人	170	155	135	130	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 一部入居者負担	◇社有・借上共通 独身者 10,000 単身赴任者 10,000程度 4人家族で 25,000程度 ※年齢により割増あり ◇入居期間 年齢に制限あり
	東京	大阪	名古屋	その他																									
独身者	80	70	70	60																									
単身赴任者	80	70	70	60																									
夫婦+子1人	150	140	120	115																									
〃+子2人	170	155	135	130																									

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円) 入居期間																																											
<b>商事サービス業②</b> (3,789名)  ◇物件の探し方 会社が指定	◇単身赴任者に限定	<b>基準賃借料</b> 東京23区内 105,000円  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 家賃に含む  ◇退去時の補修 会社負担	※単身赴任者のみ 家賃給与課税																																											
<b>商事サービス業③</b> (3,706名)  ◇物件の探し方 会社が指定または 入居者が選定	◇転勤者または 会社が認めた者	<b>基準賃借料</b> (06.4改正) (千円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">A地区</th> <th colspan="2">B地区</th> <th colspan="2">C地区</th> <th colspan="2">D地区</th> <th colspan="2">E地区</th> </tr> <tr> <th>帯同</th> <th>単身</th> <th>帯同</th> <th>単身</th> <th>帯同</th> <th>単身</th> <th>帯同</th> <th>単身</th> <th>帯同</th> <th>単身</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹部社員</td> <td>160</td> <td>110</td> <td>130</td> <td>85</td> <td>120</td> <td>80</td> <td>95</td> <td>65</td> <td>85</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>一般社員</td> <td>135</td> <td>80</td> <td>110</td> <td>65</td> <td>100</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> ※A…本社・東京・横浜営業部地区 B…大阪・神戸・京都営業部地区 C…名古屋営業部地区 D…福岡営業部地区 E…札幌営業部地区 以外は別途定める  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	区分	A地区		B地区		C地区		D地区		E地区		帯同	単身	帯同	単身	帯同	単身	帯同	単身	帯同	単身	幹部社員	160	110	130	85	120	80	95	65	85	60	一般社員	135	80	110	65	100	60	80	50	70	45	◇共益費 入居者負担  ◇駐車料 同上  ◇退去時の補修 会社負担	◇社宅家賃の20% ただし超過分は 入居者負担  ◇入居期間 原則5年
区分	A地区			B地区		C地区		D地区		E地区																																					
	帯同	単身	帯同	単身	帯同	単身	帯同	単身	帯同	単身																																					
幹部社員	160	110	130	85	120	80	95	65	85	60																																					
一般社員	135	80	110	65	100	60	80	50	70	45																																					
<b>商事サービス業④</b> (2,800名)  借上のみ 66戸  ◇物件の探し方 入居者が選定	◇転勤者に限定	<b>基準賃借料</b> (09.改正) (千円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>独身者</th> <th>妻帯者 (単身赴任)</th> <th>家族2人 以下①</th> <th>家族3人 以上②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>88</td> <td>107</td> <td>117</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>関西地区</td> <td>87</td> <td>104</td> <td>114</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>広島</td> <td>69</td> <td>85</td> <td>90</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>札幌</td> <td>68</td> <td>84</td> <td>89</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>福岡</td> <td>74</td> <td>91</td> <td>97</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金 首都圏・札幌 基準家賃の2カ月(広島 福岡4カ月) 関西 独身80万円 単身赴任・①100万円 博多 基準家賃の3カ月分 ②150万円 ◇礼金 首都圏2カ月 関西 敷引独身24万円 独身者以外30万円 福岡 敷引基準賃借料の2カ月 ◇更新料 会社負担		独身者	妻帯者 (単身赴任)	家族2人 以下①	家族3人 以上②	首都圏	88	107	117	146	関西地区	87	104	114	141	広島	69	85	90	117	札幌	68	84	89	116	福岡	74	91	97	126	◇共益費 左記基準賃料 含む  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担(自然 消耗のみ)	◇借上のみ 基準賃料の約10%  ◇入居期間 (=赴任期間) 原則5年													
	独身者	妻帯者 (単身赴任)	家族2人 以下①	家族3人 以上②																																											
首都圏	88	107	117	146																																											
関西地区	87	104	114	141																																											
広島	69	85	90	117																																											
札幌	68	84	89	116																																											
福岡	74	91	97	126																																											
<b>商事サービス業⑤</b> (1,800名)  社有 20戸 借上 200戸  ◇物件の探し方 会社が指定	◇会社が必要 と認めた者	<b>基準賃借料</b> 有扶・無扶および地域ごとに家賃上限を設定 首都圏、独身者 64,000円限度  ◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担  ◇敷金・礼金・更新料 会社負担	◇共益費 会社負担  ◇駐車料 入居者負担  ◇退去時の補修 会社負担	◇社有 7,000  ◇借上 有扶 借上家賃 の20% 無扶 の10%  ◇入居期間 5年間																																											

会社名 (従業員数) 社宅保有数	入居資格・要件	賃借料の基準額と敷金・礼金・更新料の扱い	共益費等の負担状況	社宅使用料(円)入居期間																																																																	
<p>国分グループ (5,152名)</p> <p>借上のみ 740戸</p> <p>◇物件の探し方 入居者が選定 (交通費支給)</p>	<p>◇転勤者に限定</p>	<p><b>基準賃借料</b></p> <p>▷規模基準</p> <p>①入居1名 25～35m<sup>2</sup> ③入居3名 46～55m<sup>2</sup> ② 2 36～45 ④ 4 56～65</p> <p>▷首都圏・中部圏・近畿圏 ▷其他地区</p> <table border="1"> <tr> <td>1人</td> <td>100,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>110,000</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>120,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>130,000</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td>1人加算</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員以上</td> <td>20,000円加算</td> <td></td> </tr> </table> <p>◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担</p> <p>◇敷金 会社負担 ◇礼金 家賃の2カ月分限度 ◇仲介手数料 同1カ月分 ◇更新手数料 同1.5カ月分限度</p>	1人	100,000円	80,000円	2人	110,000	90,000	3人	120,000	100,000	4人	130,000	110,000	1人加算	10,000		役員以上	20,000円加算		<p>◇共益費 会社負担</p> <p>◇駐車料 入居者負担</p> <p>◇退去時の補修 社宅適用期間 中原則会社負担</p>	<p>◇借上 首都圏・中部圏・近畿圏 家賃の30% 其他地区 家賃の40%</p> <p>◇入居期間 6年間</p>																																															
1人	100,000円	80,000円																																																																			
2人	110,000	90,000																																																																			
3人	120,000	100,000																																																																			
4人	130,000	110,000																																																																			
1人加算	10,000																																																																				
役員以上	20,000円加算																																																																				
<p>商事サービス業⑥ (1,200名)</p> <p>借上 20戸</p> <p>◇物件の探し方 会社が指定</p>	<p>◇会社が必要と認めた者</p>	<p><b>借上基準</b> 特に定めず、月10万円程度</p> <p>◇敷金 入居者負担 ◇礼金・更新料 会社負担</p>	<p>◇共益費 会社 80% 入居者 20%</p> <p>◇駐車料 入居者負担</p> <p>◇退去時の補修 会社負担</p>	<p>◇借上 通常本人2割負担</p> <p>◇入居期間 なし</p>																																																																	
<p>商事サービス業⑦ (348名)</p> <p>借上のみ 30戸</p> <p>◇物件の探し方 委託業者より入居者が選定 (所定の転勤休暇で対応)</p>	<p>◇転勤者に限定</p>	<p><b>基準賃借料</b> (10.9改正)</p> <p>下記基準家賃の6割会社負担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"><b>管理職</b></td> </tr> <tr> <td>世帯人員1人</td> <td>10坪</td> <td>71,000円</td> <td>58,000円</td> <td>47,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>12</td> <td>85,000</td> <td>69,500</td> <td>56,500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>15</td> <td>106,500</td> <td>87,000</td> <td>70,500</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>17</td> <td>120,500</td> <td>98,500</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>5～</td> <td>20</td> <td>142,000</td> <td>116,000</td> <td>94,000</td> </tr> <tr> <td colspan="5"><b>一般</b></td> </tr> <tr> <td>世帯人員1人</td> <td>8坪</td> <td>57,000</td> <td>46,500</td> <td>37,500</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10</td> <td>71,000</td> <td>58,000</td> <td>47,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>12</td> <td>85,000</td> <td>69,500</td> <td>56,500</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>15</td> <td>106,500</td> <td>87,000</td> <td>70,500</td> </tr> <tr> <td>5～</td> <td>17</td> <td>120,500</td> <td>98,500</td> <td>80,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A地区…首都圏 B…政令指定都市 C…その他</p> <p>◇上記限度額を超える場合 超過分入居者負担</p> <p>◇敷金・礼金・更新料 会社負担</p>			A	B	C	<b>管理職</b>					世帯人員1人	10坪	71,000円	58,000円	47,000円	2	12	85,000	69,500	56,500	3	15	106,500	87,000	70,500	4	17	120,500	98,500	80,000	5～	20	142,000	116,000	94,000	<b>一般</b>					世帯人員1人	8坪	57,000	46,500	37,500	2	10	71,000	58,000	47,000	3	12	85,000	69,500	56,500	4	15	106,500	87,000	70,500	5～	17	120,500	98,500	80,000	<p>◇共益費 入居者負担</p> <p>◇駐車料 同上</p> <p>◇退去時の補修 会社負担</p>	<p>◇借上のみ 左記基準家賃の40%</p> <p>◇入居期間 一般 なし 首都圏 管理職 A地区 3年間 B, C地区 6年間</p>
		A	B	C																																																																	
<b>管理職</b>																																																																					
世帯人員1人	10坪	71,000円	58,000円	47,000円																																																																	
2	12	85,000	69,500	56,500																																																																	
3	15	106,500	87,000	70,500																																																																	
4	17	120,500	98,500	80,000																																																																	
5～	20	142,000	116,000	94,000																																																																	
<b>一般</b>																																																																					
世帯人員1人	8坪	57,000	46,500	37,500																																																																	
2	10	71,000	58,000	47,000																																																																	
3	12	85,000	69,500	56,500																																																																	
4	15	106,500	87,000	70,500																																																																	
5～	17	120,500	98,500	80,000																																																																	

## 別表Ⅱ

## 各社別の家賃補助制度の支給要件と補助額

※は借上社宅制度なし（労務研究所調べ 2019年2月現在）

会社名 (従業員数)	改正年月	支給要件 (対象者)	補助額 (月額)・補助算定方式	支給期限	住宅手当との関連 併給有無																					
※日立金属 (6,305名)	15年4月	・社有社宅が提供されない場合	地域別に上限額あり 家賃の半額 (最大60,000円) 補助	40歳までまたは支給開始後10年間のいずれか早い方	—																					
東芝 (32,353名)	—	・自ら居住する住宅を有し実質的に維持管理している者 (具体的には住民票上の世帯主) のうち、賃貸住居に入居している者	1か月当たり賃借料が4万円を超える場合に、その超える部分について支給 (最高額17,000円)	なし	併給する																					
日立製作所 (37,353名)	14年10月	・生計維持者で住宅の必要度を勘案し、会社が認めた者	賃貸借家賃×50% (100円未満切捨て) 支給限度額 (千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>地域Ⅰ</td> <td>地域Ⅱ</td> <td>地域Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>単身用</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>家族用</td> <td>70</td> <td>55</td> <td>45</td> </tr> </table>		地域Ⅰ	地域Ⅱ	地域Ⅲ	単身用	50	40	35	家族用	70	55	45	①家族同居者 40歳に到達する月末 ②単身者 31歳に到達する年度末	住宅手当制度なし									
	地域Ⅰ	地域Ⅱ	地域Ⅲ																							
単身用	50	40	35																							
家族用	70	55	45																							
※日本電気 (23,982名)	09年10月	①転勤発令を受けた者で、担当部門が転居可能と認めた者 ②独身寮入寮後6か月を経過する者 ③支給条件を満たした者 (地区限定、40歳未満、本人が主たる生計者、扶養家族有、借家のみ)	①本人支払家賃 (※1) × 会社支給率 (※2) × 1.1 = 月額家賃補助額 ※1 共益費、駐車料を除く居住専用部分の賃借料 (上限額設定) ※2 持ち家者、単身赴任者、それ以外で支給率が異なる ②本人支払家賃 - 独身寮家賃 = 支給額 (最高4万円) ③本人支払家賃のうち6万円を超える部分について半額支給 (最高4万円)	①5年間 ※京浜地区以外では補助額漸減し、13年間 ②満期退寮月当月まで ③満40歳に到達する月まで (最長15年間)	併給しない																					
アズビル (5,105名)	03年4月	・独身寮入寮満了者および既婚者 (借家居住者のみ)	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>独身寮満了者</td> <td>既婚者</td> </tr> <tr> <td>A地区</td> <td>16,500円</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>13,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>11,500</td> <td>17,500</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>9,500</td> <td>15,000</td> </tr> </table>	独身寮満了者	既婚者	A地区	16,500円	25,500円	B	13,000	20,000	C	11,500	17,500	D	9,500	15,000	独身寮満了者 5年間 既婚者 7年間	住宅手当制度なし							
独身寮満了者	既婚者																									
A地区	16,500円	25,500円																								
B	13,000	20,000																								
C	11,500	17,500																								
D	9,500	15,000																								
※沖電気工業 (3,881名)	05年11月	① 2人家族以上の世帯の世帯主で、会社が認めた者 ② 単身寮入居基準を満たし、単身で賃貸住宅に居住している者	支払家賃の30% (上限、千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>首都圏</td> <td>大都市</td> <td>その他地域</td> </tr> <tr> <td>夫婦+家族2人~ 本人+家族3人~</td> <td>33.5</td> <td>21.5</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>夫婦+家族1人 本人+家族2人</td> <td>28.5</td> <td>18.5</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>夫婦、家族2人</td> <td>24.0</td> <td>16.0</td> <td>12.5</td> </tr> </table>		首都圏	大都市	その他地域	夫婦+家族2人~ 本人+家族3人~	33.5	21.5	17.0	夫婦+家族1人 本人+家族2人	28.5	18.5	15.0	夫婦、家族2人	24.0	16.0	12.5	①8年間 ②8年間または満30歳到達まで	併給しない					
	首都圏	大都市	その他地域																							
夫婦+家族2人~ 本人+家族3人~	33.5	21.5	17.0																							
夫婦+家族1人 本人+家族2人	28.5	18.5	15.0																							
夫婦、家族2人	24.0	16.0	12.5																							
電気機器② (651名)	12年	・会社が適正と認めた者 ・自費で賃貸住宅に入居している者 ・自らの収入で主たる生計を営む者	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>A地域</td> <td>B地域</td> </tr> <tr> <td>入社1~3年</td> <td>23,000円</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>19,600</td> <td>18,700</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>16,100</td> <td>15,400</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>12,700</td> <td>12,100</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>9,200</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>6,900</td> <td>6,600</td> </tr> </table> <p>A地域 本社・久喜事業所・東京・立川・千葉・横浜・厚木・大宮・水戸・大阪・大津・福岡・名古屋・静岡の各支店・営業所 B地域 藤岡事業所・山形事業所・札幌・仙台・新潟・前橋・岡山・高松・広島・北九州・富山の各営業所・分室</p>		A地域	B地域	入社1~3年	23,000円	22,000円	4	19,600	18,700	5	16,100	15,400	6	12,700	12,100	7	9,200	8,800	8	6,900	6,600	新卒入社後8年目まで	なし
	A地域	B地域																								
入社1~3年	23,000円	22,000円																								
4	19,600	18,700																								
5	16,100	15,400																								
6	12,700	12,100																								
7	9,200	8,800																								
8	6,900	6,600																								



会社名 (従業員数)	改正年月	支給要件(対象者)	補助額(月額)・補助算定方式	支給期限	住宅手当との関連 併給有無
トヨタ自動車 (82,700名)	89年2月	・新婚者、転勤者等(地区限定あり)	対象家賃×2/3-12,000円 ※対象家賃=家賃+駐車料1台分(共益費・管理費除く) ※補助上限額 35,000円	10年間	住宅手当制度なし
輸送機械① (15,200名)	05年4月	・正規従業員	カフェテリアポイントにより、従業員本人が居住している賃貸物件の支払い家賃の100%までを補助 *年間付与ポイント660~1,020P (1P=100円)	なし	住宅手当制度なし
日産自動車 (22,849名)	①04年4月導入 有家族社員 ②08年4月 独身・単身用制度導入	①、②共通 ・首都圏勤務の従業員 ・非持ち家者 ・独身・単身者 ① ・同居の扶養家族が1名以上いること ② ・自宅から通勤が不可能と会社が認定した者	契約家賃(駐車場1台分含む)の4分の3を会社負担(①月額6万円限度、②独身・単身者4万円限度)	①有扶世帯者 10年間 ② 独身者 入社から学校種別で5~10年間 単身者 転勤から単身事由消滅まで	住宅手当制度なし
島津製作所 (3,700名)	07年4月	・婚姻+世帯主+自己名義で賃貸借契約締結	1~5年 家賃×40%(上限30,000円) 6~8年 家賃×30%(上限20,000円) 9~12年 家賃×20%(上限10,000円)	45歳までの12年間	併給する
セイコーインスツル (2,748名)	10年4月	・独身かつ入社時年齢30歳未満	月額50,000円 ※入居時一時金…実費 (上限35万円)	5年間	なし
東京計器 (1,200名)	03年4月	・既婚者(世帯主)で賃借料月額5万円超を支払っている者	賃貸家賃のうち月額5万円超の部分の50%相当額 上限月額2万円	5年間	なし
※千代田化工建設 (1,716名)	06年4月	・有配偶者で住宅融資を受けたことのない者	・支払家賃の70%相当(支給は1,000円単位) (7万円を上限)	10年間	住宅手当制度なし
化学工業② (5,119名)	02年4月	・新たに世帯を有する総合職 ・自ら賃貸物件に家賃を負担して居住している者	本人の居住地により 首都圏・近畿圏 90,000円 上記以外の地区 70,000円	7年間	併給しない
化学工業③ (3,700名)	00年4月	・新婚者	(家賃-(27,000円+住宅手当等2種))×70% 補助上限額は35,000円	初婚から5年間	併給する
化学工業⑧ (1,561名)	-	・社宅入居者(寮含む)が結婚した場合	家賃の70% 56,000円を上限とする(地域手当含む)	首都圏 5年間 他 現エリア転勤後5年間	併給しない

会社名 (従業員数)	改正年月	支給要件 (対象者)	補助額 (月額)・補助算定方式	支給期限	住宅手当との関連 併給有無
大陽日酸 (1,411名)	05年4月	I 扶養家族がある場合 (結婚により配偶者と同居することになる場合) II 32歳以上の寮定年制により借家に住む場合 III 入社時に借家からの通勤が認められている社員	I (月額家賃) - (社宅料最高額3万円) II (月額家賃) - (独身寮居住料1万円) III (月額家賃) - (独身寮最高額1万円) ※下記は補助上限額 ・首都圏A (23区, 武蔵野市, 三鷹市, 横浜市, 川崎市, 千葉市, 船橋市, 松戸市, さいたま市, 川口市, 他) I 80,000円 (50,000円) II 40,000 (30,000 ) III 27,000 (17,000 ) ・首都圏B (野田市, 我孫子市, 川越市, 岩槻市, 春日部市, 取手市, 他), 関西圏 (大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 奈良市, 京都市, 他) I 60,000円 (30,000円) II 30,000 (20,000 ) III 24,000 (14,000 ) ・その他 I 47,000円 (17,000円) II 24,000 (14,000 ) III 24,000 (14,000 ) * ( ) 内は受給開始から10年が経過した長期受給者の上限額	10年間	住宅手当制度なし
※ A G C (5,973名)	02年6月	・年齢満45歳未満 ・主たる生計維持者で, 生計を一にする同居家族を有する者 ・住宅困窮者	▷借上社宅 上限家賃 首都圏 15万円 その他地域 12万円	45歳未満	住宅手当制度なし
帝人 (5,777名)	00年1月	・社宅入居資格者	広さ, 新旧, 地域, 設備, 建物形式の格差点×単価	なし	併給する
繊維工業① (2,500名)	02年1月	・社宅入居資格者で定年残年数5年以上, 適用事業所を限定	家賃 (賃料 + 共益費 + 駐車料) × 0.8 補助限度額 45,000円	60歳, 15年間のいずれか短い期間	併給しない
麒麟ホールディングス (6,558名)	17年1月	・社宅入居資格者, 30歳未満の独身 (地域限定社員)	・独身身: 家賃 (共益費含む) の半額 (上限4万円) ・家族: 家賃 (共益費含む) の半額 (上限8万円)	-	住宅手当制度なし
食品工業① (5,000名)	13年1月		賃料×係数 (基準家賃上限を超過した場合は基準家賃)	なし	併給しない

会社名 (従業員数)	改正年月	支給要件(対象者)	補助額(月額)・補助算定方式		支給期限	住宅手当との関連 併給有無
食品工業② (3,484名)	12年4月	・ 社宅への入居資格がなく自己名義で住居を賃借している者	賃借料 月40,000円超 40,000円以下	支給額 月20,000円 10,000円	なし	住宅手当制度なし
※ カゴメ (1,570名)	04年7月	・ 本人契約の物件	東京 大阪 その他の都市部 工場	上限額 65,000円 55,000 40,000 30,000	なし	併給しない
J-オイルミ ルズ (1,100名)	06年4月	・ 定年後再雇用者 (社員入居不可のため)	借上社宅家賃限度額を上限とし、家賃の60%		再雇用期間中	住宅手当制度なし
コクヨ (6,596名)	99年5月	・ 組合員、配偶者または18歳以下の子と同居する世帯主	東京 1～6年目 月45,000円 7～8年目 月25,000円 大阪・他 1～6年目 月25,000円 7～8年目 月25,000円 (カフェテリアポイント使用で月額15,000円の支給あり)		6～8年	併給する(カフェテリアポイントとして)
その他製造業① (2,563名)	09年11月	・ 転勤者	本人負担…基本給の7%または家賃の30%のいずれか低い額		10年間	一部併給する
その他製造業② 全社 897名 本社 184名	-	・ 独身寮入居期間満了の退去者、新婚者	独身者・新婚者 基準家賃の50% 転勤者 基準家賃の75%		なし	併給しない
その他製造業③ (1,200名)	従来より	・ 借上社宅入居資格者(転勤者)	支払家賃×75%		なし (転勤期間中)	住宅手当制度なし
日 揮 (2,466名)	10年4月	・ 32歳以上の独身者もしくは結婚7年以内(39歳未満)	・ 家賃8万円以上 〳 4万～8万円 ・ 〳 4万円未満	6万円 4万円 家賃相当額	7年間もしくは39歳未満	住宅手当制度なし
商事サービス業① (3,819名)	14年10月	・ 既婚者 ・ 単身者	・ 3万円 ・ 1.6万円		・ 転勤者以外 30歳到達後の3月末もしくは3年間 ・ 既婚者 7年間 ・ 持ち家転勤者 7年間	・ 45,000～98,000円 ・ 35,000～70,000円
商事サービス業③ (3,706名)	-	・ 転勤者	・ 家賃の20%		なし	併給しない
商事サービス業⑥ (1,200名)	03年4月	・ 既婚者	・ 支払家賃の40%、4万円上限		・ 40歳まで	併給しない

# 19単産の福利厚生充実目標

— 非正規処遇改善，時短など「働き方改革」が主要テーマに —

## 「働き方改革」に関連する要求が増加

2019年の春季労使交渉にて，19単産の要求事項の概略は下記および一覧表のとおり。

19年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されることを受け，非正規の処遇改善，労働時間の短縮，精神と体の健康に関する項目を盛り込む単産が増加した。

## 非正規の処遇改善関係

「働き方改革」に関連する要求の中でも「非正規従業員の処遇改善」については今回取り上げた19単産全てで要求された。内容別に要求をみると「正社員への無期転換ルールの整備および遵守」，「正規と非正規間の均等・均衡待遇，不合理な格差の是正」，「非正規への教育機会の提供」，「安全・衛生，福利厚生等の非正規への適用」などがあがった。

## 時短は19単産が要求

時短についても19単産全てで要求した。所定労働時間，総実労働時間の短縮といった要求に加え，時間管理の厳格化の要求もあった。また，運輸労連では組合員の労働特性から「年間総拘束時間」を要求単位に用いている。

長時間残業の背景の1つとなっている「36協定」および「特別条項付き36協定」における延長時間短縮の要求もあった。残業時の割増賃金率の引き上げの要求もあった。

年休の取得促進は15単産が要求。「取得実態の把握」，「取得目標の設定」，「連続取得の推進」，「半日単位取得時の回数制限の撤廃」，「取得しやすい職場環境整備」など，年休の取得促進のため様々な要求がされた。

また，働き方改革関連法で努力義務とされた「勤務間インターバル制度」については，6単産が要求している。

## 健康・メンタルヘルス関連

健康・メンタルヘルス関連では，ストレスチェックが義務化されたことで，長時間労働者に対する医師による面接指導の実施の強化や従業員数が常時50名未満の事業場におけるストレスチェックの実施など，法定事項を上回る内容に要求水準が高まった。

このほかにはUAゼンセンでは，「健康経営銘柄」「健康経営優良法人」の選定・認定に向け労使での取り組みの推進を要求した。

## 定年・高齢者関連

高齢者雇用安定法の規定や人手不足への対応を背景として，高齢従業員が増加していることを受け，雇用の安定と一定の処遇が要求された。主な内容では「60・65歳以降の雇用確保」，「退職金の水準維持」，「再雇用・雇用延長後の給与について適正なものとする」などが要求された。

## 育児・介護，次世代，仕事と治療の両立

WLBに関連する要求には，「義務化対象外の300人以下の単組でも一般事業主行動計画を策定する」，「育児や介護と仕事を両立できる柔軟な勤務形態，職場環境の整備」，「くるみん，プラチナくるみんの取得」，「ケアハラ，マタハラなどの様々なハラスメントへの対応」，「不妊治療」，「事業所内託児所，企業主導型保育施設の整備」，「ダイバーシティ（多様性），インクルージョン（社会的包摂）への対応」など多様化する組合員への対応を指向する要求が多く盛り込まれた。

単産名 (組合員数)	福利厚生一般 諸手当、非正規	時短・年次有給休暇 休日・休暇	安全・衛生 健康、労災補償など	育児・介護、WLB 次世代育成支援対策	退職金・年金 定年・高齢者対策
J A M (337,983名) 要求提出日 2月19日	非正規労働者に関する労働条件の改善 ・「JAMの取り組み指針」に基づく何らかの取り組みを追求 ・無期転換ルールの遵守 ・「底上げ・底支え」 ・「格差是正」と均等待遇の実現	時短 ・所定労働時間の短縮やインターバル規制の導入など「労働時間に関する指針」に沿って総労働時間の短縮に向けた取り組み 総労働時間 ・当面1,900時間台、1,800時間を目標		WLB ・あるべき「働き方」と「暮らし方」を指す	60歳以降の雇用確保 ・希望者全員の雇用確保について、労働協約に明記
基幹労連 (264,421名) 要求提出日 2月8日	働く者すべての雇用確保と労働条件の底上げ・底支え 魅力ある労働条件づくり ・格差改善 ・福利厚生等の改善および非正規との均等待遇	時短・休暇 ・年間所定労働時間1,800時間台の実現に向けて、「休日増」「1日当たり労働時間の短縮」の取り組み 年休 ・初年度付与日数20日以上とし、付与日数の増加を図る	労働災害付加補償 ・死亡 3,400万円 ・障害等級1級以下については総合組合水準への到達を図る 通勤災害付加補償 ・労災付加補償の1/2である1,700万円 ・障害等級1級以下については総合組合水準への到達を図る	WLB ・労使話し合いの場合未設置組合：設置設置組合：年間総労働時間の縮減、所定外労働の適正化、有休取得率向上 ・働き方改革を推進し有給休暇の取得促進、男女共同参画、両立支援等、さまざまな角度から要求項目を設定	退職金 ・中期ビジョンのガイドライン2,500万円（60歳・42年）に向けて取り組む 65歳現役社会の実現 ・実現に向けた労働環境の構築
全電線 (24,042名) 要求提出 2月19日まで	先を見据えた豊かな生活の安心・安定をめざす ・雇用の維持確保、労働諸条件働く環境の改善	時短・休暇・年休 ・年間総実労働時間1,800時間をめざし1日の所定労働時間7.5時間 ・長時間労働の是正 ・年間休日125日 ・労働時間の管理・徹底 年休 ・年休の取得促進		育児・介護 ・法令・労協を守り働き方の見直しでWLBを実現する ・働き続けながら介護・看護に対応できる就労環境の整備 男女共同参画 ・300人以下の単組でも一般事業主行動計画の策定を進める	退職金 ・高卒・勤続42年・60歳モデルの現行水準の確保 ・当面の到達水準2,200万円 ・目指すべき目標水準2,400万円 60歳以降の雇用確保 ・就労希望者全員の雇用確保を基本に労働条件の向上に向け、現行制度の内容整備・実施状況の点検など各単産の実態に即して取り組む ・65歳までの雇用確保とともに生活を維持できる賃金水準をめざす
自動車総連 (772,347名) 要求提出 2月13日	非正規労働者の労働条件改善 ・雇用形態ごとの待遇差の実態把握を行なう ・合理性、納得性がない、不合理な待遇差は優先的に改善に取り組む ・正社員登用制度の促進 ・能力開発・スキルアップ制度の充実 ・コンプライアンスの強化 ・労組への定期的な報告体制の整備	時短 ・年間所定労働時間1,952時間未達成組合は達成に向けて取り組む ・36協定による特別延長時間が年720時間・月80時間超の単組はそれ以下とすべく取り組む 年休 ・完全取得		WLB ・働く者の視点に立った、働き方の改善や提言に取り組む	

単産名 (組合員数)	福利厚生一般 諸手当, 非正規	時短・年次有給休暇 休日・休暇	安全・衛生 健康, 労災補償など	育児・介護, WLB 次世代育成支援対策	退職金・年金 定年・高齢者対策
電機連合 (564,980名)  要求提出日 2月15日	非正規労働者の労働条件改善 ・有期労働者の無期転換については「電機連合の基本的考え方」に沿って取り組む 均等・均衡処遇の実現 ・派遣・請負労働者の受け入れ時および定期的な労使協議の徹底 ・働き方改革関連法への対応 ・パート, 有期労働者が不合理な労働条件がないことの確認と是正	時短・年休・休暇 ・長時間労働の是正をはじめとする働き方改革に向けた取り組み ・労働時間管理の適正化 ・年休取得の推進, 底上げ ・36協定特別条項限度時間の見直し	安全・衛生 ・勤務間における休息時間の確認 ・長時間労働者への医師面談の徹底 労災補償 ・労災・通災の企業付加給付の引き上げ	仕事と介護・育児の両立支援 ・柔軟な勤務制度の整備 ・両立しやすい環境整備 仕事と治療の両立支援 ・治療をしながら働き続けられる支援制度や職場環境の整備	退職金(目標水準) ・技能職55歳・勤続35年以上 1,900万円 ・技能職60歳・勤続40年 2,000万円 ・50歳以上の退職金はすべて定年退職扱い 厚生年金基金制度等の見直しへの対応 ・現行の給付水準を確保することを前提に制度への移行を進める 高齢者対策 ・雇用の安定とやりがい・働きがいを感じられる労働条件の改善
紙パ連合 (25,591名)  要求提出日 2月28日	非正規労働者の処遇改善	時短 ・年間総実労働時間 常昼1,845時間以内 交替1,820時間以内 本社1,800時間以内 ・年間休日数 常昼112日以上 交替者106日以上 本社118日以上 年休・休暇 ・年休取得 年間14日以上 ・連続休転休暇の実施 ・休日労働の抑制		WLB ・総労働時間の短縮 ・労働時間管理の徹底	60歳以降の継続雇用制度の充実・定年延長制度 ・労働諸条件の充実 ・65歳定年制度の確立
J E C 連合 (103,056名)  要求提出日 2月22日	非正規労働者の労働条件改善	時短 ・年間総実労働時間 2,000時間を上回る組合をなくす ・年間所定内労働時間 1,800時間を目指し, 労働時間管理に取り組む 年休 ・1人当たり平均取得日数10日未満の組合 取得日数5日未満の組合員をなくす	法定外労災補償 ・死亡・障害1~3級 3,500万円 4級 1,930 5 1,660 6 1,410 7 1,180 8 950 9 740 10 570 11 420 12 290 13 190 14 110 通勤災害 ・労災付加補償の70%をクリアし, 100%に取り組む	育児・介護 ・育児・介護休業法の改正に当たり, 周知・点検を図る。また休業・休暇・短時間勤務のあり方を組織内で議論し, 両立支援策の拡充の観点から諸制度改定に向け労使協議に取り組む 次世代育成支援 ・推進法に基づき作成した行動計画における取り組みの進捗を確認, 「くるみん」「プラチナくるみん」の取得を目指す	退職金 ・退職後の生活を公的年金とあわせて保障する制度として, 制度の改善と水準の引き上げに取り組む ・水準として1,200万円を最低ラインとして2,100万円を目指す 65歳までの雇用確保 ・希望者全員の雇用延長の完全実施
ゴム連合 (40,895名)  要求提出 2月末日	非正規労働者の労働条件改善 ・正規社員登用制度の創設 ・福利厚生制度の均等を推進 ・育児・介護制度や休暇制度等の実態を把握し, 問題がある場合は是正	時短・年休 ・年間総実労働時間 1,800時間をめざす ・所定労働時間, 所定外労働時間, 年休取得の実績・職場実態を把握 ・特別条項付36協定の縮減		WLB ・職場風土の醸成, 従業員の意識改善 ・各種制度の整備, 運用への取り組みを推進 ・多様な働き方を支える労働環境の整備	

単産名 (組合員数)	福利厚生一般 諸手当, 非正規	時短・年次有給休暇 休日・休暇	安全・衛生 健康, 労災補償など	育児・介護, WLB 次世代育成支援対策	退職金・年金 定年・高齢者対策
セラミックス 連合 (17,096名)  要求提出日 2月22日	非正規労働者の労働条件改善 ・パート・有期, 派遣労働者への均等・均衡待遇を含めた総合的な労働条件向上の取り組み ・教育等の「人への投資」を求める	時短・年休 ・長時間労働の是正 ・労働時間の短縮 ・割増率の改訂	健康 ・勤務間インターバル規制導入の検討 安全・衛生 ・50人未満事業所での安全衛生委員会等の設置 労災補償等 ・公傷病欠勤者への昇給, 一時金の100%確保 ・私傷病欠勤者への昇給, 一時金30%以上確保	WLB ・改正育児・介護休業法について, 法令遵守点検を行なうとともに法定以上の内容への拡充を図る ・マタハラ, ケアハラをはじめとするさまざまなハラスメントを一元的に防止 ・長期にわたる治療が必要な疾病を抱える労働者への対応 次世代育成支援 ・次世代育成支援対策への対応を図る	退職金 ・退職金保全状況の確認 ・退職金の増額改定
UAゼンセン (1,683,740名)  要求提出 2月末日	社会的責任 ・社会的責任投資の考え方を踏まえ, 企業年金の資産運用に取り組む(ESG投資) ・非組合員や派遣労働者についてもコンプライアンスの観点から労働組合が関与する 非正規労働者の労働条件改善 ・無期転換制度の整備 ・不合理な待遇差の是正を進める ・65歳までの雇用継続制度の導入 ・福利厚生制度の改善 ・特殊作業手当, 精皆勤手当, 通勤手当, 食事手当, 無事故手当は最高裁判決から必ず取り組むものとする ・育児・介護制度, 各種休暇制度, 年休付与日数を正社員と同様の基準で適用 ・労災付加給付を正社員と同一水準 ・退職金・期末一時金制度の構築 ・休暇, 休職制度, 労働時間の改善 ・派遣労働者の処遇改善	時短 ・到達基準 年間所定労働時間を2,000時間未満 年間休日115日以上 ・目標基準 年間所定労働時間を1,900時間未満 年間休日120日以上 ・勤務間インターバル制度 年休 ・年休を含め, 1年につき少なくとも7日間の連続休暇 ・初年度付与日数15日以上	健康経営 ・「健康経営銘柄」「健康経営優良法人」の認定に向け労使で取り組む 法定外労災補償 ・死亡3,400万円(有扶) ハラスメント ・職場のハラスメント対策	育児・介護 ・遠距離居住の家族介護のための旅費支援制度の確立 ・両立支援制度の整備・充実 ・ひとり親の処遇改善 母性保護 ・産前は申し出により, 産後は申し出を要さずそれぞれ8週間の休暇 ・1回の妊娠につき通算14日のつわり休暇(賃金は全額補償) 次世代育成支援 ・くるみん, ブラチナくるみん取得の職場環境の整備 ・ひとり親の処遇改善 治療と職業生活の両立 ・厚労省のガイドラインに基づき職場環境, 支援制度を整備する	退職金 ・確定給付企業年金を基本とする, 確定拠出年金は退職金(企業年金)全体の3分の1程度にとどめる ・退職金(企業年金)は2,000万円を基準 定年制 ・65歳定年制を遅くとも20年度から実施 ・退職金は定年前の水準と均等・均衡が取れたものとする

単産名 (組合員数)	福利厚生一般 諸手当、非正規	時短・年次有給休暇 休日・休暇	安全・衛生 健康、労災補償など	育児・介護、WLB 次世代育成支援対策	退職金・年金 定年・高齢者対策
フード連合 (103,919名)  要求提出 2月21～28日	非正規労働者の労働条件改善 ・福利厚生全般に関する取り組み ・社会保険の加入状況の点検と適用促進 ・有給休暇の取得促進 ・育児・介護休暇制度取得における正社員と同様の制度整備 ・企業年金の支給	時短 ・年間総実労働時間短縮 年休 ・年休取得率 付与日数の65%以上	職場環境 ・妊娠・出産・介護における不利益取り扱いやハラスメント防止に向け、実態の有無を確認し、是正を図る ・不妊治療支援制度の整備	育児・介護 ・改正育児・介護休業法の周知、点検を図るとともに、これを上回る内容への拡充に取り組む ・仕事と生活の両立支援に向けた相談窓口の設置 ・事業所内保育施設、企業主導型保育施設の整備 ・「くるみん」「プラチナくるみん」の取得 次世代育成支援 ・労使協議による次世代育成支援対策推進法行動計画の策定	退職金 ・退職金の安定と増額 60歳以降の雇用確保 ・65歳までの雇用確保(定年延長を含む)
運輸労連 (126,365名)  要求提出 2月8～11日	福利厚生 ・各単産の社員構成、組合員ニーズによる優先順位を決め、ボランティア休暇制度の確立など、長期的な課題、短・中期的に課題を整理し、計画的に取り組む 雇用形態間格差の是正 ・無期転換後は正社員とする制度の確立 ・「同一労働・同一賃金ガイドライン案」をもとに処遇改善に取り組む ・福利厚生についても改善に取り組む	時短 (第9次時短中期方針・18年度) ・年間総拘束時間 3,300時間以内(年間休日120日) 年休 ・取得率 18年度90%以上	安全・衛生 ・安全衛生委員会の確立と定期開催の実施 健康管理 ・定期健康診断の完全実施と人間ドック受診制度の確立 ・メンタルヘルスケア等の取り組み 法定外労災補償 ・死亡・障害 1～3級 3,000万円 4級 2,000万円～ 14級 85万円	育児・介護 ・労働協約・労使協定の就業規則の内容を精査するとともに、職場の実態調査を実施、法内の対応はもとよりさらなる内容の充実を図る	退職金 ・勤続35年1,500万円以上または現行の10%以上 ・勤続30年1,300万円以上・同上 65歳までの雇用確保 ・全員の65歳までの雇用を確保、困難なときは再雇用の希望者全員が65歳までの雇用を確保できるよう、定年延長を基本とした雇用延長制度の確立・改善
J R 連合 (74,302名)  要求提出日 2月13日	非正規労働者の労働条件改善 ・正社員への無期転換ルールの整備 ・正社員との均等処遇をめざし改善に取り組む ・派遣労働者に不利な条件を設定している福利厚生は是正	時短 ・年間総実労働時間 1,800時間を目指す ・割増率の引上げ 年休 ・取得率90%を目指すとともに、年休取得ゼロの組合員をなくす ・採用時の年休付与日数15日以上 ・半日休暇制度の回数制限撤廃を実現	安全・衛生 ・安全な職場づくり(メンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策) ・あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組み ・勤務間インターバル制度の導入 ・長時間労働者への医師による面接指導	育児・介護 ・法定を超える育児・介護休業期間の拡充や短時間勤務制度の拡充、子の看護休暇制度の拡充といった育児および介護に関する諸制度の拡充、前進を図る ・妊産婦保護制度や母性保護管理について周知 ・不妊治療と仕事の両立	60歳以降の雇用確保 ・希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用を前提とした雇用制度と賃金制度の確立
J R 総連 (53,070名)  要求提出 原則として 2月中	非正規労働者の労働条件改善 ・契約社員の正社員化、均等・均衡処遇の実現	時短・年休 ・年間所定労働時間 2,000時間未満の実現		育児・介護 ・改正育児・介護休業法を上回る取り組みを継続	60歳以降の雇用確保 ・65歳定年制および希望者全員の再雇用制度の確立をめざす ・55歳以上の在職条件の改善をめざす



単産名 (組合員数)	福利厚生一般 諸手当, 非正規	時短・年次有給休暇 休日・休暇	安全・衛生 健康, 労災補償など	育児・介護, WLB 次世代育成支援対策	退職金・年金 定年・高齢者対策
交通労連 (45,372名)  要求提出 3月末まで	非正規労働者の労働条件改善 ・ 有期契約社員の均等・均衡待遇	時短・年休 ・ 休日増や休日労働の抑制, 年休の取得促進など, それぞれの職場の実態を踏まえて取り組む ・ 割増率の引上げ ・ 多様な休暇制度	職場環境 ・ ハラスメント対策 ・ セクハラ被害者へのメンタルヘルス相談	育児・介護 ・ 介護休暇制度 ・ 子ども看護休暇制度	
航空連合 (39,456名)	非正規労働者の労働条件改善 ・ 柔軟な働き方を可能とする制度の構築	時短・年休 ・ 労働時間管理の強化や年休取得促進, 所定外労働削減など, 総実労働時間削減に資する取り組みを推進 ・ 勤務間インターバル制度の導入に向け労使協議を進める ・ 有休の取得促進 ・ フレックスタイム制の運用について労使協定を継続する	安全衛生 ・ メンタルヘルス対策の充実と復職支援体制の確立	WLB ・ 出産・育児・介護を理由とした離職を防止, 仕事と家庭を両立しながら働き続けることのできる職場の実現に向け, 社内制度の整備, 制度の周知徹底, 職場風土の改革に取り組む	
生保労連 (234,427名)  要求提出日 3月1日	非正規労働者の労働条件改善 ・ 福利厚生 ・ 職場改善	時短 ・ 総労働時間の短縮	職場環境 ・ 健康増進・職場環境の改善 ・ ハラスメントの解消	WLB ・ 「ワーク・ライフ・バランス中期方針」(14.8~20.8)に沿って, 各組合の主体的な判断に基づく取り組みを推進 ・ 両立支援制度の拡充 ・ 治療と職業生活の両立	60歳以降の就労環境の改善 ・ 職種の拡大, 能力向上支援の実施 ・ 適正な処遇の実施 ・ 多様なニーズに対応した就労環境の整備 ・ ダイバーシティ, インクルージョン施策の実施
サービス連合 (45,278名)  要求提出 2月末日	非正規労働者の労働条件改善 ・ 慶弔, 福利厚生施設・安全管理に関わる災害時の備品等について全員が利用可能にする ・ 通勤手当を正社員と同水準で支給 ・ 不合理な労働条件を是正する ・ 正社員登用機会の設定	時短・年休 ・ 総実労働時間1,800時間の実現に向けて取り組む ・ 所定内労働時間の削減 ・ 時間外労働時間の削減 ・ 年次有給休暇の取得拡大 ・ 労働環境の整備など ・ 割増率の改訂		WLB ・ 小学校就学前までの育児に伴う短時間制度の確立 ・ 子の看護休暇および介護休暇の有給化 ・ 加盟組合が「男女平等推進計画」で定めた具体的な項目に取り組む	60歳以降の雇用確保 ・ 希望者全員が65歳まで就労可能となる制度の確立に向けて取り組む
自治労 (791,924名)  要求提出 2月6~13日	非正規労働者の労働条件改善 ・ 均等処遇の実施 ・ ストレスチェックの対象とする ・ 労災補償, 安全衛生活動の対象とする ・ 休暇制度の整備 ・ 通勤交通費は全額支給 ・ パート労働法に準じた対応を取る	時短 ・ 目標である1,800時間の早期実現 ・ 長時間労働の是正 年休 ・ 計画的取得の促進 ・ 自己啓発休暇, リフレッシュ休暇, 有給教育休暇の導入 ・ 勤務間インターバルの導入に向けて労使協議	健康管理・メンタルヘルス ・ 安全衛生委員会を月1日以上開催し, 快適職場の実現と健康診断の徹底 ・ ストレスチェックは集団集計・分析を行った上で職場改善を講じ, 高ストレス者の未然防止につなげる。50人未満の事業場にも適用 ・ 病気と職業生活の両立制度の導入	WLB ・ WLBの実現と男女平等の推進 次世代育成支援 ・ 事業主行動計画の点検および実行計画を労使協議	退職金 ・ 定年, 全社都合は800万円以上(20年), 1,500万円(30年) 高齢者対策 ・ 雇用と年金の接続 ・ 希望者全員を再任用制度で雇用



## 三菱地所株式会社の取り組み 働き方改革の一環として健康経営を推進

三菱地所株式会社（従業員数806名（2018年3月末現在））では、健康経営を働き方改革の一環に位置づけ、健康だけでなく仕事や生活の質の向上も支援している。こうした動きが評価され、18年に「健康経営優良法人ホワイト2018」に選定されている。

### 1. 「健康経営宣言」の経緯

かねてから、当時社長だった杉山博孝氏（現取締役会長）は、企業経営について「人財」が重要であることを意識し、特に従業員の健康管理に対する重要性を訴えていた。丸の内の複数の企業トップで「丸の内健康経営倶楽部」を結成し、早い時期から健康経営に取り組んでいた。

そのような中で、同社は16年10月に健康経営宣言を行ない、17年4月1日付で社長直轄の「働き方改革推進委員会」が設置された。同社の健康経営は、人事担当役員を最高責任者として、人事部の「給与・厚生・働き方改革推進ユニット」が事務局を担当している。

人事部給与・厚生・働き方改革推進ユニット主事の根神氏は、「私たちの健康経営は、働き方改革の一環として位置づけている。単に従業員が健康であればよいということだけではなく、生産性を向上させて業績を向上させると同時に、多様な従業員が活躍できる環境づくりにつながることを目指している。」と語る。

### 2. 取り組み

従業員の食事・運動・睡眠という基本的な生活習慣を改善する原動力となるリテラシーと、そのための行動変容につなげる施策を展開している。

(1)「健康カフェテリアプラン」 同社では、もともと多様なメニューをラインナップした、福利厚生制度が導入されていた。16年の健康宣言を契機として、17年7月から、疾病の予防や健康の増進に寄与できると考えられる分野に用途を絞り込んで提供する、「健康カフェテリアプラン」を追加で導入した。

「これまであった福利厚生制度を、社員や会社

にとってさらにメリットのある制度になるよう、一步踏み込みたかった。」（根神氏）

①**疾病予防サービス** 人間ドックとそのオプション検査、脳ドック、肺ドック、胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん健診、骨密度検査に利用できる。

健康保険が適用される診療、予防接種の費用、医薬品などの購入費用などは、利用の対象外である。

②**スポーツ施設利用補助** スポーツジム、ヨガ・ストレッチなどの教室、会社提携施設、テニスコート、フットサルコート、ゴルフ場、野球場、体育館、ボウリングなどの利用を補助する（スポーツ用品や飲食費用には不可）。

(2) **Well-Being Program** 社員の健康リテラシーの向上や、健康の促進を目的としたさまざまな取り組みである。食事・飲酒などの食生活に関するもの、運動に関するものをテーマとしたセミナーを実施し、気軽に情報が入手できる環境を作っている。また、就業時間外の早朝・昼休み・夜間に、ヨガやトレーニングの教室も開催している。

さらに18年1月に移転したオフィスの前が皇居という環境を活かし、皇居ランニングのイベントを行って、体を動かす習慣の動機づけを行なっている。これらのセミナーや教室の参加費用は無料で、従業員から好評を得ている。

(3) **就業中の仮眠を認める** 18年1月に、10時から15時までのコアタイムの中であっても、30分の仮眠を認める就業規則の改定を行なった。それにともない、仮眠室を男性用・女性用としてそれぞれ3ブース設け、リクライニングシートを設置した。また、1年に1回のペースで睡眠に関するセミナーを開催し、意識の向上もねらっている。

就業時間中の仮眠について一部の従業員の中に

### 社内で実施したヨガ教室の様子



は抵抗があったようだ。しかし、実証実験を実施し、仮眠による成果のデータを蓄積して公表することにより、仮眠の文化が社内に徐々に根付きつつある。

(4) **カフェのメニュー改善** 社員食堂であるカフェのメニューについて、定食のほかに、惣菜のみのメニューや、安価でサラダバーが食べられるメニューを追加。糖質を抑えて、生活習慣病のリスクを低減させることをねらいとしている。

(5) **「カラダ改善コンテスト」** 17年から、10月と11月の2カ月にわたり、各部署のチーム対抗戦と個人対抗戦で行なっている。単なるダイエットコンテストではない。筋量・体脂肪量の変化や、歩数を管理するアプリを活用して歩数をポイント化して競い合うものである。

18年の結果は上記図表のとおりである。全社員の約3分の1に当たる235名が参加した。わが国の20歳から64歳の人の1日の平均歩数は、男性7,636歩、女性6,657歩（厚労省「国民健康・栄養調査結果の概要」とされているのに対し、コンテスト参加者の1日当たり平均歩数は11,781歩と大幅に上回った。このことからコンテスト実施期間の取り組みを生活習慣に活かす効果が期待できる。

同社では、「ゲーム性を持たせること、部ごとに競い合う方式を導入しているの、上司部下のコミュニケーションがよくなるという効果もあった」としている。（根神氏）

### 3. 事業としての取り組み「クルソグ」

前述の「丸の内健康経営倶楽部」での活動で培った三菱地所の思いは、健康経営を街へ展開していく方向に進むことになる。

「高いやり甲斐・働き甲斐を生む健康な会社づくり」「オフィスワーカーの自律支援」「先進的な取り組みの合同実施等の協同作業」により、丸の

表1 18年の「カラダ改善コンテスト」の成果 (人)

項目	実績
参加人数	235
最終計測人数	233
継続率	99%
筋肉量増加人数	71
脂肪量減少人数	66
筋肉増加量	65.4kg
脂肪減少量	-181.8kg
総歩数	168,875,967歩
平均歩数	11,781歩/人・日

内エリアのオフィスワーカーの仕事や生活の質を向上させる取り組みを行なうサービスを提供することとなった。これが、「クルソグ」と呼ばれているサービスで、三菱地所と（株）野村総合研究所、（一社）大丸有環境共生型まちづくり推進協会とともに、17年6月に立ち上げ、4カ月間の期間限定で実施した。

具体的には、従業員個人の健康状態や就労状態を可視化するアプリ「Well plus+（ウェルプラス）」の提供、「ワーク」「ライフ」「フィジカル」「メンタル」の4つのカテゴリからなる従業員支援のためのセミナーやプログラムの提供などである。対象は丸の内エリアに事業所を持つ企業や団体など14社、約2万人である。

17年11月でいったん終了したが、今後も継続して取り組む予定である。

健康経営の活動について、自社の中だけではなく社会全体を対象に行うことは、最近の潮流である。「クルソグ」も、付加価値の高いオフィス環境を提供する同社ならではの取り組みと言える。

### 4. 今後の課題

健康経営宣言後、従業員自身が取り組む施策については、従業員のニーズをくみ取るなど、工夫を凝らしてきた。健康管理に関心のある人に対しては、一定の行動変容につながったと評価しているようだ。

一方で課題もある。「健康カフェテリアプランの利用率が低い。この制度を導入した会社の考え方や、申請方法が簡単であること、などの認知度を高めたい。」（根神氏）

また、健康保険組合とコラボした施策を行なっていくことも課題だという。そのほか事務局内では、eスポーツを活用した健康経営など、様々なアイデアがあるようだ。

# 初選定16社を含む37社を選定

— 健康経営度調査は過去最多の1,800社が回答 —

経済産業省と東京証券取引所は2月に「健康経営銘柄2019」として28業種・37社を選定、企業名と取り組み内容を公表した。

健康経営銘柄は経産省が実施する「健康経営度調査」に基づき選定される。健康経営は、各企業の従業員の健康保持・増進への取り組みが企業の収益を高めるとの考え方の下で、「経営理念・方針」「組織体制」「制度・施策実行」「評価・改善」「法令遵守・リスクマネジメント」の5つのフレームで評価する。

## 19年度の選定のポイント

今回から財務指標スクリーニングによる加点、受動喫煙対策の必須化、健康施策への従業員参加率、女性特有の健康課題への対策などが新たに追加された。また、1業種1社に限らず、全健康銘柄企業の平均を算出し、それより高い企業も選定することとなった。

回答数は1回目が493社、2回目が573社、3回目が726社、4回目が1,239社と増加し、18年度（5回目）は1,800社と初年度から3.7倍に増えた。未上場企業の回答も941社（17年度521社）を数えた。

## 最高責任者が経営トップが5割超に

従業員の健康保持・増進に対する全社方針の明文化は、15年度は65.1%、16年度は76.0%、17年度は84.3%、18年度は88.5%に増えた（図1）

従業員の健康保持・増進に関する最高責任者を経営トップとする割合は14年度の5.3%が18年度は56.4%に著増した（図2）。

従業員の健康保持・増進に関する取り組みについて、社内外への情報開示の有無をみると、18年度は開示企業が8割に迫った（図3）。

評価・改善を実施している企業も18年度は82.8%と8割を超えた（図4）。

選定企業の取り組み内容は次のとおり。

## 「健康経営銘柄 2019」選定の流れ

- ①「18年度健康経営度調査」の実施  
経済産業省が、国内全上場会社（3,740社）に対して、「18年度健康経営度調査（従業員の健康に関する取り組みについての調査）」を実施
- ②評価基準に基づき「健康経営」に優れた企業を選出  
①の調査に回答のあった企業を、外部有識者委員会が策定した評価基準にもとづいて評価。このうち、選定対象となる東京証券取引所上場会社で評価結果が上位20%であった企業を「健康経営に優れた企業（選定企業）」として選出

図1 健康保持・増進に対する全社方針の明文化の有無

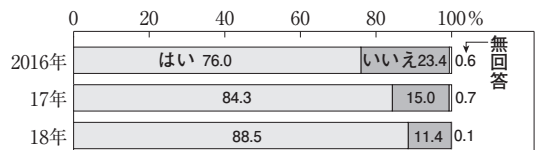


図2 従業員の健康保持・増進に関する最高責任者が経営トップの割合

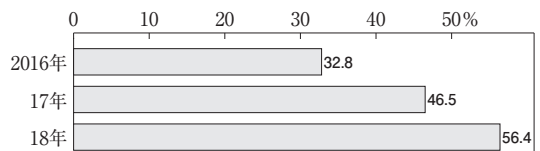


図3 従業員の健康保持・増進に関する取り組みについて社外へ情報公開の有無

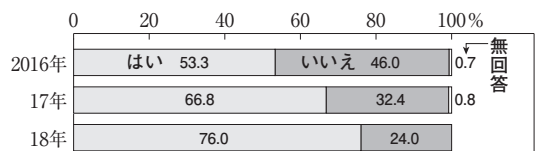
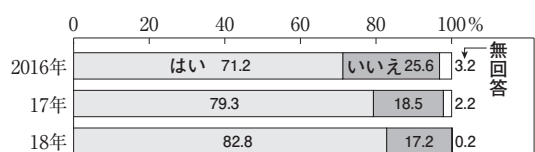


図4 施策の評価・改善の有無



「健康経営銘柄2019」で初めて選定された16社の取り組み

(銘柄コード順)

業種	企業名	取り組み内容
水産・農林業	日本水産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚を中心とした食生活から健康づくりを拡大</li> <li>・個人から部署へ、全社へ広がる健康経営で働きやすい環境を創造</li> </ul> <p>16年度に「健康経営宣言」を制定し、個人の健康増進と働きやすくなりやすいのある職場づくりに取り組んでいる。自社の主要事業のひとつとして独自研究を行なう、魚油に含まれる栄養成分に着目した食生活改善支援をはじめ、水産物に立脚したメーカーの強みを生かした健康増進施策を展開している。</p> <p>10年前からメンタルヘルス対策を実施しており、部署単位で改善を促し、働きやすい環境づくりを推進。また、「NO残業Day」の導入、フレックス制やテレワークなどの制度充実化とともに、勤務管理システムを活用して労働環境を見直した。</p> <p>こうした取り組みの結果、直近3年間の年間総実労働時間が18時間減少した一方、営業利益は120%と増益しており、労働生産性が向上している。</p> <p>禁煙対策や女性検診補助の充実に加え、二次検診や個別指導など健保組合との協働を高めながら、従業員のさらなる健康意識の向上を目指している。</p>
建設業	西松建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドック受診制度の導入で健康意識を改革</li> <li>・業界課題である長時間労働対策への段階的取り組みをスタート</li> </ul> <p>人財・環境・ガバナンスが事業をつなぐ経営基盤であるとし、従業員が能力を発揮できる働きがいのある職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>17年度を「働き方改革元年」として、建築業特有の課題である長時間労働の改革を目指して業界団体を通じた提言活動を行なうとともに、ICTの活用や業務プロセスの効率化など、全社的な施策を展開している。</p> <p>疾病を早期に発見し、重症化を未然に防ぐことが労働生産性向上の最重要項目であると考え、30歳以上の従業員に年1回の法定健診に加えて人間ドック受診を義務化し、受診休暇制度や費用補助を実施。30歳未満の従業員には年2回の健診受診を義務化することにより、従業員の健康管理意識の改善・向上につなげている。こうした施策をより効果的に進めるため、人間ドック予約や定期健診の有所見者への精密検査の受診勧奨は専門業者に委託するなど、PDCAによる体制改善を進めている。</p>
パルプ・紙	大王製紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人も企業も健康であるために経営トップの健康宣言のもと、4つの重点施策に注力</li> </ul> <p>14年12月に経営トップの名で「大王グループ健康宣言」を公表した。「役員、社員並びにその家族が健康であること」を礎とし、「快適な職場環境の形成」「生活習慣の改善」「メンタルヘルスケアの充実」に18年度から「禁煙の推進」を加えた4つの重点施策として、専任スタッフと健保組合とが連携して取り組みを行なっている。</p> <p>健康応援サイトを活用した健診受診勧奨により、17年度の健診受診率は100%を達成。メンタルヘルス対策や長時間労働の適正化についても年度ごとに具体的な目標値を設定し、個人・組織それぞれへのアプローチで複合的な施策を展開。</p> <p>こうした取り組みにより、3年連続でDBJ健康経営格付最高ランクを取得。18年度は、最重要課題のひとつである労働時間適正化に向け、働き方改革充実化や基幹システムの刷新を進めており、中長期的な改善を見込んでいる。定時就労の風土定着を目指し、さらなる業務効率化を含めた健康経営を推進している。</p>
石油・石炭製品	JXTGホールディングス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・環境・健康をグループ理念の最優先に位置づけ、経営トップの強いリーダーシップで健康経営を推進</li> </ul> <p>グループ理念の中で安全・環境・健康に対する取り組みを最優先に位置づけ、行動基準においても「働く人の健康は企業の継続および発展の基盤であるとの認識のもと、心身の健康を維持・増進するための取り組みを積極的に支援し、健康確保のための努力を尽くします」と明示している。</p> <p>従業員のヘルスリテラシーのさらなる向上を目指し、17年4月の経営統合を機に、新生JXTGグループとして体系化された健康増進施策を実施。</p> <p>「健康」を含む8つのCSR活動の重点分野についてグループ一体で取り組んでいくため、JXTGホールディングス社長を議長とする「グループCSR会議」を中心とした推進体制を構築し、グループ横断的な視点からの活動状況の評価・統括を行なっている。現在は、グループ従業員1万4000人の健診データを一括管理・分析可能な「健康支援システム」によるデータヘルスを推進し、従業員自身も健康維持・増進に活用しやすい環境づくりを進めている。</p>
非鉄金属	古河電工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期スパンで喫煙対策やメンタルヘルス対策に取り組む</li> <li>・従業員の高齢化に合わせた健康維持施策も実施</li> </ul> <p>17年度に「古河電工グループ健康経営宣言」を制定し、従業員の健康管理・積極的な健康づくりを支援。「安全と健康をすべてに優先させ、経営トップの決意でゼロ災害とゼロ疾病」のスローガンを掲げ、安全衛生管理の一環として継続的に取り組んできた活動に、さらに力を入れている。</p> <p>メンタルヘルス対策においては02年度から取り組んでおり、ストレスコントロール研修、ワーク・エンゲイジメントに着目したメンタルヘルス研修とあわせて、「快適職場検討会」を全社で展開。また、産業医面談による対象者への職場、仕事、生活の状況フォローを行なった結果、長期傷病発生率は減少傾向にある。</p> <p>16年度からは、転倒災害防止を目的に、筋トレヤストレッチを導入した「転倒予防体操」を毎日実施。導入後、転倒災害の発生が減少するなど効果が表れている。このほか、40歳以上の従業員を対象に身体機能測定を実施するなど、従業員の高齢化に対応した対策を進めている。</p>

業種	企業名	取り組み内容
機械	デ イ ス コ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社開発アプリで社員の健康度向上とコミュニケーション活性化</li> <li>・健康経営の推進で生産性向上に貢献</li> </ul> <p>13年度から健康経営に取り組み同社は、経営目標として「健康一級活動」を展開。インセンティブ施策やチームでの健康活動などを取り入れながら、ヘルスリテラシー向上に向けた全社的な取り組みを進めている。内線電話として利用するスマートフォンを積極的に活用。自社開発のアプリでBMIや健診結果を記録できるほか、食堂メニューのカロリーを見える化した。さらに、チャットアプリや写真投稿アプリの導入で社内コミュニケーションを活性化、心的健康面の向上を図っている。</p> <p>また、社内にはジムやスタジオ、プールなどを整備するのみならず、専任インストラクターが従業員の健康づくりを支援。休憩スペースやマッサージサービスを提供し、就業中でもリフレッシュできる環境を整備している。</p> <p>こうした取り組みが従業員1人ひとりの生産性を高め、業績向上にも貢献している（13年度比、17年度売上高1.6倍、経常利益3.0倍）。</p>
	オ ム ロ ン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5つの重点テーマ「Boost5」を設定し、定量目標達成に向けた取り組みを推進</li> <li>・労働時間適正化と生産性向上の両立に向けた施策も奏功</li> </ul> <p>よりよい社会の実現に向け、世に先駆けたチャレンジによる新たなソーシャルニーズの創造を目指している。これらの実現には、社員全員が健康で笑顔と活力にあふれた状態であることが重要であると考え、健康経営に取り組んでいる。</p> <p>具体的な取り組みでは、5つの重点テーマ（運動・睡眠・メンタルヘルス・食事・タバコ）を「Boost5」と設定し、定量目標の達成に向けた活動を推進。毎年実施している従業員アンケートの結果から、「Boost5」の達成項目が多い人ほど健診結果が良好かつ医療費も低い、セルフケアと運動の習慣とプレベンティブイズムとの相関が高いといったことが明らかになるほど、今後の取り組みに役立つ成果を得ている。</p> <p>また、健診結果の有所見率や医療費が増加傾向にあることから、睡眠状態を計測できる活動量計を配布するとともに、睡眠セミナーの実施や、全社的なウォーキングイベント「オムウォーク」なども開催。健康行動の定着・習慣化に向けた支援も行なっている。</p>
電気機器	堀 場 製 作 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「おもしろおかしく」の社是を多くの社員が体現するために「3つの予防とケア」を軸に、職場づくりから加速させる健康経営</li> </ul> <p>「おもしろおかしく」を社是に掲げ、社員である「ホリバリアン（社員を表す呼称）」が生きがい・働きがいを持って充実した人生を過ごすことを目指している。</p> <p>経営トップによる「ここからからだの健康づくり宣言」を發布し、「3つの予防（一次・二次・三次予防）と4つのケア（セルフケア、ラインケア、社内専任スタッフによるケア、専門家によるケア）」の強化に取り組むことを明文化している。</p> <p>11年から実施している全社員参加型の「ヘルスアップチャレンジ」では、個人の健康行動推奨とともに、歩数を競う「歩KING決定戦！」などを通じて行動変容のきっかけを提供。社有車運転者に向けた独自の健康チェックや、「カエル会議」によるチーム単位での働き方改革にも力を入れている。</p> <p>「おもしろおかしく」業務に取り組む環境づくりを目指す一連の施策により、18年度の売上高は前年度比7.8%、営業利益は同7.5%増となり、社員1人当たりの生産向上にもつながっている。</p>
	キ ャ ノ ン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業時から受け継がれる「健康第一主義」の理念。</li> <li>・さまざまな施策の成果を学会・シンポジウムでも広く公表</li> </ul> <p>医師でもあった初代社長が創業時に掲げた「健康第一主義」の理念のもと、社員が安心して働ける環境を提供し、社員も自身の健康状態を自覚し、その維持・改善を目指していく企業文化が根付いている。</p> <p>近年は重点項目として「メンタルヘルスキアの予防施策」「生活習慣病予防施策」「がんの早期発見の推進」「過重労働対策」を掲げ、中期計画を策定し、サステナビリティレポートなどで公開している。</p> <p>睡眠の重要性に着目し、07年より全社的な「睡眠キャンペーン」を展開。短時間睡眠群のメタボ発症率が高いことから、食堂や売店などの環境整備も進めている。</p> <p>一連の取り組みの結果、10年間で「睡眠による休養が取れている」社員が10%増加した。さらに、17年からSAS（睡眠時無呼吸症候群）のハイリスク者を対象に支援を行ない、結果として介入群のメタボ該当者の割合が30%減少したほか、血圧、血糖の数値も改善している。</p>
電気・ガス業	中 部 電 力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドック無料受診の導入や気軽に取り組める健康づくり活動を展開</li> <li>・メンタルヘルス対策にも注力し、地域ごとにメンタル管理医を配置</li> </ul> <p>「従業員がいきいき働くためには、ライフ（心身の健康・充実した生活）が基盤となる」との考え方に基づき「ライフ・ワーク・バランス」を推進し、「健康経営宣言」で『安全で健康に職務に専念できるとともに、仕事を通じて自己実現ができる環境の整備に継続して取り組んでいきます』と明文化している。</p> <p>新たな取り組みとして、重大疾病の早期予防・発見と健康意識向上のため、人間ドックを費用負担なしで受診可能とし、その健診結果について、これまで同様、担当保健師が全従業員に対して指導を実施している。</p> <p>健康づくり活動では、職場ごとにリーダーを選任し、楽しみながら継続して取り組めるよう創意工夫し、保健師が半期ごとにアドバイスしている。メンタルヘルス対策では、ストレスチェック結果を活用した職場環境の改善や、地域ごとに配置するメンタル管理医と産業医、保健師、職場が一体となり、こころの病気の未然予防に取り組んでいる。</p>

業種	企業名	取り組み内容
情報・通信業	ヤフー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社長がCCOを兼任し強力なリーダーシップのもと健康経営を推進</li> <li>・データに基づいてPDCAサイクルを回し取り組みをアップデート</li> </ul> <p>従業員やその家族の心身の健康が業績追求の最も重要な基盤と位置づけ、就業規則にも「会社は『働く人の最高のコンディションが、働く人の最大のパフォーマンスにつながり、働く人とその家族の幸せにつながる』という理念を持って経営を行なう」と明記している。</p> <p>推進体制のトップは社長が兼任するCCOで、「健康保持にとどまらず、従業員のコンディションをベストにする」という思いから命名。さまざまなデータに基づいてPDCAを回す健康経営を推進している。</p> <p>喫煙対策やメンタルヘルス対策において数値目標を設置し、取り組みを強化している。例えば、傷病休職者の職場復帰に際しては、対象者に段階的な復帰支援プログラムを策定することで、復職1年後の出社継続率の改善につながっている。また、喫煙対策においては、個別の禁煙サポートならびにオフィス環境の整備を図るなど、従業員のコンディション向上に向けた取り組みを推進している。</p>
	KSK	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「全社禁煙宣言」で2015年11月以降、喫煙者0人を継続</li> <li>・チーム制を導入した多彩な活動で社員間の結束を強化</li> </ul> <p>長期的・継続的な成長の実現には従業員一人ひとりの健康が不可欠であると考え、「心（人間力）・技（知識・技術・スキル）・体（心身の健康）」三位一体の人づくりに取り組んでいる。</p> <p>全社禁煙宣言を提示し、13年度に31.4%あった喫煙率は15年11月以降0%を維持している。また、得意先に常駐する約8割の社員のコミュニケーション活性化のために、03年から社内チーム制を導入。チームミーティングやバーベキューイベント、読書会などの活動を行なっている。チーム力を評価分析した結果、勤続5年以上の社員を対象とした離職率は13年度比1.42ポイント減少。社員エンゲイジメント強化につながっている。また、直近4年間で売上が14.8%、営業利益は48.6%収益増となり、業績も並行して向上している。</p>
銀行業	広島銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な心身・職場・地域づくりへ、3つの柱で取り組む健康経営</li> <li>・業務効率化とコミュニケーション活性化をバランスよく推進</li> </ul> <p>90年にフレックスタイム制を導入して以来、健康・職場環境づくりに取り組んできた。18年には「健康宣言」を策定し取り組みの基本方針を内外に明文化。「健康保持・増進」「職場風土の改革」「地域への密着・貢献」を3つの柱に掲げ、健康経営を本格化させている。</p> <p>年間を通して産業医や保健師が全店を巡回し、生活習慣病予備群へのフォローを行ったり、会社と労働組合、健保組合が共同で健康増進セミナーを開催したりと、組織一体となった取り組みを推進。また、経営トップが長時間労働への意識改革を呼びかけるとともに、「早仕舞い日」の設定や新入社員へのインストラクター制度などを通じて、業務効率化と対話の充実をバランスよく実現する職場づくりを進めている。</p> <p>地元企業に対しても、本業を通じた地域社会への貢献の一環として健康経営に取り組む企業向けの融資商品を提供することにより、健康経営の啓蒙・普及促進に取り組んでいる。</p>
保険業	SOMPOホールディングス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ活用によるグループ全体の生産性向上に向けた取り組み</li> <li>・ウェアラブル端末でのデータ収集と健保とのデータ連携により高水準の分析を実施</li> </ul> <p>「お客様の安心・安全・健康に資する最高品質のサービス」を実現するため、グループ全体で社員の健康維持・増進と活力ある労働環境の確保に取り組んでいる。現在グループ会社7社が認定されている「健康経営優良法人ホワイト500」の認定会社拡大を目標に、各社で施策と効果検証を実施している。</p> <p>労働時間適正化に加え、生産性向上も重視しており、プレゼンティーズムを重要な指標としている。職種・役職・事業所ごとに、プレゼンティーズムを軸にしたストレスおよびパフォーマンスチェック結果とフィジカルデータ（生活習慣、生活習慣病リスク保有）の相関分析を行ない、特徴を把握して施策の検討に活用している。損保ジャパン日本興亜ひまわり生命では、全社員にウェアラブル端末を無償貸与し、健康状態のデータを収集。健保組合と連携し、健診結果やレセプトデータと併せた分析を行なうなど、データヘルスも進化させている。</p>
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ統一の健康診断で全従業員に均質な診断と結果判定を提供</li> <li>・データヘルスで従業員の生活習慣とヘルスリテラシーを改善</li> </ul> <p>健康経営推進を中期経営計画の重点取り組みのひとつに位置づけ、「健康づくり宣言」「心の健康づくり計画」を策定。従業員1人ひとりの心身の健康保持・増進と、健康・安全に配慮した職場づくりに取り組んでいる。全国各地の従業員が均質な健康診断・結果判定を受けられるよう、持株会社が主体となって統一の健康診断制度を運営している。</p> <p>健診結果やレセプトデータなどの分析結果から、運動・食事・睡眠・受動喫煙防止の4つの生活習慣を課題とし社員自らが主体的に改善に取り組むためのさまざまな施策を実施。食事キャンペーンや睡眠教育、運動企画などは、従業員からも好評を得ている。</p> <p>また、自社アプリを活用したウォーキングイベントを実施したところ、運動習慣比率は18年上期の時点で年度目標である3%アップを達成。効果的な施策を推し進めることにより、健康意識向上に成果が表れている。</p>
サービス業	ディー・エヌ・エー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人ひとりが楽しく続けられるボトムアップ型の健康経営を加速。</li> <li>・幅広いコラボレーションにより、取り組みのさらなる活性化を目指す</li> </ul> <p>従業員1人ひとりの人生が豊かでパワフルになることが良いサービスの提供と自社発展の活力につながると考える同社では、16年に専任部署のCHO室を設立。「Smile（笑顔）」「Positive（前向き）」「Diverse（多様性）」「Sustainable（継続）」[Collaborative（連携）]を健康取り組み5箇条に掲げ、楽しみながらヘルスリテラシー向上につなげるボトムアップ型の施策を推進している。</p> <p>社内アンケートやセミナーの結果から「腰痛撲滅プロジェクト」などの重点プロジェクトを発足。社内外の専門家との連携や従業員の声を積極的に取り入れ、社員の平均年齢34歳というIT企業ならではの健康課題に応じた施策によってプレゼンティーズムの削減に注力。</p> <p>こうした取り組みの積極的な情報発信や推進者の育成を通じて、健康経営の社会的普及にも力を入れている。近年は労働時間の適正化に向けた取り組みにより、法定外労働時間が3年間で半減するなど改善している。</p>

# 社会人までの必要教育資金は1,339万円

ソニー生命保険は2月、「子どもの教育資金に関する調査2019」の結果をまとめた。これによると、①教育資金に不安を感じるは72.6%、②子どもが社会人になるまでに必要と思う教育資金は1,339万円、③学校以外の教育費は1人当たり月額1万5,170円、④子どもの小遣いは中高生は月額5,333円、⑤大学等のための教育資金を準備する方法は銀行預金が2年連続トップだったことが明らかになった。

## 教育資金に不安は7割

72.6%が子どもの教育資金に不安を感じていた。理由のトップは教育資金がどのくらいになるかわからないが58.4%を占めた。将来の収入の維持や増加に自信がない(37.7%)が続いた。

## 社会人までの必要教育資金は1,339万円

子どもが小学校から社会人になるまでに必要になると予想する教育資金は図1のとおり、1,000万～1,400万円が最も多く、平均1,339万円だった。

過去調査の予想金額は、14年1,229万円、15年1,156万円、16年1,136万円と減少傾向にあったが、17年(1,194万円)から上昇に転じた。19年は18年(1,348万円)と同水準にとどまった。

## 学校以外の教育費は1.5万円

学校以外の1人1カ月当たりの教育費は、16年1万240円、17年1万2,540円、18年1万4,260円、19年1万5,170円と年々増加している。

子どもの就学団体別に平均支出月額を図2のとおり、未就学児では9,402円、小学生では1万7,877円、中高生では2万1,020円、大学生では1万2,333円だった。

## 子どもの小遣いは中高生で5,000円

子どもの小遣いをみると、1カ月当たり未就学児童601円、小学生1,807円、中高生5,333円だった。

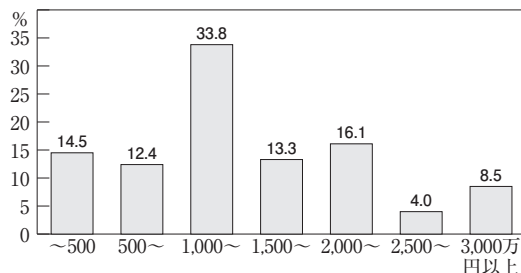
## 進学費用の備えは1カ月1万7,474円

高校生以下の子どものための進学費用準備支出

### 調査概要

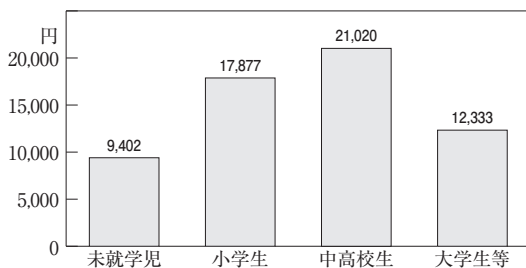
調査対象：ネットエイジアリサーチのモニター会員を母集団とする全国の大学生以下の子ども（複数いる場合は長子）がいる20歳以上の男女  
調査期間：2019年1月12日～1月16日  
調査方法：インターネット調査  
調査地域：全国  
有効回答数：1,000サンプル（有効回答から各条件がほぼ均等になるように抽出）

図1 小学校から社会人になるまでに必要だと思う子ども教育費の分布



注 平均は、15年1,156万円、16年1,136万円、17年1,194万円、18年1,348万円、19年1,339万円、未就学児の親対象

図2 学校以外の教育費の平均支出月額



注 該当する子どもがいる親対象、平均は1万5,170円

額は1人1カ月当たり1万7,474円だった。18年調査に比べると2,037円増えた。

過去の調査と比べると（金額分布）、2万円以上2万9,999円以下（17年13.8%、18年15.2%、19年18.4%）や3万円以上（同9.9%、15.6%、20.1%）の上昇が目立っている。

## 準備方法は銀行預金が2年連続でトップ

大学等へ進学させるための教育費用の準備方法をみると、銀行預金が54.3%で2年連続でトップになった。

学資保険は50.8%、財形貯蓄は12.0%、学資以外の生命保険7.4%だった。



## 経営効果の理論的背景を探る

## — 採用と福利厚生⑧ —

山梨大学教授 西久保 浩二

## 米国で主流となっている「リファラル採用」

採用における福利厚生の有効活用を考える上で、近年、主に中途採用において注目される新しい採用方式での活用の可能性についても検討しておこう。採用が変われば、そこでの福利厚生の関与のあり方も当然変わってくるからである。

その採用方式とは「(社員) リファラル採用 (Employee Referral Program)」である。わが国では古くから「縁故採用」とも呼ばれてきた方式であるが、「コネ採用」などと別称されるようにあまり印象がよくないものであった。しかし、今、脚光を浴びようとしている。世界的にはスタンダードな採用方式であり、米国では既に最も中心的な採用経路となっているものである。

まず、新卒一括採用や官民の求人求職機関での斡旋を基本としていたわが国でのこれまでの採用方式の中で、なぜリファラル採用が注目され始めたのか。まず基本としては本連載でも何度か紹介してきたように、労働市場における「情報の非対称性 (information asymmetry)」から派生する、人材の採用から定着までの過程で生じる様々な問題がある。企業はその取引相手となる多数の応募者に関して個々に詳細な情報を得ることは難しく、一方で同様に応募者、特に新規学卒者ように社会人経験のない労働者予備軍にとっても、多種多様な企業群を前にして、自分の就労観、就労ニーズを満たす企業がどこに存在するかを探索することは困難となり、結果、ミスマッチが蔓延する。これが早期離職やメンタル不全などを惹起してしまう。前回までのRJP方式による採用も同様であったが、リファラル採用もまさにこうしたミスマッチとその問題を回避したいという狙いで展開される方式である。わが国では、近年の企業側

での採用難が深刻化するなかで、別の手立てとして新しいリファラル採用への期待が膨らんできた経緯もある。

実際に今、社内で勤務し、活躍している従業員の人脈の中から従業員自身が、自社が求める能力をもつ人材、適応性の高いと判断した人材の紹介を引き出そうとするこの方式は拡大している。2018年にリクルートキャリアが行ったこの採用方式に関する企業(人事担当者)および2種の従業員調査(630社、一般社員1,136名、協力社員531名)では、回答企業の7割に既に制度があり、48%が「制度があり、推進している」、さらに15%が「制度はないが、導入を検討している」と積極的な反応を示していた。

## 「リファラル採用」のメリットと課題

こうして積極的な動きをもたらす要因としてリファラル採用の様々なメリットがある。まず、何よりも採用に関わる費用が大幅に節減できる点がある。紹介してくれた従業員には「紹介ボーナス」などと呼ばれる報酬を支払うことが多いが、それでも従来方式と比較すると費用が節減できる。また、高い定着性が期待できる点である。紹介者から様々な勤務企業の情報が得られているため、先の非対称性が大きく緩和された後の採用となるためであり、加えて、紹介者という、頼れるメンター的な人脈を入社時から得られている点も大きいといわれる。企業にとっては、紹介者という実際に自社で活躍している人材の目からの評価が行われた上での紹介となるため、企業がその能力に失望するリスクも小さい。このように、総じて従来方式よりもコストパフォーマンスに優れているとみられ、期待が高まっているのである。

このように従来の採用方式に関連した諸問題を

クリアできるとされるリファラル採用だが、もちろん課題点も指摘されている。

まずは、この採用方式には「エージェント問題」がどうしても生じる。企業が人材の発掘と紹介、説得を依頼する「プリンシパル（依頼人）」となり、それを委託され、代行する従業員は「エージェント（代理人）」と位置づけられる。このときエージェントがプリンシパルに比べて、当然、当該人材に関するより多くの情報を先行的に有する優位な立場となる。この有利な立場とはなかなか誘惑的なもので、それを利用すればエージェント自身にとってより多くの利益となる行動を採らせてしまう危険性を排除することが難しいのである。

例えば、同じ職場に着任することが前提となれば、エージェントは自分に従順な人材、あるいは自分より能力の劣る人材を優先する可能性が出てくる。成果能力主義の評価制度が広がる中では自然な反応である。つまり、エージェントのもつ紹介可能な人材母集団の中で、必ずしも企業にとって最適な人材が紹介される保証はない。これは「エージェンシー・スラック（agency slack）による利潤減少」といわれる問題である。スラックとは「ゆるみ」「たるみ」と直訳されるが、まさにエージェント（紹介者）は、プリンシパルの見ていないところでは、必ずしも常に緊張感をもった最善の行動を採るとは限らないわけである。

また、不採用の場合に紹介者と被紹介者、紹介者と企業との関係悪化、紹介者が先に離職するケースでの、被紹介者のモチベーション低下、さらには多数のリファラル入社を行った紹介者による社内派閥形成などの問題も懸念される点として指摘されている。

## リファラル採用で福利厚生に期待される役割

さて、わが国では“古くて新しい”このリファラル採用が広がるとすれば、あるいは広げるために福利厚生はどのような役割を果たせるのだろうか、を考えてみよう。

まずは、従業員の紹介を促進させるために福利厚生には重要な役割が果たせると考えられる。先の調査では、「知人紹介数」に影響を及ぼす要因として「社員の自社推奨度」が最も重要という結果（31%）になっていた。つまり「知人に勧めたい会社かどうか」である。確かに、自社がブラッ

クの企業ならば、親しい友人・知人を紹介しようなどとは思わないだろう。当然である。実際に、入社してみて失望されたり、恨まれたらかなわない。ということは、当たり前のことだが従業員の満足度の底上げを図らなければ、人事がいくら「紹介ボーナス」というインセンティブを与えても紹介の活性化は期待できない。また、「社員同士のコミュニケーションが活発か」という点も「知人紹介数」に影響があるという結果（6%）を示していた。「インセンティブ金額（5%）」や「給与水準（2%）」といった金銭的なインセンティブよりも、推奨度、コミュニケーションといった非金銭的要因の方が有効であることが示されている。なんだか日本人らしいねえ（笑）

本誌の読者諸兄ならここからの話をご想像のところで推察する次第である。満足度、コミュニケーション、非金銭的報酬、、、とくれば、まさに福利厚生の得意の出番となるわけである。社員同士のコミュニケーションが活発で和気藹々とした雰囲気職場で自分の満足度も高ければ、自信をもって大切な友人や知人を企業に招きたくなるものである。

やや脇道に逸れるが今、従業員満足度は益々、採用、定着、モチベーションといった人事部門の実現課題にとって重要な解決策となっているわけだが、意外とその形成要因の大きな変化に長年、人事に携わっている方ほど気付いていないのではないかと感じる。特に、従業員の本音の部分が変わってきている。いつか本誌でも紙幅をさいて述べたいと思うが、構造的な変化が起こっている。まず少子化の中で豊かに育った従業員たちにとって「仕事と私生活」、「企業と個人」という基本的な二者関係が変わった。つまり、個人の、私生活の重視度が大きく高まった。高度成長期の「企業戦士」といった価値観、行動などは若い世代には漫画かホラー映画のように滑稽な姿にしか見えていない。その結果か、拝金主義（お金を儲けたい）、立身出世主義（偉くなりたい）なども著しく後退した。多くの学生調査、新入社員調査をみてもこれらの傾向は疑いようがない。こうした動きが始まって既に20年近い時間が過ぎてしまっていると考えられる。この大きな就労価値観の変化の中で、満足度を高めるために従来の考え方、手段・手法では通用しないのは当然である。

# 消費者物価指数

(全国 1月分)

(15年=100) (資料出所 総務省統計局)

区分	年月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
月別指数	2018年平均	101.3	103.9	99.6	99.0	98.0	102.2	103.3	99.6	102.7	102.1	101.4
	2018年 1月	101.3	105.9	99.6	96.6	98.9	99.4	102.4	99.1	102.3	100.7	101.2
	2	101.3	105.3	99.6	97.0	98.5	99.8	102.6	99.4	102.3	101.5	101.1
	3	101.0	103.8	99.6	97.3	97.5	101.4	102.5	99.5	102.3	101.5	101.2
	4	100.9	102.8	99.6	97.8	98.1	103.5	103.0	99.3	102.8	101.7	101.2
	5	101.0	102.8	99.6	98.7	97.9	103.5	103.2	99.6	102.8	101.8	101.3
	6	100.9	102.4	99.6	99.3	98.0	103.0	103.3	99.6	102.8	101.7	101.2
	7	101.0	103.0	99.6	99.1	97.6	100.5	103.3	100.0	102.7	101.5	101.1
	8	101.6	104.2	99.6	99.3	97.3	99.1	104.1	100.1	102.7	104.2	101.2
	9	101.7	104.7	99.6	99.8	97.2	103.7	104.1	99.8	102.8	102.3	101.2
	10	102.0	104.6	99.6	100.6	98.1	104.2	104.0	100.3	102.8	103.3	102.0
	11	101.8	103.8	99.6	101.2	98.4	104.5	103.9	100.0	102.8	102.8	102.1
	12	101.5	103.2	99.6	101.3	98.9	103.3	103.9	99.1	102.8	102.8	102.0
2019年 1月	101.5	104.3	99.6	101.6	98.9	99.6	103.7	98.8	102.8	102.2	102.1	
対前年同月上昇率(%)	2018年 1月	1.4	3.2	-0.1	4.6	-1.2	0.5	1.6	0.7	0.4	0.5	0.5
	2	1.5	3.0	-0.1	4.3	-1.7	0.3	1.8	1.5	0.4	1.3	0.6
	3	1.1	1.9	-0.2	4.0	-1.4	0.0	1.7	1.7	0.3	0.5	0.5
	4	0.6	0.7	-0.2	3.6	-1.5	0.1	1.9	1.1	0.3	0.2	0.1
	5	0.7	0.8	-0.1	3.1	-1.5	0.1	1.9	1.3	0.3	0.0	0.3
	6	0.7	0.4	-0.1	3.3	-1.0	0.0	2.0	1.4	0.5	0.8	0.4
	7	0.9	1.4	-0.1	3.1	-1.1	0.3	2.0	1.5	0.5	0.6	0.3
	8	1.3	2.1	-0.1	3.4	-1.1	-0.1	1.1	2.0	0.5	1.6	0.0
	9	1.2	1.8	-0.1	3.7	-1.0	0.1	1.0	2.1	0.5	1.0	0.2
	10	1.4	2.4	-0.2	4.4	-1.0	0.1	1.1	1.9	0.5	1.4	0.8
	11	0.8	0.5	-0.1	5.0	-0.7	0.1	1.2	1.2	0.5	1.0	0.9
	12	0.3	-1.1	-0.1	5.0	0.1	0.1	1.3	-0.1	0.5	0.9	0.8
	2019年 1月	0.2	-1.5	-0.1	5.2	-0.1	0.2	1.3	-0.2	0.5	1.5	0.9

(東京都区部 2月分)

(15年=100)

区分	年月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
月別指数	2018年平均	100.9	103.4	99.4	94.9	99.4	101.7	103.4	98.8	101.7	103.2	101.1
	2018年 2月	100.8	104.9	99.2	92.3	100.1	99.0	102.6	98.7	101.1	102.2	100.9
	3	100.5	103.2	99.2	92.7	98.7	101.3	102.6	99.1	101.0	102.2	101.0
	4	100.5	102.0	99.2	93.4	99.0	102.7	103.2	98.7	101.9	102.9	101.2
	5	100.5	102.0	99.2	94.4	98.3	102.6	103.2	98.9	101.9	103.0	101.0
	6	100.5	102.0	99.2	94.9	99.6	102.1	103.4	98.6	101.9	102.9	100.9
	7	100.6	102.7	99.4	95.0	99.4	99.6	103.4	99.2	101.9	102.2	100.7
	8	101.3	103.7	99.4	95.4	98.2	99.3	104.2	99.6	101.9	105.8	100.9
	9	101.4	104.3	99.5	96.0	98.7	104.2	104.0	98.7	101.9	103.3	101.0
	10	101.7	104.2	99.6	96.7	100.2	104.2	104.1	98.9	101.9	104.7	101.7
	11	101.4	103.1	99.6	97.3	100.7	104.5	104.0	98.7	101.9	104.2	101.8
	12	101.2	102.7	99.6	97.9	99.9	102.8	103.9	98.3	101.9	104.7	101.7
	2019年 1月	101.3	104.0	99.6	98.7	100.0	99.0	103.9	98.1	101.9	103.3	101.5
2	101.4	103.4	99.7	99.5	101.1	100.1	103.8	98.1	101.9	104.3	101.5	
対前年同月上昇率(%)	2018年 2月	1.4	3.1	-0.2	4.6	1.2	-0.8	2.1	1.0	0.1	1.9	0.5
	3	1.0	1.8	-0.2	4.1	0.3	-0.1	2.1	1.6	0.0	0.9	0.4
	4	0.5	0.3	-0.1	3.7	0.0	0.2	2.3	0.7	0.2	0.4	0.3
	5	0.4	0.3	-0.1	3.2	-1.8	0.3	2.1	0.6	0.2	0.2	0.2
	6	0.6	0.4	0.0	3.2	-0.3	0.0	2.3	0.3	0.8	1.5	0.7
	7	0.9	1.4	0.3	3.2	-0.6	1.1	2.4	0.2	0.8	0.9	0.5
	8	1.2	2.3	0.2	3.2	-1.4	0.6	1.3	0.8	0.8	2.1	0.2
	9	1.2	2.1	0.3	3.6	-1.1	1.8	1.1	0.7	0.8	1.4	0.6
	10	1.5	2.9	0.3	4.4	-1.0	1.0	1.3	0.4	0.8	1.8	1.0
	11	0.8	0.4	0.3	5.4	-0.2	0.9	1.3	0.0	0.8	1.6	0.8
	12	0.4	-1.3	0.4	6.1	-1.1	0.4	1.2	-0.7	0.8	1.7	0.9
	2019年 1月	0.5	-1.5	0.5	7.1	-0.4	0.9	1.2	-0.6	0.8	2.4	0.8
	2	0.6	-1.4	0.5	7.8	0.9	1.1	1.2	-0.6	0.8	2.1	0.6

消費者物価指数(中分類)

全国(1月分)

(15年=100)

費目	2017年平均	18年平均	2018年		19年	前月比(%)	前年 同月比(%)
			1月	12月	1月		
総	100.4	101.3	101.3	101.5	101.5	0.1	0.2
食	102.4	103.9	105.9	103.2	104.3	1.1	-1.5
穀類	103.2	104.9	104.5	105.4	105.2	-0.2	0.7
魚介類	107.1	110.6	111.1	111.3	112.8	1.4	1.5
生鮮魚介類	108.5	111.4	113.4	111.4	114.0	2.3	0.5
肉類	103.0	103.4	103.8	103.8	104.2	0.4	0.3
乳卵類	99.7	101.9	99.7	102.5	102.4	-0.1	2.8
野菜・海藻類	101.7	106.4	121.6	98.6	104.1	5.6	-14.4
生鮮野菜	100.8	105.8	129.7	93.9	102.2	8.8	-21.2
果物	105.8	109.0	118.7	108.5	115.5	6.4	-2.7
生鮮果物	105.9	109.2	119.8	108.5	115.9	6.9	-3.3
油脂・調味料	101.0	101.0	101.4	100.8	100.8	0.0	-0.6
菓子類	103.1	103.1	103.7	103.2	103.6	0.4	-0.2
調理食	101.7	102.3	102.3	102.2	102.4	0.2	0.1
飲料	100.6	100.5	100.7	100.6	100.5	-0.1	-0.3
酒	102.7	103.1	103.9	102.0	102.7	0.7	-1.1
外食	101.1	102.0	101.4	102.4	102.5	0.1	1.1
住	99.7	99.6	99.6	99.6	99.6	0.0	-0.1
家	99.4	99.2	99.3	99.2	99.2	0.0	-0.1
設備	101.5	101.7	101.6	101.9	101.8	0.0	0.2
光熱	95.2	99.0	96.6	101.3	101.6	0.3	5.2
電気	95.0	99.3	96.3	102.3	103.2	0.8	7.2
ガス	90.2	93.1	91.2	95.5	96.3	0.8	5.6
他の光熱	96.3	113.2	105.1	116.4	111.7	-4.1	6.3
上下水道	100.9	101.4	101.2	101.6	101.6	0.0	0.4
家具・家事用品	99.1	98.0	98.9	98.9	98.9	0.0	-0.1
家庭用耐用品	96.1	93.8	95.9	96.7	96.1	-0.6	0.2
室内装飾品	92.9	91.0	93.2	91.8	91.6	-0.2	-1.7
寝具	102.0	101.5	101.7	102.2	101.8	-0.4	0.1
家事雑貨	106.1	105.8	105.9	105.2	105.7	0.4	-0.2
家事用品	97.9	97.4	97.5	97.1	97.5	0.5	0.0
家事用品	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	0.0	0.0
被服及び履物	102.0	102.2	99.4	103.3	99.6	-3.6	0.2
衣類	101.7	101.6	97.4	102.9	97.1	-5.6	-0.3
和服	100.2	99.9	100.4	99.7	99.6	-0.1	-0.7
洋服	101.7	101.7	97.3	103.0	97.0	-5.9	-0.3
シャツ・セーター・下着	101.4	101.6	99.2	103.0	100.1	-2.8	0.9
シャツ・セーター	100.6	100.7	97.2	102.5	98.3	-4.0	1.2
下着	103.4	103.7	103.9	104.4	104.4	0.0	0.5
履物	105.2	105.4	105.4	105.5	105.0	-0.5	-0.3
他の被服	100.8	101.0	98.2	102.9	98.7	-4.1	0.5
被服関連サービス	101.6	102.9	101.8	103.5	103.7	0.2	1.9
保健医療	101.8	103.3	102.4	103.9	103.7	-0.1	1.3
医薬品・健康保持用品	99.7	99.5	99.1	99.3	99.0	-0.4	-0.1
保健医療器具	101.3	101.5	100.3	101.7	101.7	-0.1	1.3
保健医療サービス	103.0	105.9	104.8	106.8	106.8	0.0	1.9
交通	98.3	99.6	99.1	99.1	98.8	-0.3	-0.2
自動車等関係	99.8	100.0	99.4	99.8	99.6	-0.2	0.3
通信	99.4	102.5	101.0	102.2	101.8	-0.4	0.8
教育	95.3	93.7	95.1	92.6	92.5	0.0	-2.8
教育	102.2	102.7	102.3	102.8	102.8	0.0	0.5
授業料	102.4	102.7	102.4	102.8	102.8	0.0	0.4
教科書・学習参考	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	0.0	0.0
補習	101.8	102.6	102.1	102.8	102.8	0.0	0.7
教養娯楽	101.3	102.1	100.7	102.8	102.2	-0.6	1.5
教養娯楽用品	98.0	96.3	97.5	97.7	96.0	-1.7	-1.6
教養娯楽用品	100.8	100.7	101.2	100.1	100.4	0.3	-0.8
書籍・他の印刷物	100.8	101.7	101.6	101.8	103.5	1.6	1.9
教養娯楽サービス	102.0	103.4	100.6	104.4	103.1	-1.3	2.5
諸	100.9	101.4	101.2	102.0	102.1	0.1	0.9
美容サービス	100.4	100.7	100.6	100.7	100.7	0.0	0.1
美容用品	99.4	99.3	99.4	98.7	99.2	0.5	-0.2
身の回り用品	101.8	102.4	102.5	102.9	102.6	-0.3	0.1
たばこ	102.3	105.4	102.8	111.6	111.6	0.0	8.6
他の諸雑費	101.8	102.1	102.0	102.7	102.7	0.0	0.7

## 2019年4月1日以降の社内預金下限利率は年0.5%に据え置き

### 社内預金下限利率は21年続けて年0.5%

企業が従業員を対象に実施する社内預金制度は、預金利率の下限が厚生労働省令によって定められている。19年4月からの下限預金利率は19年1月に厚労省労働基準局監督課長から発出された「平成31年4月から適用される社内預金の下限利率について」により、前年に引き続き年0.5%となった。年0.5%は99年4月1日から続くもので21年連続となる。

### 法定下限利率見直しの仕組み

法定下限利率の見直しは00年12月14日付で公布された「労働基準法第18条第4項の規定に基づき使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令（平成12年労働省令第43号）」に基づき行なわれる。算定の基礎となるのは、日本銀行が集計している「定期預金の預入期間別金利（新規受入分）」で、この中の「預入金額300万円以下」の預入期間が1年から6年未満までの5区分の平均利率を用いる。

見直しには4月に実施する通常見直しと、10月に実施する特別見直しがある。通常見直しは前年10月時点の預入金利と現行下限利率との差が0.5%以上ある場合に行なわれる。また、4月時点での預入金利と現行下限利率との差が1.0%以上あった場合には、10月に特別見直しを実施される。下限利率が見直される際には、厚労大臣が官報により告示する。

### 19年4月は見直し基準に満たず据え置き

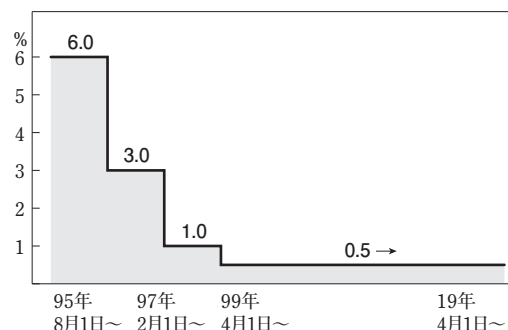
19年4月1日からの法定下限利率を算定すると以下ようになる。4月の通常見直しは、前年10月時点で定期預金の平均預入金利と現行下限利率の差が0.5%以上あると実施される。18年10月は全預入期間の金利の平均は表のとおり0.0158%だった。これと現行下限利率（0.5%）の差は通常見直しを行なう基準となる0.5%に満たなかった。そのため、19年4月1日以降の社内預金下限利率は引き続き年0.5%となる。

定期預金の平均金利（新規受入ベース）と社内預金下限利率との関係  
(年, %)

預入期間	2018年10月時点
1年以上2年未満	0.025
2年以上3年未満	0.014
3年以上4年未満	0.019
4年以上5年未満	0.008
5年以上6年未満	0.013
全平均 (A)	$0.079 \div 5 = 0.0158$
現行下限利率 (B)	0.5
A - B	$0.5 - 0.0158 = 0.4842$

※A-Bが0.5ポイント未満につき通常見直しは見送り

### 年0.5%が続く社内預金下限利率



### 定期預金金利1%以上で下限利率見直し

定期預金金利がどの程度上昇すれば、社内預金の下限利率が見直されるのだろうか。見直しには、定期預金金利と現行下限利率との差が0.5%以上になる必要がある。現行の下限利率は0.5%なので、見直しには定期預金金利が1.0%以上になる必要がある。

仮に平均金利が1.3651%になったと仮定すると以下の手順で見直しを実施される。まず、1.3651%を小数に直す（0.013651）。次に、小数点以下第3位未満を切り捨て（0.013）、小数点以下第3位を2捨3入・7捨8入する。2捨3入・7捨8入とは、小数点以下第3位の数字が0～2のときは切り捨て、3～7のときは5に、8、9のときは切り上げるもので、例示の場合は小数点以下第3位の数字が3だから5になる。したがって、このケースでは適用される平均金利は年1.5%になる。